

伝統工芸の地域資源としての活用に関する
実態調査

結果報告書

令和4年6月

総務省行政評価局

前書き

伝統工芸については、これまでも国や伝統工芸の産地を抱える地方公共団体等により様々な支援策が講じられてきた。

近年では、政府は累次の「まち・ひと・しごと創生」に係る閣議決定において、伝統工芸を地域資源として活用し、国内外の需要を取り込む方針を掲げている。

こうした方針の下、訪日外国人客の増加や、体験型ツアー需要の高まりなどを背景に、地方公共団体等においては、伝統工芸を含めた地域資源を活用している事例もみられる。

しかしながら、生活様式や社会経済の変化、安価な類似品の流入といった背景事情により、伝統工芸品の生産額や従事者数が減少傾向にあり、伝統的な技術等の継承が困難となっている産地もある。

以上のような状況を踏まえ、この調査は、伝統工芸を取り巻く各主体（都道府県、市区町村、製造協同組合、製造事業者等）の取組やニーズについて調査し、伝統工芸の地域資源としての活用例を整理するとともに、産地の現況と課題、課題解決に向けた取組について整理・分析し、関係府省及び産地における取組の検討に際し、参考となるよう取りまとめたものである。

なお、この調査では、各種制度に基づく指定の有無にかかわらず、各産地において受け継がれてきた工芸品を「伝統工芸品」と、その製造に用いられる技術等を含めて「伝統工芸」として取り扱っている。

目次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	3
1 伝統工芸の産地の現状等	3
(1) 伝統工芸の概要	3
(2) 伝統工芸の現状	3
(3) 伝統工芸をめぐる国・地方公共団体の施策の概要	4
2 伝統工芸の地域資源としての活用	6
(1) 伝統工芸を活用して地域活性化に取り組む産地の例	6
(2) 伝統工芸の維持・存続に向けた取組の必要性	17
3 伝統工芸を取り巻く課題及び当省の考察の概要	18
(1) 課題の総合的な解決の必要性	18
(2) 体制的な支援の必要性	20
4 伝統工芸を取り巻く現況と課題（課題の総合的な解決）	21
(1) 各課題の総合的な解決	21
(2) 需要の拡大に向けた取組	25
(3) 後継者の確保に向けた取組	39
(4) 原材料・用具等の確保に向けた取組	54
5 伝統工芸を取り巻く現況と課題（課題解決に向けた体制支援）	72
(1) 取組の実施体制に対する支援	72
(2) 地方公共団体の関与	79
第3 参考事例の紹介	93
1 本項目（参考事例の紹介）について	93
(1) 需要の拡大	93
(2) 後継者の確保	96
(3) 原材料・用具等の確保	97
第4 参考	99

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、伝統工芸の地域資源としての活用状況や、伝統工芸の産地における課題解決に向けた取組状況、伝統工芸に対する国や地方公共団体等の支援施策の実施状況・活用状況等を調査し、様々な主体による伝統工芸品産業の振興を後押しするとともに、関係行政の改善に資する情報を提供するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

経済産業省、文部科学省（文化庁）、内閣府

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（18）、市区町村（33）、伝統工芸品製造協同組合（36）^(注)、伝統工芸品製造事業者（42）、関係団体等

(注) (3)記載の調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統工芸品製造協同組合が存在しなかった品目が2品目、組合が複数存在し、そのうち2組合を調査した品目が1品目あったことから、調査対象組合数は36組合となっている。

(3) 調査対象とした伝統工芸品

本調査では、37品目の伝統工芸品に係る産地を調査対象とした。調査対象品目の属性については、以下の表のとおりとなっている。

表 調査対象とした伝統工芸品 37 品目の属性【調査時点（令和元年度）】

品種		指定制度		重要無形文化財	
織物	10	国指定伝統的工芸品	31	保持団体認定 ^(注)	7
染色品	2	都道府県指定伝統工芸品	11		
和紙	5				
陶磁器	5				
漆器	5				
木工品・竹工品	7				
金工品	2				
人形・こけし	1				

(注) 当該伝統工芸品を製作するための技術等の一部が、重要無形文化財に指定されている工芸技術と重複する伝統工芸品の数を記載している。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 2 事務所（東京、石川）

4 実施時期

令和元年8月～令和4年6月

第2 調査結果

1 伝統工芸の産地の現状等

(1) 伝統工芸の概要

伝統工芸品とは、一般的には、古くから日常生活の用に供され、手工業により製造されるものを指すとされ、その数は約1,400あるとも言われており、織物、染色品、和紙、陶磁器、漆器、木工品・竹工品、金工品、人形・こけしなど多種多様な種類が存在する。また、類似用語として、郷土玩具や民芸品などがある。こうした伝統工芸品を製造する業界は、しばしば地域の雇用を支える「地場産業」と称される。

経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき、産業振興と地域経済の発展を目的として、令和4年3月時点で237品目を「伝統的工芸品」として指定している。

なお、伝統的工芸品の指定要件は、次のとおりとされている。

- i) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- ii) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- iii) 伝統的な技術又は技法^(注)により製造されるものであること。
- iv) 伝統的に使用されてきた原材料^(注)が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- v) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

(注) 具体的には、100年以上の歴史を有していること。

また、文部科学省（文化庁）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上等を目的として、令和4年4月時点で16団体を「重要無形文化財」の保持団体として認定している。

なお、工芸技術に係る重要無形文化財の指定基準は、陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のいずれかに該当するものとされている。

- i) 芸術上特に価値の高いもの
- ii) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- iii) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

(2) 伝統工芸の現状

本調査を開始した令和元年度時点では、訪日外国人客の増加や、体験型ツアー需要の高まりなどを背景に、地方公共団体等においては、伝統工芸を含めた地域資源を活用することで、地域外からの消費需要を取り込む取組もみられた。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においても、表1-(2)のとおり、地方創生に向けて海外需要を取り込む観点から、「農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得（インバウンド）の2つを地方創生の成長エンジンとし、対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組を関係

省庁が一丸となって支援する。」とされている。

表 1-(2) 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) <抜粋>

III. 各分野の当面の主要な取組

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(3) 「海外から稼ぐ」地方創生

人口減少による人手不足が顕在化する中、日 EU・EPA や TPP11 の協定発効、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントの開催等を好機と捉え、地域が海外を含めた域外から稼ぎ、域内での効率的な経済循環を実現することが重要である。各地方「ならでは」の特色ある農林水産業や、豊かな食文化を強みの 1 つとする観光業は、欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要を取り込むことができる地域の成長産業と位置付けられる。農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得（インバウンド）の 2 つを地方創生の成長エンジンとし、対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組を関係省庁が一丸となって支援する。

しかしながら、伝統工芸については、生活様式や社会経済の変化、安価な類似品の流入といった背景事情により、伝統工芸品の生産額や従事者数が減少傾向にあるとされている。

(3) 伝統工芸をめぐる国・地方公共団体の施策の概要

ア 製造協同組合・製造事業者等に対する主な支援施策

(7) 伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）

上記(1)のとおり、経済産業省から伝統的工芸品として指定を受けた産地の製造協同組合等は、振興計画等といった所定の計画を策定の上、後継者の育成・確保、原材料の確保、需要の開拓等の事業に充てられる伝統的工芸品産業支援補助金（以下「伝産補助金」という。）を受けることが可能となっている。

(4) 伝統的工芸品産業振興補助金（経済産業省）

伝産法には、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下「伝産協会」という。）の設立について規定されている。

伝産協会は、経済産業省から伝統的工芸品産業振興補助金を受け、伝統的工芸品の普及啓発のほか、人材確保及び技術・技法継承事業などといった伝統的工芸品の産地の取組に対する支援等を実施している。

(7) 中小企業・小規模事業者向け支援策（中小企業庁）

伝統工芸品の製造事業者のほとんどは中小企業や小規模事業者に該当することから、製造事業者が需要の拡大を目的として行う販路開拓や商品開発に関する取組につ

いては、中小企業庁の「JAPANブランド育成支援事業」など、中小企業・小規模事業者向けの支援制度を活用することが可能となっている。

(イ) 重要無形文化財伝承事業費国庫補助、文化財保存技術保存事業費国庫補助(文化庁)

重要無形文化財に指定された技術のうち、工芸技術の性格上個人的特色が薄い技術については、技術を保持する者を主たる構成員とする団体を保持団体に、また、選定保存技術^(注)を保存することを主たる目的とする団体を保存団体に認定しており、両団体等は、伝承者養成や技術研究等の取組に対する支援を受けることが可能となっている。

(注) 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものとして、文化財保護法に基づき文部科学大臣が選定するもの

(オ) 地方公共団体による支援制度

地方公共団体においても伝統工芸の振興に向けて、伝統工芸品製造協同組合（以下「産地組合」という。）・製造事業者が実施する伝統工芸品の需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった取組を後押しするために支援を実施している。

なお、地方公共団体によっては、振興等を目的とした伝統工芸に関する条例を定め、当該条例に基づく基準によって地方公共団体独自の伝統工芸品の指定制度を設けており、指定伝統工芸品を対象とした支援を行っている場合もある。

また、産地組合・製造事業者への支援に当たって、独自の計画を策定した上で計画的に施策を講じている場合もある。

加えて、伝統工芸を地域資源の一つとして、他の地場産品とともにブランド化する等して地方公共団体が支援している場合もある。

イ 地方公共団体に対する主な支援施策

(7) 地方創生推進交付金等（内閣府）

伝統工芸を活用して地域の活性化を図ろうとする地方公共団体は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画^(注)を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金の支援措置を受けることができる。

(注) 地方公共団体が、地方版総合戦略で位置付けられた目標や施策に関する基本的方向性を実現するために、地域経済の活性化や地域雇用の創造等を実現することを目的に策定するもの

(イ) 地域おこし協力隊（総務省）

地方公共団体がその地域への定住・定着を図ることを目的として、都市部の住民を地域に受け入れて、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、伝統工芸品産業の復活など「地域協力活動」に従事させた場合、総務省から隊員の活動経費（報償費、住居の借上費、研修費等）に係る支援を受けることができる。

2 伝統工芸の地域資源としての活用

(1) 伝統工芸を活用して地域活性化に取り組む産地の例

我が国では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、表2-(1)-①のとおり、地域資源等を活用して地域の競争力を確保する観点から、「各地の伝統的工芸品産業の持つ観光資源としての高い訴求力を活かし、オンラインを活用した展示会への出展や広報活動の強化などの国内外の需要を取り込むための取組を推進する。」とされている。

表2-(1)-① 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）〈抜粋〉

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

iv 地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

【具体的取組】

(c) 地域資源の商材化やその販路開拓を支える担い手・支援体制の整備

- ・ 各地の伝統的工芸品産業の持つ観光資源としての高い訴求力を活かし、オンラインを活用した展示会への出展や広報活動の強化などの国内外の需要を取り込むための取組を推進する。

当省が調査対象とした産地の中でも、一部の産地では、調査時点（令和元年度）に高まりを見せていたインバウンド需要に対応する等の目的から、地方公共団体、産地組合、製造事業者等が連携するなどして、伝統工芸を地域資源として活用し、地域活性化に取り組んでいこうとしている例がみられた。

調査対象とした産地における伝統工芸の地域資源としての活用事例としては、主に次のような例がみられた（図2-(1)-②）。

① 観光客誘致

伝統工芸を観光資源として活用し、他の観光資源と組み合わせるなど、「観光客誘致」に活用している例

② 移住・定住の促進

地域おこし協力隊制度等を活用するなどして、伝統工芸品産業への従事希望者を地域外から呼び込むなど、「移住・定住の促進」に活用している例

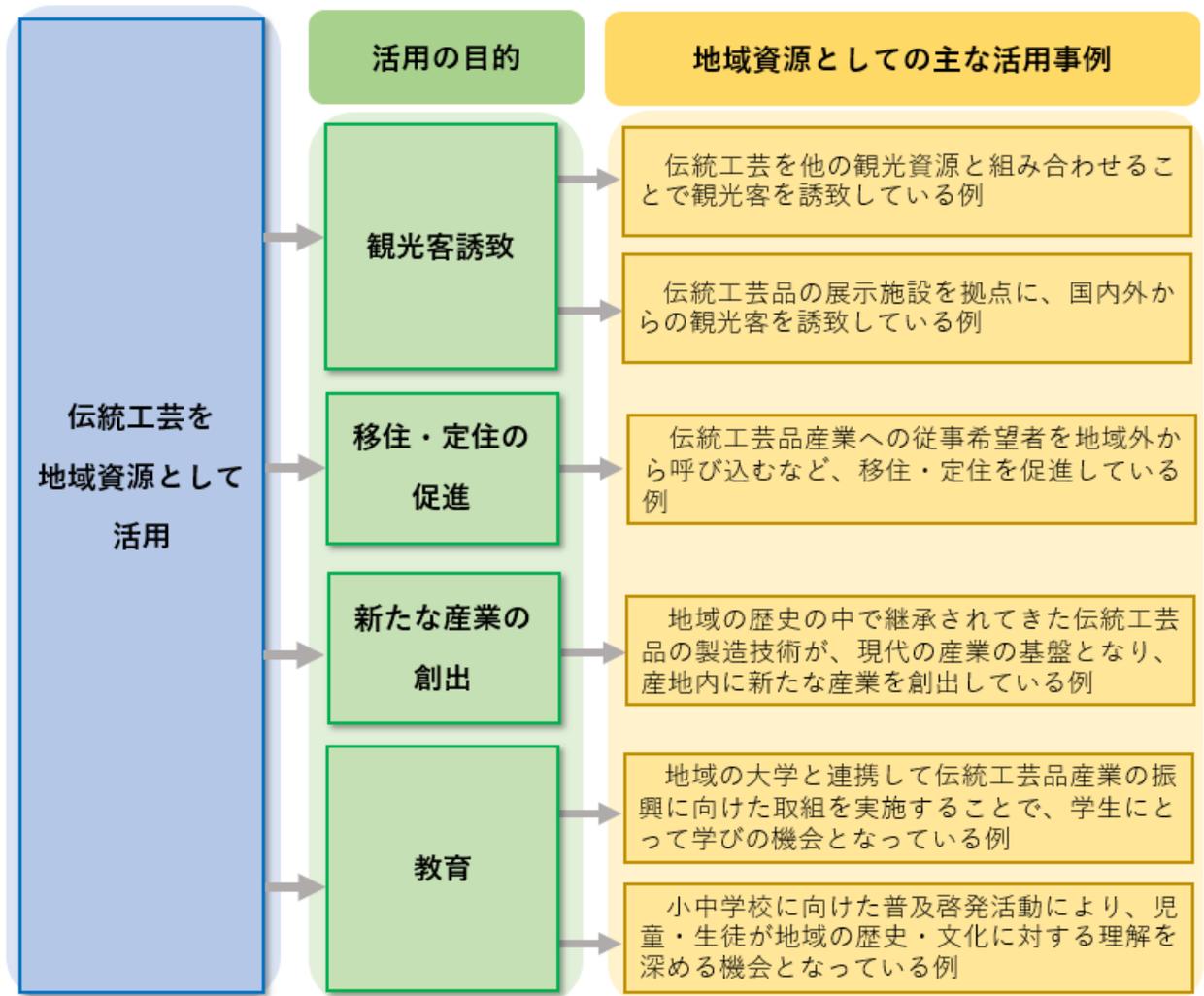
③ 新たな産業の創出

地域の歴史の中で継承されてきた伝統工芸品の製造に係る技術やノウハウが現代の産業の基盤となっており、これらを転用するなど、産地内の「新たな産業の創出」に活用している例

④ 教育

地域の大学と連携して、伝統工芸品産業の振興に向けた取組を実施することで、伝統工芸品産業の振興のほか、学生の学びの機会にもなるなど、伝統工芸を「教育」に活用している例

図2-(1)-② 伝統工芸の地域資源としての活用事例（目的別）



(注) 当省の調査結果による。

なお、地域資源として活用された伝統工芸品の中には、経済産業大臣による伝統的工芸品の指定を受けているもののほか、重要無形文化財として文部科学大臣によって指定された工芸技術に基づくものなどもみられた。

本項細目では、伝統工芸を活用して地域活性化に取り組むことを目指している産地の取組を後押しする観点から、以下ア～エにおいて、各産地における取組の好事例を整理した。

ア 「観光客誘致」に活用している例

当省が調査対象とした産地の中には、表2-(1)-③のとおり、伝統工芸を観光資源として活用し、他の観光資源と組み合わせる、伝統工芸品の展示施設を整備するなどにより、国内外からの観光客の誘致につなげようとしている例がみられた。

表 2-(1)-③ 伝統工芸を「観光客誘致」に活用している産地の例

No.	品種 (品目)	内容																		
1	織物 (久留米 がすり 絨)	<p>福岡県広川町等で製造されている久留米絨は、主な購買層が国内の高齢者となっており、産地では、海外需要の取り込みも含めた販路の開拓が課題となっていた。また、製造事業者においても、久留米絨の情報発信に向けて、広川町の観光資源と久留米絨を結び付けたイベント等の開催を検討していた。</p> <p>一方、広川町においては、従前から、久留米絨を含めた観光資源（伝統工芸品の製造体験、イチゴ狩りやそば打ち等の体験、イチヨウや果樹園等の自然景観等）を観光客誘致に生かしておらず、各種観光資源の有効な活用方法について検討していた。</p> <p>広川町の担当者と上記製造事業者は、日常的な情報交換等の中で、両者の問題意識・意向が合致し、有志を募った上で地域づくりに向けた団体を設立した。そして、観光客の誘致に向けて、伝統工芸を含めた各種地域資源を組み合わせ、観光ルートとして設定することで滞在時間を延ばし、また、その観光情報を外国人に向けて発信することで今後の外国人観光客誘致に向けた足掛かりとすることとした。</p> <p>情報発信に当たっては、上記製造事業者の人脈を活用することで、ニューヨークからインフルエンサー（メディア関係者、旅行代理店関係者など、旅行業界において影響力のある人物）を広川町内に招へいし、下表のとおり、久留米絨の製造見学・体験や、地域内の観光資源（景観・食事など）を結び付けて案内し、伝統工芸を含めた地方公共団体の魅力を海外に向けて発信してもらっている。</p> <p>表 伝統工芸を含めた地域資源の組合せによる観光ルート（一部抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行程</th> <th>紹介する地域資源</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>イチヨウ</td> <td>一面イチヨウの鮮明な景色を紹介し、国内外から多くの観光客を呼び込むスポットがあるとPR</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>久留米絨</td> <td>町の伝統工芸品である久留米絨の製造体験に加え、現代でも久留米絨が様々な形で利用されていることを紹介</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>日本茶・そば打ち</td> <td>茶屋にて抹茶ひき体験・試飲を通じて日本茶を楽しんでもらうほか、そば打ち体験も実施</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ガーベラ畑</td> <td>国内有数のガーベラ生産地であることから、地域のガーベラ畑を案内し、写真スポットとして紹介</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>久留米絨等</td> <td>地域の産業文化施設において、久留米絨等を使った小物や衣類の紹介、お土産の紹介を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省が作成した。</p>	行程	紹介する地域資源	内容	1	イチヨウ	一面イチヨウの鮮明な景色を紹介し、国内外から多くの観光客を呼び込むスポットがあるとPR	2	久留米絨	町の伝統工芸品である久留米絨の製造体験に加え、現代でも久留米絨が様々な形で利用されていることを紹介	3	日本茶・そば打ち	茶屋にて抹茶ひき体験・試飲を通じて日本茶を楽しんでもらうほか、そば打ち体験も実施	4	ガーベラ畑	国内有数のガーベラ生産地であることから、地域のガーベラ畑を案内し、写真スポットとして紹介	5	久留米絨等	地域の産業文化施設において、久留米絨等を使った小物や衣類の紹介、お土産の紹介を実施
行程	紹介する地域資源	内容																		
1	イチヨウ	一面イチヨウの鮮明な景色を紹介し、国内外から多くの観光客を呼び込むスポットがあるとPR																		
2	久留米絨	町の伝統工芸品である久留米絨の製造体験に加え、現代でも久留米絨が様々な形で利用されていることを紹介																		
3	日本茶・そば打ち	茶屋にて抹茶ひき体験・試飲を通じて日本茶を楽しんでもらうほか、そば打ち体験も実施																		
4	ガーベラ畑	国内有数のガーベラ生産地であることから、地域のガーベラ畑を案内し、写真スポットとして紹介																		
5	久留米絨等	地域の産業文化施設において、久留米絨等を使った小物や衣類の紹介、お土産の紹介を実施																		

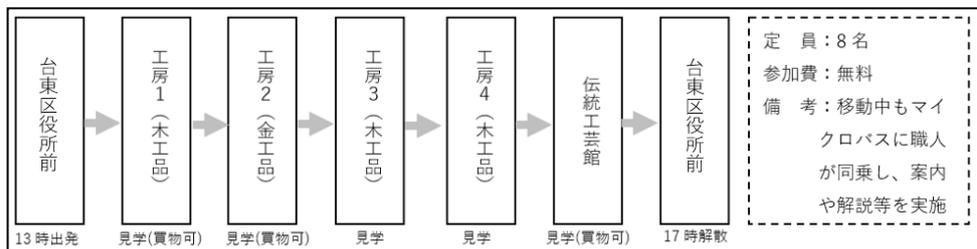
		<p>広川町は、本取組を通じて、インフルエンサーとのディスカッションを行い、外国人の目線から見た町の強み・弱み、また外国人向け観光施策についてアドバイスを受けるなど、今後のインバウンド需要の取り込みに向けた足掛かりを作ることができたとしている。</p>
2	全般	<p>東京都台東区は、全国でも有数の伝統工芸産業の集積地となっており、同区の担当者は、「国内外で本区を紹介する際には、必ずと言ってよいほど伝統工芸品の話が出るなど、区にとって伝統工芸品はシンボリックな存在であり、支援にも力を入れている。」としているなど、伝統工芸産業を地域のシンボリックな産業と捉え、以下のとおり、地域内の伝統工芸産業に向けた横断的な取組を実施している^(注)。</p> <p>(注) 本報告書で記載している台東区の取組については、調査時点(令和元年度)の情報を記載しており、以下で記載している「伝統工芸館における週末の職人製作実演と製作体験」、「工房見学ツアー」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年度末には取組を中止している。</p> <p>1 伝統工芸産業支援の拠点となる展示館の全面リニューアル及び多言語による情報発信</p> <p>台東区では、平成9年度に、伝統工芸産業支援の拠点となる、江戸下町伝統工芸館(以下「伝統工芸館」という。)を開設しており、館内において、①地域内の伝統工芸品の常設展示、②週末の職人製作実演、③年3回の製作体験イベント等を実施し、観光客等に対する地域伝統工芸産業のPRを行ってきたが、年月の経過とともに施設や設備が老朽化し、来場者も減少傾向にあったことから、より魅力的な施設とするため、伝統工芸館の全面リニューアルを実施することとした。</p> <p>同区は、リニューアルに当たって、平成27～28年度に有識者を含めた検討会議を開催し、そのコンセプトを「①訪日外国人旅行者の取り込み」と「②職人と一般人との交流促進」に設定し、29年度の工事設計を経て、30年度にはほぼ1年かけて大規模な改装工事を実施してリニューアルオープンしている。</p> <p>リニューアルの結果、コンセプトとしていた「①訪日外国人旅行者の取り込み」及び「②職人と一般人との交流促進」について、①については通訳スタッフの常時配置、多言語対応タッチパネルの導入等により受入対策が格段に強化されているほか、②についても、リニューアル前から館内で実施していた製作体験について、製造事業者等との協議・調整を行った結果、実施回数を大幅に増加(年に3回のみの実施であったところを、年に20回程度実施)するよう見直しており、リニューアル後の伝統工芸館には、調査時点で、毎月4,000人～5,000人程度の来場があるとしている。</p> <p>また、同区では、平成29年度から、訪日外国人へのPRに向けた情報発信として、伝統工芸品を紹介するための専用ウェブサイトを開設しているほか、SNS(Facebook及びInstagram)を活用し、伝統工芸館のイベント情報を多言語で発信している。</p> <p>同区は、上記の取組の相乗効果により、今後、訪日外国人など新たなファン層を獲得し、地域伝統工芸産業の販路拡大を期待するとしている。</p>

2 工房見学ツアーの実施

台東区は、上記1で記載した伝統工芸館のリニューアルを契機に、伝統工芸館を拠点とする観光客の回遊性の向上(できるだけ多くの場所を観光客に見てもらう)に向けた事業展開を目指している。

同区では、地域内に様々な品目の工房が集積している強みを生かし、令和元年度に、品目の異なる複数の工房を見学できる工房見学ツアーを実施しており、当該ツアーでは、土曜日の午後、それぞれ品目の異なる4か所の工房と、伝統工芸館を見学し、一部では買物も可能な内容となっている(下表参照)。

表 工房見学ツアーの行程(令和元年度・ツアー第1回目)



(注) 当省が作成した。

台東区は、「今後も内容に検討を加えながら継続することで新たなファン層を開拓することができ、地域全体の販路拡大につながることを期待される。」としている。

3

織物
(宮古
じょうふ
上布)

沖縄県では、伝統工芸品について、「伝統工芸産業は、製造業全体に占める割合は小さいものの、製造産地は県内全域に点在し、地域経済の活性化や観光・リゾート産業の振興に重要な役割を果たしている。」としている。

その中でも、沖縄県宮古島市では、伝統工芸品である宮古上布を含めた地域資源の活用による地域振興に向けて、平成21年度から、体験型観光施設「宮古島市体験工芸村」を開設している。

同施設内には、宮古上布のほか、郷土料理や各種民芸品の製作体験が可能な工房・施設が所在しており、宮古上布の工房については、産地組合の管理・運営により、その製作体験や歴史を学ぶことが可能となっている。

なお、宮古島市体験工芸村では、平成30年度まで、その体験人数が増加傾向にあり、宮古島市は「雨天時など、他の屋外観光が困難な場合でも、本施設は利用可能であり、その認知度が着実に上がっているのではないかと」している。

表 宮古島市体験工芸村における各種工房等の体験人数の推移

(単位：人)

区分	平成28年度	29年度	30年度
体験人数	7,304	8,359	9,869

(注) 1 当省が作成した。

2 体験人数の総数は延べ数となっている。

4	織物 <small>ちちぶ</small> (秩父 <small>めいせん</small> 銘仙)	<p>埼玉県秩父市では、平成 13 年に埼玉県から譲渡された「埼玉県秩父工業試験場」の施設を改築することで、下表のとおり、秩父銘仙に関する民俗学上貴重な資料を収集、保管及び展示し、伝統的技術を継承するための施設「ちちぶ銘仙館」を設置しており、同市は、当該施設を、地域の観光資源の一つとして捉え、市ホームページや観光ポータルサイトにおいて周知している。</p> <p>表 ちちぶ銘仙館の業務概要（平成 30 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 506 603 555">区分</th> <th data-bbox="603 506 1385 555">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 555 603 896"> 主な業務 内容 </td> <td data-bbox="603 555 1385 896"> <ol style="list-style-type: none"> 1 秩父地域の織物等に関する資料収集事業 秩父地域の織物・染物に関する貴重な歴史的・文化的資料の収集等 2 催事の開催 春の芝桜開花期に併せて、秩父銘仙のPRを行い、秩父の織物の振興を図るための催事を開催 3 特別企画展の開催 秩父の織物に関する特別企画展を開催 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 896 603 1191"> 主な展示・ 体験内容等 </td> <td data-bbox="603 896 1385 1191"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糸繰室（繭から糸を取る機械の展示・稼働） ・ 整経場（必要な本数の経糸（たていと）を、長さをそろえて織り機に巻き付ける工程に必要な整経機の展示・稼働） ・ なっ染室（染め工程に必要ななっ染台等の展示・稼働） ・ 織場（手動式織機の展示・稼働） ・ 産地組合（指定管理者）が実施する染め織り体験等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省が作成した。</p> <p>また、秩父市では、平成 25 年 12 月に秩父銘仙が国の伝統的工芸品に指定されたことを受けて、より見学・体験をしやすいするため、平成 28 年に館内展示や体験室の工事を実施することで、ちちぶ銘仙館のリニューアルを行ったほか、館内で実施している染め織り体験メニューの見直し等も実施しており、以下のとおり、平成 26 年度から 30 年度にかけて、来館者は 1 万 2,767 人から 1 万 6,156 人まで約 26.5%増加し、染め織り体験者は 1,631 人から 2,992 人まで約 83.4%増加している。</p> <p>表 ちちぶ銘仙館の来館者数・染め織り体験者数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1711 574 1805">区分</th> <th data-bbox="574 1711 724 1805">平成 26 年度</th> <th data-bbox="724 1711 874 1805">27 年度</th> <th data-bbox="874 1711 1024 1805">28 年度</th> <th data-bbox="1024 1711 1174 1805">29 年度</th> <th data-bbox="1174 1711 1334 1805">30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1805 574 1850">来館者数</td> <td data-bbox="574 1805 724 1850">12,767</td> <td data-bbox="724 1805 874 1850">12,145</td> <td data-bbox="874 1805 1024 1850">11,344</td> <td data-bbox="1024 1805 1174 1850">15,968</td> <td data-bbox="1174 1805 1334 1850">16,156</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1850 574 1939">染め織り 体験者数</td> <td data-bbox="574 1850 724 1939">1,631</td> <td data-bbox="724 1850 874 1939">1,324</td> <td data-bbox="874 1850 1024 1939">1,495</td> <td data-bbox="1024 1850 1174 1939">1,997</td> <td data-bbox="1174 1850 1334 1939">2,992</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省が作成した。</p>	区分	内容	主な業務 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 秩父地域の織物等に関する資料収集事業 秩父地域の織物・染物に関する貴重な歴史的・文化的資料の収集等 2 催事の開催 春の芝桜開花期に併せて、秩父銘仙のPRを行い、秩父の織物の振興を図るための催事を開催 3 特別企画展の開催 秩父の織物に関する特別企画展を開催 	主な展示・ 体験内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糸繰室（繭から糸を取る機械の展示・稼働） ・ 整経場（必要な本数の経糸（たていと）を、長さをそろえて織り機に巻き付ける工程に必要な整経機の展示・稼働） ・ なっ染室（染め工程に必要ななっ染台等の展示・稼働） ・ 織場（手動式織機の展示・稼働） ・ 産地組合（指定管理者）が実施する染め織り体験等 	区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	来館者数	12,767	12,145	11,344	15,968	16,156	染め織り 体験者数	1,631	1,324	1,495	1,997	2,992
区分	内容																									
主な業務 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 秩父地域の織物等に関する資料収集事業 秩父地域の織物・染物に関する貴重な歴史的・文化的資料の収集等 2 催事の開催 春の芝桜開花期に併せて、秩父銘仙のPRを行い、秩父の織物の振興を図るための催事を開催 3 特別企画展の開催 秩父の織物に関する特別企画展を開催 																									
主な展示・ 体験内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糸繰室（繭から糸を取る機械の展示・稼働） ・ 整経場（必要な本数の経糸（たていと）を、長さをそろえて織り機に巻き付ける工程に必要な整経機の展示・稼働） ・ なっ染室（染め工程に必要ななっ染台等の展示・稼働） ・ 織場（手動式織機の展示・稼働） ・ 産地組合（指定管理者）が実施する染め織り体験等 																									
区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																					
来館者数	12,767	12,145	11,344	15,968	16,156																					
染め織り 体験者数	1,631	1,324	1,495	1,997	2,992																					

(注) 当省の調査結果による。

イ 「移住・定住の促進」に活用している例

当省が調査対象とした産地の中には、表2-(1)-④のとおり、地域おこし協力隊制度等を活用するなどして、伝統工芸品産業への従事希望者を地域外から呼び込むことで、地域への移住・定住につなげようとしている例がみられた。

表 2-(1)-④ 伝統工芸を「移住・定住の促進」に活用している産地の例

No.	品種 (品目)	内容
1	織物 (二風 谷アット ウシ)	<p>北海道平取町においては、豊かな自然資源を背景にアイヌの人々が古くから住んでおり、アイヌ文化が発展・継承されてきた。現在もアイヌ文化が色濃く残っており、神事・儀礼儀式・舞踊・言語・伝統工芸など貴重なアイヌ文化が現代まで保存・継承されている。</p> <p>しかし、地域における人口の高齢化・過疎化が進行するとともに、各産業の担い手の後継者不足が生じており、アイヌ文化の後継者不足についても課題となっている。</p> <p>このことを踏まえ、平取町においては、豊かな自然、美しい景観、農林畜産物等多様な地域資源を生かし、持続する産業を創出することで地域経済の活性化を図り、また、域外から人を呼び込んで定住・定着につなげることを狙いとした各種取組を実施しており、特に二風谷アットウシを始めとしたアイヌ工芸については、後継者の確保につなげることも目的として、以下のとおり取組を実施した。</p> <p>1 地域おこし協力隊制度を活用した域外からの移住・定住の促進</p> <p>平取町は、従前より地域おこし協力隊制度を活用して域外より隊員を募集し、域内に定住・定着させることを目標として地域での活動に従事させていたが、平成 25 年度からは伝統工芸の継承や地域資源の活用による自立、30 年度からは伝統工芸の継承による自立を目指すことに特化して活動を実施する隊員を募集しており、25 年度に 2 人、27 年度に 1 人、30 年度に 1 人が委嘱され、アイヌ伝統工芸の技術習得等に取り組んだ。</p> <p>2 任期終了後の隊員の地域への定着に向けた取組</p> <p>地域おこし協力隊員は、任期中から産地組合に加入し、任務終了後も伝統工芸の製作体験等を実施する公営施設（後述 3）の管理・運営を実施する法人や、「実践型地域雇用創造事業」（厚生労働省。平成 30 年度をもって新規実施地域の募集終了）を実施するための地域活性化協議会において、伝統工芸に携わる仕事に就き、後継者として技術を磨くなどした。</p> <p>さらに平取町は、今後（調査実施時点）、隊員の任用期間（最長 3 年）満了後の生活を支援するため、任用期間満了後の 2 年間は、生活支援費を 1 か月当たり 10 万円、家賃補助を 1 か月当たり 2 万円、講師等への謝金を 1 か月当たり 3 万円を上限に支給することを予定している。</p>

		<p>3 共同作業場及び体験施設としての機能を持つ施設の整備</p> <p>平取町は、「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）」（農林水産省）を活用し、工芸品の製作や新製品開発、担い手育成に活用できる共同作業場としての機能を持ち、伝統工芸品の製作過程の実演・展示、製作体験等を実施することで観光客誘致にも活用できる施設を整備し、平成 31 年 4 月に開館させた。また、同施設では、地域活性化協議会、産地組合等による若手従事者に対する技術講習等についても実施されている。</p> <p>同町は、同施設を整備することで、当該伝統工芸品の販売の拡大と雇用の創出を図り、定住の促進と地域活性化を目指すとしている。</p> <p>4 現在の定住・定着状況について</p> <p>上記のとおり取組を実施した結果、これまで（令和 3 年度末時点）に任期が終了した 4 人の隊員については、全員が町に定着し、うち 3 人が伝統工芸品の製造を継続している。</p> <p>平取町は、隊員の任期が終了した後も域内に働き先があったことが、成果を上げることができた要因であるとしている。</p>
--	--	---

（注） 当省の調査結果による。

ウ 「新たな産業の創出」に活用している例

当省が調査対象とした産地の中には、表2-(1)-⑤のとおり、地域の歴史の中で継承されてきた伝統工芸品の製造に係る技術やノウハウが現代の産業の基盤となっており、これらを転用することにより、産地内に新たな産業を創出している例がみられた。

表 2-(1)-⑤ 伝統工芸を「新たな産業の創出」に活用している産地の例

No.	品種 (品目)	内容
1	織物 (備後 <small>びんご</small> がすり <small>がすり</small> 緋)	<p>広島県福山市では、400 年以上の年月により培われてきた備後緋の製造技術や知識が、他の繊維産業へと受け継がれており、特にデニム製造については、高い国内シェアを占める製造事業者を中心に、市内にデニム関連企業が集積するなど、市の中核産業として成長している。</p> <p>同市は、地域を代表する産品として国内外から高い評価を受けているデニムの継続的な発展に向けて、産地や製品の PR 等を行っている。</p> <p>1 伝統工芸品からデニムへの転換について</p> <p>福山市がデニム産地として発展した背景には、備後緋の製造を通じて地域で培われた、厚手生地^①の織布技術や藍染めなどの染色技術がある。</p> <p>当省が調査対象としたデニム製造事業者は、現在では同市のデニム産業の中でも中心的な企業となっているが、元々は、明治時代に備後緋の製造事業者として創業していた。</p>

		<p>しかし、昭和 30 年代から日本の工業化が急速に進み、従来、農業従事者の作業着として用いられてきた備後緋は、需要の減少・市場の縮小がみられるようになった。</p> <p>その後、昭和 40 年代になると、我が国でデニムの需要が増加し、当該事業者は、国内の綿織物メーカーからデニムの素材となる糸の染色依頼を受け、備後緋の製造ノウハウ・機材を活用して当該依頼に当たった。</p> <p>上記の経緯により、当該事業者はデニム製造に転換し、現在では、備後緋の製造を終了しているものの、数々の有名衣料メーカー等を顧客としてデニムの高い国内シェアを達成し、海外約 30 か国への輸出も行う企業へと成長している。</p> <p>2 福山市におけるデニム振興への取組</p> <p>現在では、福山市内には 40 以上ものデニム関連企業が集積し、紡績・染色・織布・縫製・加工といった全ての工程を市内の企業で完結できる日本屈指のデニムの産地となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、同市は、全国に誇るデニム産業の継続的な発展につなげるため、産地や製品のPRにも取り組んでおり、備後圏域 6 市 2 町の地方公共団体とデニム事業者によるPRプロジェクトとして「備中備後ジャパンデニムプロジェクト」を立ち上げ、イタリア・ミラノ等国内外でのPR活動を実施している。</p>
--	--	---

(注) 当省の調査結果による。

エ 「教育」に活用している例

当省が調査対象とした産地の中には、表2-(1)-⑥のとおり、地域の大学が、伝統工芸品産業との連携を通じて人材育成を実施している例や、産地組合が将来の従事者の確保に向けて、小中学校の児童・生徒に向けた普及啓発活動を実施している例がみられ、伝統工芸が教育に活用されている例が確認された。

このような伝統工芸の教育への活用は、大学においては、地場産業の課題と解決手法について、学生が実践的に学ぶ機会を設けることで人材育成につながっているほか、小中学校においては、児童・生徒が地域の歴史・文化に対する理解を深める機会となっている。

表 2-(1)-⑥ 伝統工芸を「教育」に活用している産地の例

No.	品種 (品目)	内容
1	織物 (久留米緋)	<p>福岡県広川町では、以前、地元の大学から、学生が地域産業と関わって課題解決に取り組むことを通じ、その育成を図ることを目的とする協定の締結に向けた申出があったことから、平成 28 年に大学との間で連携協定を締結し、地域産業の振興、まちづくり、人材育成等について包括的に連携・協力を行うこととしていた。</p> <p>同町は、日頃から会議等で久留米緋の産地組合・製造事業者と接する中で、産地において用具「自動くくり機」の維持管理^(注)が課題となっている旨を</p>

把握していたことから、上記の連携協定を締結している大学との協働により、下表のとおり、用具の維持管理に向けた調査研究事業を開始している。

(注) 久留米絣の産地では、製造事業者の半数が、織物の製造工程のうち、糸の染める部分を分ける「くくり」の作業時間を短縮可能な、電力式の自動くくり機を活用していたが、当該自動くくり機は産地内の共同作業施設に4機設置されているのみであり、また自動くくり機の開発に携わった担当者は既に退職している。仮に、老朽化等により自動くくり機が故障した場合には、その修理を行うことができない状況となっているため、久留米絣の製造に大きな打撃を受ける可能性があることから、自動くくり機の維持管理は産地の重要な課題となっていた。

表 広川町と大学による用具の維持管理に向けた共同研究の内容等

研究 目的	<p>学生が、地方公共団体内の滞在交流施設を拠点として、久留米絣の生産現場をフィールドワークして職人と交流した上で、現場の課題を解決するアイデアを出し合い、試験機の開発等を行うこと。</p> <p>また、これらを通じ、地場産業の課題とその解決手法を実践的に学ぶとともに、地元製品のPRや商品開発の新たな手法についても検討すること。</p>
研究 内容	<p>① 学生による久留米絣の工房訪問・フィールドワーク 学生が町内の久留米絣製造事業者の工房や産地組合の工房等を訪問し、製造に使用している機械に係る問題点、機械の構造等についてのヒアリングや実態把握のためのフィールドワークを実施する。</p> <p>② 学生及び職人によるアイデアソン (注2) 滞在交流施設に学生や職人等幅広い人材を集め、久留米絣の製造工程だけではなく商品や販路等を含めた全体像や将来ビジョンに関してアイデアを出し合う場「アイデアソン」を開催する。</p> <p>③ 製造機械の改良に向けた試作品の製造等 久留米絣の製造を持続可能とするために、必要な機械の改良や部品の復元、効率化が可能な工程の改良に向けた試験等を行う。</p>

(注) 1 当省が作成した。

2 「アイデアソン」とは、アイデア (Idea) とマラソン (Marathon) を組み合わせた造語で、ある特定のテーマについて多様性のあるメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やアクションプラン、ビジネスモデルの構築などを短期間で行うイベントを指す。

上記の調査研究を実施したことで、自動くくり機の維持管理について、①老朽化による部品の劣化が進行しているものの、当該部品が入手困難となっていること、②制御用ソフトが最新のOSに対応していないこと、③故障した際の修理・調整に長時間を要することなど、従来、漠然と認識されていた

		問題点が明らかになるとともに、当該機械の構造が把握され、今後、自動くくり機の実験機の試作が行われる予定となっている。				
2	漆器 (輪島塗)	<p>輪島市では、消費者の生活様式の変化や、価値観の多様化に伴い、輪島塗の国内需要が低迷していることから、潜在的顧客層の開拓に向けた取組を促進するとともに、輪島塗のPR方法等について再検討の必要があったとして、地元大学と連携して課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>本取組では、大学が教育課程の一環として、下表のとおり、輪島塗の市場調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえて、消費者にとって分かりやすい宣伝方法を分析しているなど、大学側にとっても、学生が地域資源の活用策の提案能力を身に付ける機会となっている。</p> <p>なお、輪島市では、大学から提供された研究成果について、今後、具体的な活用方法を検討するとしている。</p> <p>表 輪島塗の市場調査・PR手法の研究内容等</p> <table border="1"> <tr> <td>研究概要</td> <td> <p>地元大学では、博士教育課程の一環として、ローカルな文化資源のグローバルな活用を可能にする資源発掘・管理・活用策提案能力を身に付けた人材の育成を図っている。</p> <p>今回は、伝統工芸品市場の活性化に向けて、生産現場から求められている課題(輪島塗の認知度は高いものの、消費者の手に取ってもらうまでには至らない。)を解決するために、学生達が、①輪島塗に対して人々がどのように感じているかという点について感性工学(消費者の感性を製品等のデザインに生かそうとする工学)の手法を用いて分析し、②分析結果を誰に届けるのか、という点について、マーケティング手法を学びながら、2年間にわたり地域提案型の課題に産学官連携で取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td>研究内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・輪島塗の現状を実体的に知るためのフィールド調査 ・感性工学に関する基本的な講義 ・輪島塗を対象とした感性評価調査 ・マーケティング手法を用いた伝統工芸品市場と価値の検討等 </td> </tr> </table> <p>(注) 当省が作成した。</p>	研究概要	<p>地元大学では、博士教育課程の一環として、ローカルな文化資源のグローバルな活用を可能にする資源発掘・管理・活用策提案能力を身に付けた人材の育成を図っている。</p> <p>今回は、伝統工芸品市場の活性化に向けて、生産現場から求められている課題(輪島塗の認知度は高いものの、消費者の手に取ってもらうまでには至らない。)を解決するために、学生達が、①輪島塗に対して人々がどのように感じているかという点について感性工学(消費者の感性を製品等のデザインに生かそうとする工学)の手法を用いて分析し、②分析結果を誰に届けるのか、という点について、マーケティング手法を学びながら、2年間にわたり地域提案型の課題に産学官連携で取り組む。</p>	研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島塗の現状を実体的に知るためのフィールド調査 ・感性工学に関する基本的な講義 ・輪島塗を対象とした感性評価調査 ・マーケティング手法を用いた伝統工芸品市場と価値の検討等
研究概要	<p>地元大学では、博士教育課程の一環として、ローカルな文化資源のグローバルな活用を可能にする資源発掘・管理・活用策提案能力を身に付けた人材の育成を図っている。</p> <p>今回は、伝統工芸品市場の活性化に向けて、生産現場から求められている課題(輪島塗の認知度は高いものの、消費者の手に取ってもらうまでには至らない。)を解決するために、学生達が、①輪島塗に対して人々がどのように感じているかという点について感性工学(消費者の感性を製品等のデザインに生かそうとする工学)の手法を用いて分析し、②分析結果を誰に届けるのか、という点について、マーケティング手法を学びながら、2年間にわたり地域提案型の課題に産学官連携で取り組む。</p>					
研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島塗の現状を実体的に知るためのフィールド調査 ・感性工学に関する基本的な講義 ・輪島塗を対象とした感性評価調査 ・マーケティング手法を用いた伝統工芸品市場と価値の検討等 					
3	陶磁器 (壺屋焼)	<p>産地組合は、将来の後継者になり得る小学生・中学生を対象として、学校現場で伝統工芸品に慣れ親しみ、製造事業者など職人に接する機会を設けることで、伝統工芸品の歴史や文化に対する関心を高め、伝統工芸品の継承・発展に貢献することを目的として、伝産協会の支援策を活用し、年間3～5校を対象に、都道府県内の学校で体験制作等を実施している。</p> <p>本事業では、小学生・中学生に対し、①伝統工芸品の暮らしの中における使用方法の説明、②手作りの伝統工芸品と、機械により大量生産された工業製品の相違点に関する説明、③伝統工芸品の歴史、制作技術・技法に関する説明、④講師による伝統工芸品の体験制作指導を実施しており、平成25年度から30年度の間で、1,249人の小学生・中学生が受講している。</p>				

	<p>なお、本事業は、下表のとおり、学校が実施する社会科や図工の授業とも関連し、担当教員や児童・生徒から好評を得ているほか、学校教員の中には、異動先の学校でも本事業の実施を要望するケースも複数みられるとしており、産地組合は、毎年度、都道府県内の多数の学校から事業の実施要請を受けている。</p> <p>表 1 制作体験事業を受けた学校側の感想①</p> <p>児童は、伝統工芸品について4学年の社会科で学習している。児童の実態では身近に伝統工芸品は少なく、目にする機会は少ない。</p> <p>今回の事業は、伝統工芸品についての理解を深めるとともに、図工の「焼き物づくり」の学習と併せて行うことができた。</p> <p>実際に土に触れ、伝統工芸品を作成することで、伝統工芸品をより身近に感じ、愛着も増すと思う。</p> <p>また、職人の技の素晴らしさを目の当たりにすることができたことは、伝統を受け継ぐ技術の素晴らしさを気付かせ、「職人になりたい」と感想を書いている児童もいた。</p> <p>(注) 産地組合からの提供資料を抜粋した。</p> <p>表 2 制作体験事業を受けた学校側の感想②</p> <p>5 学年では毎年この事業に参加したいと思いました。できればこの体験をたくさんの児童に体験させたいです。ありがとうございました。</p> <p>(注) 産地組合からの提供資料を抜粋した。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(2) 伝統工芸の維持・存続に向けた取組の必要性

上記のとおり、伝統工芸を地域資源として活用し、地域の魅力を様々な形で地域の活性化につなげている産地がみられる。一方、調査対象とした産地からは、後述する項細目3～5のとおり、伝統工芸品の需要の減少、後継者の不足、原材料・用具等の不足といった課題に直面し、また、課題解決に取り組む産地組合等の体制が弱体化するなど、伝統工芸そのものの維持・存続に総じて苦慮している状況が確認された。

本報告書では、産地が、地域に根ざし継承されてきた伝統工芸を地域資源として活用し、地域活性化に向けて取り組んでいくためには、産地の実情に応じ、伝統工芸の維持・存続にも併せて取り組んでいく必要があるとの問題意識の下、次の項細目3～5において、各産地の苦慮している実態を踏まえ、伝統工芸の維持・存続に関する課題を整理するとともに、これらの課題解決に向けた取組について分析することとする。

3 伝統工芸を取り巻く課題及び当省の考察の概要

(1) 課題の総合的な解決の必要性

ア 課題の総合的な解決

(7) 課題

今回の調査結果において、産地が直面している主な課題としては「需要の減少」、「後継者の不足」、「原材料・用具等の不足」が挙げられるところ、「需要の減少」と「後継者の不足」、及び「需要の減少」と「原材料・用具等の不足」については、それぞれ関係を有しているものと考えられ、関係を有する課題の総合的な解決が図られないことには、伝統工芸の維持・存続や技術の継承が途絶えるおそれもあるものと考えられる。

(4) 当省による考察

産地においては、課題を適切に把握し、必要な対策を講ずるなど、総合的に課題の解決を行うことが有効であると考えられる。

伝統工芸品産業の育成に関する事務を所管する経済産業省及び伝統工芸の技術・技能に着目し重要無形文化財の保存・活用に関する事務を所管する文部科学省（文化庁）においては、これら産地の取組を後押しするため、当省が把握した各課題における産地の実態や支援ニーズを踏まえる等した上で、支援の在り方の更なる検討が期待される。

イ 需要の拡大に向けた取組

(7) 課題

生活様式や社会経済等の変化に伴う伝統工芸品の需要の減少に直面している産地においては、既存の顧客層を対象とした取組のみを実施していても、今後の更なる需要の減少に対応できない可能性があることから、新たな市場開拓・商品開発により需要を拡大する必要があるものと考えられる。

しかし、産地組合・製造事業者がこれらの取組を実施する際、市場ニーズの収集力や商品の企画力・情報発信力など、新たな市場開拓・商品開発に向けたノウハウ等の不足が共通する課題となっていた。

(4) 当省による考察

上記の実態を踏まえると、産地における伝統工芸品の需要の拡大に向けた取組を後押しするためには、産地組合・製造事業者に対する現行の財政的支援のみならず、市場開拓・商品開発に向けたノウハウ等の不足を補完するための支援が有効と考えられ、これらの手立てがなければ、取組を成功させることは困難であると考えられる。

今後、経済産業省においては、中小企業庁と連携するなどして、製造事業者等が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に必要とされるノウハウ等の不足を補完するための支援について、既存の支援策の活用の促進も含めた、更なる検討が望まれる。

ウ 後継者の確保に向けた取組

(7) 課題

産地においては、伝統工芸品産業に携わる従事者数が減少傾向にあり、今後もその状況が継続することにより、伝統工芸の継承は危機的な状況に陥ることが考えられ

る。このため、産地においては、後継者の確保に向けた取組を的確に実施し、新規従事者を確保するなど成果につなげる必要があるものと考えられるが、伝統工芸の需要の減少が、従事希望者の就業・独立など産地への定着を阻害する要因となっている状況がみられたことから、産地において、後継者の確保に向けた取組を成果につなげるためには、まずは需要を拡大し、新たな雇用を創出したり、生業としての経済基盤を確保することで、後継者の確保の取組実施後に次の段階の取組につなげる上でのあい路を取り除く必要があると考えられる。

その上で、需要の拡大と並行して、伝統工芸への従事希望者の発掘から独立までの各段階に向けた取組を遺漏なく行うなど、後継者の確保に向けた取組を実施する必要があるものと考えられる。

(4) 当省による考察

産地においては従事希望者の確保、育成から産地への定着まで一貫した取組を行う必要があるということ踏まえ、経済産業省においては、これら取組を後押しする観点からも、当省が把握した産地の実態や支援ニーズを踏まえた上で、支援方策の更なる検討が望まれる。

また、重要無形文化財の「わざ」の継承に関しても、その前提として、将来の技術保持者になり得る従事者を育成し、産地に定着させる必要があるものの、現状では、需要の減少が従事者の育成・定着を阻害する要因となっている実態も確認されており、文部科学省（文化庁）においても、当省が把握した産地の実態や支援ニーズを参考とした上で、今後の施策の在り方の検討に役立てることを期待したい。

エ 原材料・用具等の確保に向けた取組

(7) 課題

今回の調査において把握した原材料・用具等の確保に係る実態をみると、原材料・用具等の不足が、伝統的工芸品や重要無形文化財に指定された工芸技術に基づくものを含む伝統工芸品の製造に、将来支障を及ぼすおそれがあると認識している産地があり、これら産地の中には、原材料・用具等の確保に向けて多岐にわたった取組を行っているものもある。しかし、その取組に当たっては、行政に対し、財政的支援のほか、不足するノウハウ等の補完などを求めており、産地の取組内容と合わせて、現行の国の支援制度と突合して整理してみると、伝産補助金等ではカバーされていない取組があり、一部の原材料・用具等を除くと、原材料の生産者や用具の製造事業者に対して、国が直接支援する制度はみられない状況にあった。

なお、産地が求める支援ニーズの中には、一つの産地のみで解決できる課題ではなく産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求めるといった意見もあったことに留意が必要である。

(4) 当省による考察

以上のような状況を踏まえ、経済産業省及び文部科学省（文化庁）においては、当省が把握した産地の実態や支援ニーズ等を参考とした上で、原材料・用具等の確保に対する取組への支援方策の更なる検討が望まれる。

(2) 体制的な支援の必要性

ア 取組の実施体制に対する支援

(7) 課題

産地における課題の解決に向けた取組の主体となっているのは、主に産地組合・製造事業者であり、地方公共団体は、支援策を講ずるなどにより産地組合等の取組を後押ししている実態がみられた。その一方で、伝統工芸品の生産額や従事者数の減少に伴い、産地組合が課題を解決するために国の主な支援制度である伝産補助金を活用した取組を実施しようとしても、体制のせい弱さから補助金の交付申請手続が負担となり、伝産補助金の活用を断念した例もみられるなど、産地組合の体制もせい弱であるとする状況がみられた。

(4) 当省による考察

補助事業の申請に併せて申請書類作成や事業遂行に係る支援を受けることが可能な制度を活用することで、申請が円滑に進み、取組が成果を上げているとする産地組合の例もみられたように、取組を実施しようとしている者の体制を補完する実効性のある方策が産地組合等の取組の後押しとなることから、経済産業省においては、伝産補助金の活用促進も含めた産地の体制への支援について、当省が把握した産地組合にとって役に立っている支援の実態やニーズを踏まえた上で、更なる検討が望まれる。

イ 地方公共団体の関与

(7) 課題

伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に当たって、地方公共団体は、産地組合・製造事業者に対する財政的支援のみならず、取組に際して不足するノウハウ等の補完など多岐にわたる支援を行うほか、自ら又は産地組合や製造事業者との連携により、産地の課題解決に向けた取組を実施している事例も確認されており、地方公共団体が伝統工芸品産業の振興に当たって重要な役割を担っている実態がみられた。

その一方で、調査対象とした地方公共団体によっては、厳しい財政状況の中で伝統工芸品産業の振興に向けた取組等を行っている実態もみられ、現状では、地方公共団体の取組に対する国からの支援は少ないため、取組の現状に即した支援を求める意見もみられた。

(4) 当省による考察

経済産業省及び文部科学省（文化庁）においては、伝統工芸品産業の振興及び技術・技能の継承について、地方公共団体が担っている役割の重要性や実態を鑑みて、その意見等を参考とし、支援の必要性等について検討することが望まれる。

4 伝統工芸を取り巻く現況と課題（課題の総合的な解決）

(1) 各課題の総合的な解決

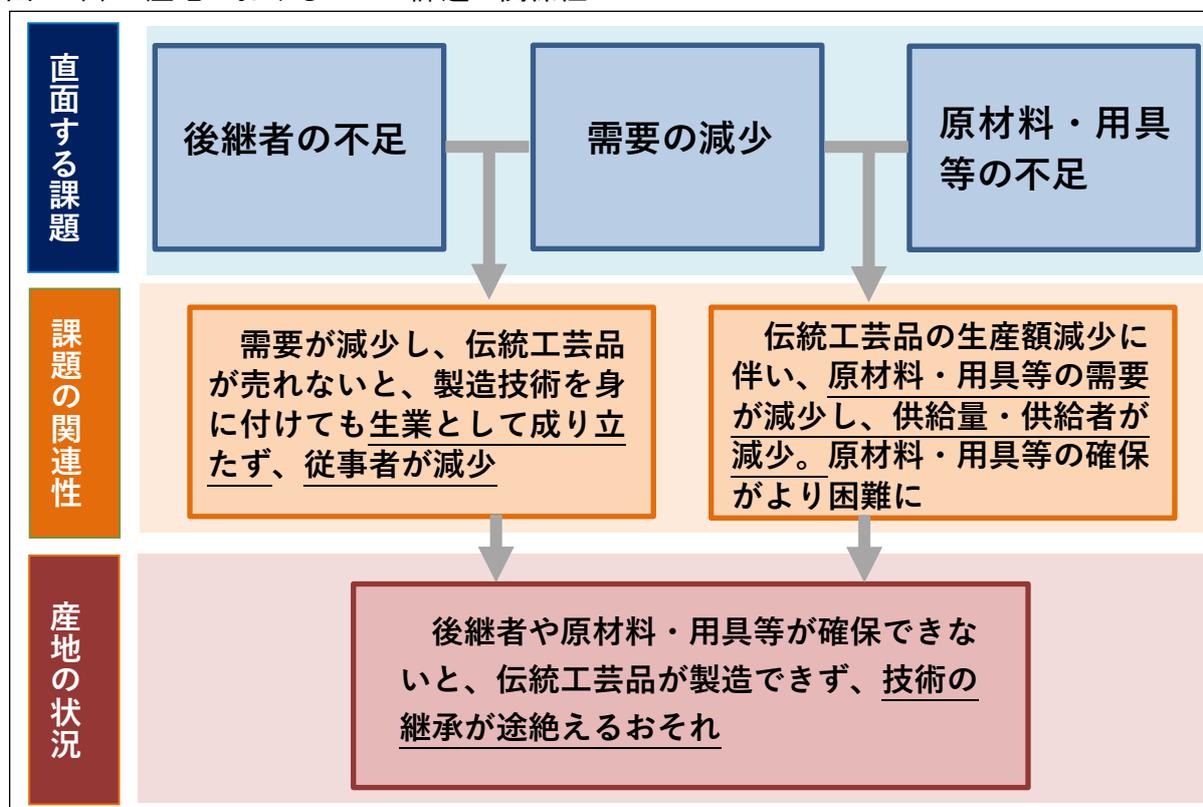
ア 各課題の関係性

今回の調査結果において、産地が直面している主な課題としては「需要の減少」、「後継者の不足」、「原材料・用具等の不足」が挙げられ、調査対象とした産地においては、これら課題の解決を目的として様々な取組を行っていることが確認された（需要の拡大に向けた取組状況等については項細目4(2)、後継者の確保に向けた取組状況等については項細目4(3)、原材料・用具等の確保に向けた取組状況等については項細目4(4)をそれぞれ参照）。

しかし、調査対象とした産地の中には、従事希望者に製造技術を身に付けさせても、需要の減少により産地の製造事業者が経済的余力がないため雇用につながらなかったり（項細目4(3)のウ参照）、原材料・用具等を調達しようとしても、需要の減少に伴う発注量の減少による供給者側の事業の先細り等により、それらの確保が困難な状況となっている（項細目4(4)のア参照）など、図4-(1)のとおり、①「需要の減少」及び「後継者の不足」並びに②「需要の減少」及び「原材料・用具等の不足」が、それぞれ関係を有しているものと考えられる状況が確認された。

これら関係を有する課題については、総合的に解決が図られないと、伝統工芸品が製造できず、伝統工芸の維持・存続や技術の継承が途絶えるおそれもあるものと考えられる。

図 4-(1) 産地における三つの課題の関係性



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

イ 各課題の解決に総合的に取り組んでいる産地の例

当省が調査対象とした産地のうちの1産地（木工品・竹工品）においては、以下のとおり、伝統工芸品の需要や従事者数の減少などといった課題に直面する中で、都道府県、市区町村、産地組合、製造事業者といった関係者が連携しながら各課題に対して必要な対策を講ずるなど、総合的に産地の課題に取り組んでいる例もみられた。

(7) 当該産地が直面している課題等

当該産地で製造されている伝統工芸品（木工品・竹工品）は、従来、土産物としての売上げが多くを占めていたが、産地への観光客数の減少に伴い、需要が減少するなどしており、これによって製造に携わる従事者数も減少傾向にあった。

また、伝統工芸品の原材料として用いられる樹木についても、従来、副業として山から採取していた農家の高齢化・減少により、直ちに製造が困難な状況ではないものの、製造に必要な数の全てを満たすことができている状況となっていた。

(4) 需要の拡大に向けた取組

製造・販売事業者は、従来の市場における伝統工芸品の需要減少を踏まえ、新商品の開発による新たな市場開拓に取り組んでいる。直近では、伝統工芸品の製造技術を活用した新商品としてアクセサリ等を開発し、新ブランドの立ち上げに至っており、国内外の展示会に出展参加し、毎回一定数の商談を行うなどした結果、順調に販路を拡大し、売上げも増加傾向にあるほか、海外有名服飾ブランドとの協働による新商品の開発にもつながっている。

なお、当該産地の所在する都道府県では、伝統工芸品産業の振興に向けた独自の計画を策定した上で、都道府県内の市区町村、産地組合、製造事業者等の取組を財政的に支援するための補助金制度を設けているほか、都道府県が設置した支援機関において、産地内の製造事業者に対し、マーケティングや新商品開発等に関する相談や、製造事業者とデザイナーのマッチングなどの支援を実施している。

上記の製造・販売事業者も、新ブランドの立ち上げに際しては、都道府県の補助金を受けているほか、支援機関に相談しながら取組を進めており、「成果を上げることができた背景には、支援機関を通じて都道府県内のデザイナーとマッチングできたことが大きな要因である。」としている。

(4) 後継者の確保に向けた取組

当該産地では、①市区町村は、伝統工芸品の事業所に製作技能の継承者が就業した場合、雇用主に対して就労の2、3年目の2か年を基本として、毎月1万円を補助する助成金により、製造事業者の雇用を後押ししており、②産地組合は、伝産協会の「新規従事者指導支援事業」^(注)を活用し、産地の新規従事者に対する技術指導を実施することで、製造事業者における新規従事者の育成に向けたサポートを行っている。

これら市区町村及び産地組合の支援は、上記製造・販売事業者でも活用されており、当該事業者は、これらの支援を活用しながら、職人を目指す者を新規従事者として雇用し、後継者として育成することで、伝統工芸の技術の継承につなげている。

なお、市区町村の総合計画においては、施策分野の一つに伝統工芸の振興を位置付け、産地における販路の拡大、後継者と技術の保護等について支援することとしてお

り、上記の後継者の確保に向けた助成金についても、市区町村が産地の意見を踏まえ、制度を新設したものとなっている。

(注) 伝産協会が、技術保持者が少数、高齢であるなど継承に緊急度が高い産地組合に対し、新規若しくは雇用間もない従事者の指導に要する謝金を補助する支援制度

(イ) 原材料の確保に向けた取組

産地組合・製造事業者は、採取業者を通じる等して原材料を確保しているが、必要量を十分に確保できていないのが現状である。このような状況を踏まえ、産地組合は、国有林、民有林について森林管理署、森林組合等から伐採する地域の情報を組合側で収集するなどの取組を実施している。

市区町村は、伝統工芸品の販路拡大に伴う原材料となる樹木（樹皮）の不足を予期し、原材料の安定的な確保に向けた取組として、昭和48年度から平成14年度にかけて公有地への計画的な植林を実施し、約130haの面積に、30万4,000本の苗を植栽し、生育している。

植林した樹木が生育するまでには数十年単位の時間を要することもあり、現状、原材料として樹皮を供給するまでに至っていないが、植林後40年以上経過して樹皮を採取できる樹木も出てきていることから、産地組合・製造事業者に対して活用してもらうよう連絡しているところである。

以上のことから、現時点では産地において原材料の不足がみられるものの、今後、市区町村の管理する樹木の生育に伴い、原材料の安定的な採取が可能になるものと産地からは期待されている。

(ロ) 上記の取組により得られた成果

当該産地では、伝統工芸品の需要の減少に伴い、製造に携わる従事者数も減少傾向にあったものの、上記製造・販売事業者においては、都道府県の支援を受けて開発した新ブランドの売上げが順調に増加しているなど、需要の拡大に向けた取組を通じて、新規従事者を雇用するために必要な経済的余力を獲得しているものと考えられる。

また、市区町村及び産地組合による後継者の確保に向けた支援策は、当該製造事業者における新規従事者の雇用・育成を更に後押ししており、将来的に伝統工芸の後継者を産地に定着させる一助になっているものと考えられる。

さらに、市区町村では、原材料である樹木を計画的に植林しており、将来的に原材料の不足に対応可能な体制が整えられている。

このように、当該産地では、都道府県、市区町村、産地組合、製造事業者といった各主体が、需要の拡大、後継者の確保、原材料の確保に向けて必要な取組を遺漏なく行っており、今後の伝統工芸の維持・存続が期待されるものと考えられる。

ウ 産地における課題解決に向けた取組の在り方と、取組に対する支援の必要性（当省の考察）

上記イで示した産地の例のとおり、産地が課題解決に取り組むに当たっては、例えば、後継者を確保するためには、併せて新たな販路開拓や新商品開発など需要の拡大についても取り組み、売上げを伸ばすことで雇用の維持・創出にもつなげるなど、課題を適

切に把握し、必要な対策を講ずるなど、総合的に課題の解決を行うことが有効であると
考えられる。

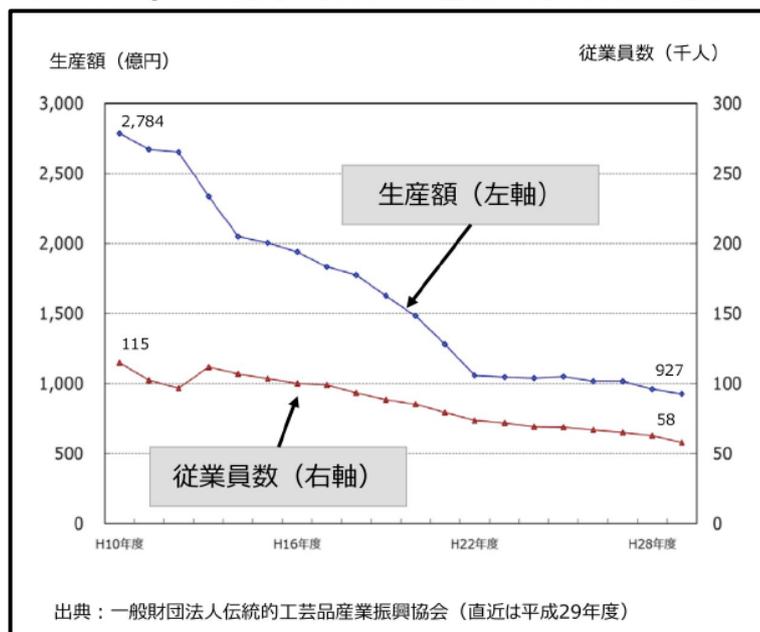
伝統工芸品産業の育成に関する事務を所管する経済産業省及び伝統工芸の技術・技
能に着目し重要無形文化財の保存・活用に関する事務を所管する文部科学省（文化庁）
においては、これら産地の取組を後押しするため、次の項細目4(2)～(4)で詳述する、
当省が把握した各課題における産地の実態や支援ニーズを踏まえる等した上で、支援
の在り方の更なる検討が期待される。

(2) 需要の拡大に向けた取組

ア 産地における需要減少に関する現状

伝統工芸品の生産額に関する現状として、伝統工芸品産業全体の生産額を把握したデータはないものの、経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の生産額については、図4-(2)-①のとおり、平成10年度に約2,784億円であったところ、29年度には約927億円となっており、約67%減少している。

図 4-(2)-① 伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移



イ 需要の拡大に向けた取組の実施状況

(7) 需要の拡大の重要性（当省の問題意識）

伝統工芸品は、調査時点（令和元年度）においても、生活様式の変化等を背景とした需要の減少に直面していたが、その後発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を含めた社会状況の変化により、これら伝統工芸品を取り巻く状況は更に先行きが不透明になっているものと考えられる。

また、伝統工芸品の需要の減少は、前述の項細目4(1)のとおり、産地における後継者や原材料の確保にも影響を及ぼしている状況もみられた。

これらの事情を踏まえると、各産地においては、伝統工芸を持続させ、後世への技術継承を実施していく上でも、社会状況の変化に対応しつつ、まずは需要の拡大に取り組むことが大きなポイントとなるものと考えられる。

(4) 需要の拡大に向けた「取組の方向性」の整理

当省が調査対象とした産地における需要の拡大に向けた取組の実施状況をみると、35品目の産地において、主に産地組合又は製造事業者が中心となって取組を実施していた。

これらの需要の拡大に向けた取組については、その内容が多岐にわたることから、その実態を明らかにするため、まず、需要を拡大するための戦略として何に取り組ん

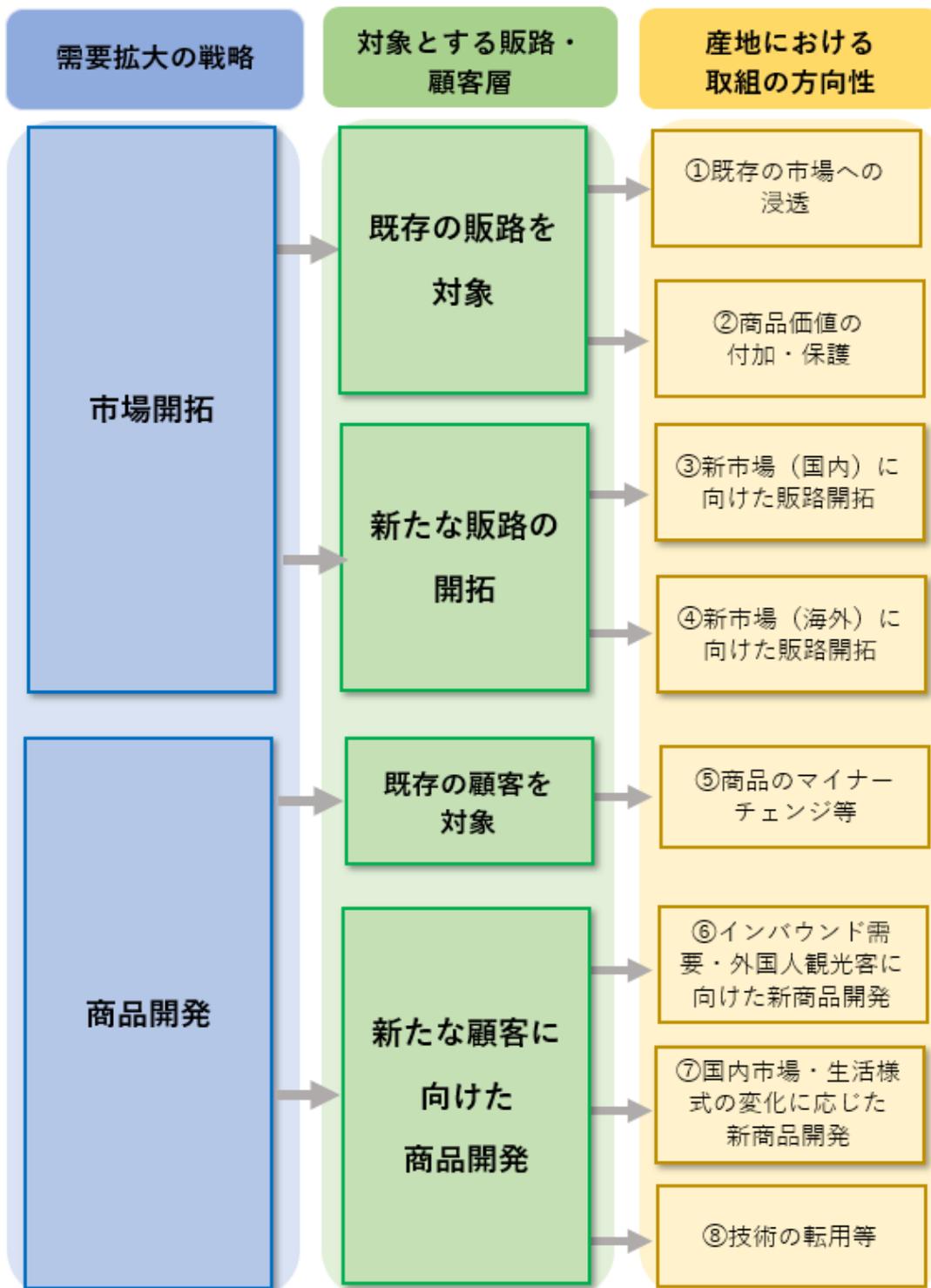
でいるのか（市場開拓又は商品開発）、さらに、対象とする販路・顧客層としてどこに狙いを定めているのか（既存／新規、国内／海外）等を軸として類型化し、その類型ごとに、取組の実施状況等を整理することとした。

取組を整理した結果、図4-(2)-②のとおり、市場開拓のための取組は、既存の販路に対応するものとしては、「①既存の市場への浸透」及び「②商品価値の付加・保護」、新たな販路を開拓するものとしては、「③新市場（国内）に向けた販路開拓」及び「④新市場（海外）に向けた販路開拓」に類型化した。

また、商品開発のための取組は、既存の顧客を対象とするものとしては「⑤商品のマイナーチェンジ等」、新たな顧客を対象とするものとしては「⑥インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」及び「⑧技術の転用等」となり、合計8種類に類型化した。

本報告書では、これら8種類の類型を「取組の方向性」として整理し、以下ウでは、需要の拡大に向けた産地の取組の実施状況や、取組を実施する上での課題を、取組の方向性別に整理することとした。

図 4-(2)-② 産地における「取組の方向性」の整理（需要の拡大）



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

ウ 取組の方向性別の取組実施状況と課題等

産地における取組の方向性別の取組実施件数をみると、表4-(2)-③のとおり、上記イで整理した「取組の方向性」の中でも、既存の顧客層を対象とした展示会など「①既存の市場への浸透」に向けた取組が最も多く確認された。

しかし、産地においては、生活様式の変化等に伴う需要の減少に直面していることから、既存の顧客層のみを対象とした取組を実施しても、今後、需要の減少に対応できない可能性がある。

そこで、既存の顧客層を対象とした取組である「①既存の市場への浸透」を除いた取組実施件数をみると、「③新市場（国内）に向けた販路開拓」、「④新市場（海外）に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の3類型に係る取組が多数みられ、これらの方向性により、新たな販路・顧客層を開拓し、需要の拡大に取り組もうとしている状況が確認された。

表 4-(2)-③ 産地における需要の拡大の取組実績（取組の方向性別）

取組の方向性	主体	産地 組合	製造 事業者	合計
① 既存の市場への浸透		43	4	47
② 商品価値の付加・保護		7	2	9
③ 新市場（国内）に向けた販路開拓		23	10	33
④ 新市場（海外）に向けた販路開拓		9	10	19
⑤ 商品のマイナーチェンジ等		4	3	7
⑥ インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発		4	1	5
⑦ 国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発		14	20	34
⑧ 技術の転用等		0	3	3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1産地組合又は1製造事業者が複数の取組を行っている場合がある。また、一つの取組が複数の取組の方向性に該当する場合、それぞれの取組の方向性に計上している。

このように、新たな市場開拓・新商品開発に向けた主な取組である「③新市場（国内）に向けた販路開拓」、「④新市場（海外）に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の3種類の方向性については、産地が需要の拡大に向けて取組を実施する上で特に大きなポイントとなるものと考えられる。

そこで、上記の3種類の方向性について、産地における取組の実施状況、取組を実施する上での好事例と課題等を整理し、今後、産地の課題を解決して取組を後押しするためにどのような支援が有効となるか、以下(ア)～(ウ)で詳細に整理・分析した。

なお、本報告書では、上記の「③新市場（国内）に向けた販路開拓」、「④新市場（海外）に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」以外の方向性（既存の市場への浸透、商品価値の付加・保護、商品のマイナーチェンジ等、インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発、技術の転用等）については、項目第3（参考事例の紹介）で、各産地の取組の実態を整理している。

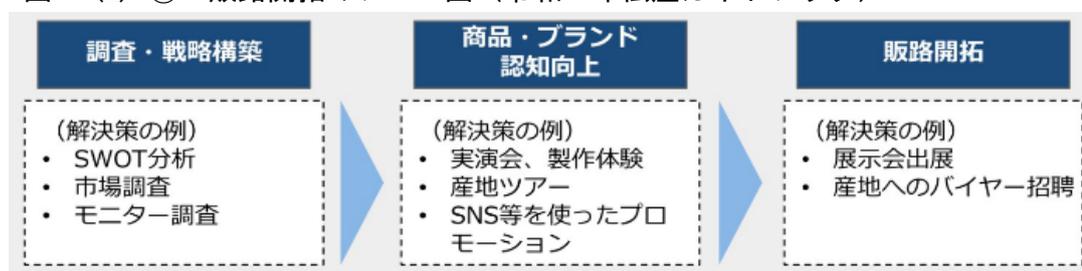
(7) 新市場（国内）に向けた販路開拓

経済産業省は、産地における需要の拡大に向けた取組に関し、「伝統的工芸品産業の自立化に向けたガイドブック」（令和3年5月。以下「令和3年伝産ガイドブック」という。）において、計画性を持った取組の必要性について示唆している。

令和3年伝産ガイドブックでは、図4-(2)-④のとおり、販路開拓に向けた活動の流れを示しており、市場等の調査・戦略なくして効果的なブランディングを行うことはできず、商品の認知がないままに販路開拓を行うことは困難であるなど、販路開拓の前提には、市場等の調査のほか、商品・ブランド認知の向上に向けた取組が必要としている。

このように、産地が販路拡大に向けた取組を実施する際には、対象とする市場（年齢や収入などの購買層、販売する地域）の選定、市場ニーズの分析、商品の情報発信といったプロセスを踏まえて、計画的に行う必要があるものと考えられる。

図 4-(2)-④ 販路開拓のフロー図（令和3年伝産ガイドブック）



当省が調査対象とした産地の中には、産地組合・製造事業者が、従来の購買層・消費地における需要の減少等を踏まえ、大都市圏等新たな消費地に向けた販路開拓、若年層等新たな購買層に向けた販路開拓、新たな流通手法を活用した販路開拓等を実施しているものがあり、中には、表4-(2)-⑤のとおり、生産額の増加や集客等といった成果につなげている例がみられた。

表 4-(2)-⑤ 産地における国内市場の開拓に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	産業として自立するためには伝統的工芸品としての価値を広く周知し、販路を拡大していく必要があるため、産地に近い都市や、購買層が比較的多い首都圏での展示会に出展。生産額は、平成23年度から30年度にかけて約80%増加しており、当該取組もその一助になっている。
2	織物	販路開拓に当たっての課題として、①伝統工芸品が高度な技術で織られており、布地・柄ともに高品質であるにもかかわらず、消費者に対しては、その商品価値（高価格となる理由等）を十分に発信できていない、②主な購買層は高齢者が中心となっており、若年層等の需要を開拓する余地があると認識している。 消費者に向けた直接的な情報発信のため、毎年1回、産地内でイベントを開催し、製品の新たな着こなしや活用方法を紹介するファッションショー、

	<p>手織り体験、消費者も参加できる新作発表コンテストを実施することにより、製品の知名度の向上を図っている。</p> <p>取組の成果としては、直近では産地に約2万5,000人の集客があり、目標としている商談実績（10件以上）を達成したほか、情報発信に加えて、来訪した消費者のニーズを把握することができた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

一方で、産地の中には、表4-(2)-⑥のとおり、問屋の機能の低下に伴い、ノウハウを持たない産地組合・製造事業者が情報収集・発信を自ら実施するに際して苦慮している等の例もみられた。

表 4-(2)-⑥ 産地における国内市場の開拓に係る支障事例

No.	品種	内容
1	織物	製造事業者は、従前から、問屋を通じて情報収集・発信を行ってきたが、問屋の機能が低下したことで製造事業者が市場ニーズを把握しにくい状況が発生している。また、産地の製造事業者は小規模事業者が多く、情報収集・発信力に課題がある。
2	織物	産地組合は、伝産補助金等を活用し、大都市部における展示会を開催することで、製品の知名度の向上を図っているが、直近の取組では、目標とした来場者数・商談件数を達成できず、より集客の見込める開催地や店舗を選定することが課題となっている。 製造事業者からは、同課題について、展示会の開催地や店舗が毎年変わっているため、消費地において製品の知識が定着せず、知名度も向上しないのではないかと。よって、製品の知名度を向上させるためには、戦略的に開催地や店舗を選定する必要があるものの、その選定は卸売業者に任されているのが現状であるといった意見も聴かれたが、産地組合は、人脈・ノウハウがないとして、次回以降も引き続き同卸売業者を活用する予定としている。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-⑦のとおり、製造事業者の取組を後押しするために、具体的なマーケティング手法を学ぶワークショップの開催や、商品企画から流通経路の確保までを総合的に支援する等の例がみられた。

表 4-(2)-⑦ 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状である。 上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓に至るまでの過程を学ぶワークショップを全5回にわたって開催し、初回の講義では、ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業

	の結果、3事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながっている。
2	<p>従来、伝統工芸品に関する情報を発信するために、東京で開催される展示会にブースを出展していたが、展示会に参加しても新たな販路開拓等につながらない製造事業者がいるなど事業効果がみられなかった。このため、支援内容の見直しにより、製造事業者の販売力強化に向けて、首都圏等の小売店やバイヤーと連携し、商品の企画・デザイン等の指導、主要百貨店やバイヤーが参加する商談会への試作品の出展等を行い、新ブランドの創出、新商品開発及び流通経路の確保を総合的に支援している。</p> <p>当支援事業を利用した複数事業者が、展示会でバイヤー等から高い評価を得て、製品化につながっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

以上の調査結果を踏まえると、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を後押しするためには、産地組合・製造事業者の販路開拓・マーケティングに係るノウハウ不足を補完する支援策が有効と考えられる。

(イ) 新市場（海外）に向けた販路開拓

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(2)-⑧のとおり、産地組合・製造事業者が、国内市場の縮小を踏まえ、より市場規模の大きな海外市場の開拓に向けて、海外で開催される展示会への出展等の営業活動や、現地でのテストマーケティング等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-⑧ 産地における海外市場の開拓に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	<p>漆器産業は、生活様式の変化に伴い、漆器の使用機会の減少や、安価なプラスチック製品への代替が進んでいることもあり、売上げの低迷が続いているほか、全国に国指定伝統的工芸品だけでも多くの漆器産地があり、国内での産地間競争も厳しい状況にある。</p> <p>そうした国内市場の縮小傾向等を踏まえ、今後の販路拡大方針を「海外市場の開拓」と設定。都道府県の支援策を活用し、イギリスの市場調査及び現地企業に向けた営業活動を実施している。</p> <p>本取組の結果、イギリス商社との仮取引が成立したほか、営業活動を通じて、漆器の海外展開に当たっての強み・弱みを把握し（イギリスでは漆器そのものの認知度が低く、競合の少ない市場。一方、食器洗浄機の使用を前提としたイギリスで漆器を普及させるためには、漆器の耐久性において課題あり）、今後の海外展開に向けた足掛かりを得た。</p> <p>また、本取組を通じて把握した課題として、①商品展開（認知度を向上させるための海外企業とのコラボレーションの必要性等）、②販路開拓（ターゲットとなる客層の選択）、③価格戦略（高価格に見合ったブランド価値の付与など）、④プロモーション戦略の在り方について、検討を進めている。</p>

2	染色品	<p>和装から洋装へと時代の流れが変化するにつれ、反物の需要が減少し、かつて取引していた問屋が相次いで倒産した背景等を踏まえ、事業開拓の必要性を強く認識。販売ルートを開拓し、宣伝を行うなど、国内外間わず様々なルートでの販路開拓を試みている。</p> <p>これまでも、多数の国・地域において販路開拓を試みており、その際には、現地の消費動向や消費者のニーズに詳しいコーディネーターやコンサルタント等と連携した取組を実施している。また、現地で商品を販売する前には、市場調査やテストマーケティングも併せて実施している。こうした取組は、現地市場をよりの確に把握し、販売戦略を立てた上でプロジェクトを実施することで、現地消費者のニーズとのミスマッチによる売上不調など、海外展開で想定されるリスクを軽減することができるものであり、リスクの軽減策なしに海外展開を行うことは考えられない。</p>
---	-----	--

(注) 当省の調査結果による。

一方で、産地の中には、表4-(2)-⑨のとおり、具体的なマーケティングや販売手法など、海外市場への展開に向けたノウハウを有していない例がみられたほか、スタッフが語学力を有していないといった例もみられた。

表 4-(2)-⑨ 産地における海外市場の開拓に係る支障事例

No.	品種	内容
1	全般	外国人向けの新商品開発に意欲のある若手作家がいても、マーケティングや販売手法に関するノウハウを持っていないことから、具体的な取組を行えていない状況がある。
2	人形・こけし	海外展開の重要性は認識しているものの、コネクションが何もないと、そもそもどのように展開したらよいのか分からない。
3	木工品・竹工品	市場調査や言語・海外ビジネスのルールを理解、書類の作成、法律の理解などが、海外展開に向けた障壁となっている。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-⑩のとおり、製造事業者等の取組を後押しするため、海外展開に向けた課題の解決に向けた助言等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-⑩ 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	<p>都道府県が指定する伝統工芸品の製造に10年以上従事したおおむね50歳以下の職人を対象に、①海外展開に当たって現在直面している課題や改善すべき点等について、電話や対面等の面談による専門家のヒアリングを実施し、②ヒアリングの結果を踏まえ、実際に海外展開する際に直面する課題に対して専門家から実践的なアドバイスやマッチングの機会を提供する等といった支援策を実施している。</p> <p>本事業に参加した製造事業者の中には、海外での販路開拓に成功している例があるほか、伝統工芸品を専門家（海外のアドバイザー）に見せることで、日本とは違った反応</p>

	や商機（例えば、品質の良さから、デザインを変えたりすることなく、そのままの形で売れるといった評価が得られるなど）に気付くことができている。
2	<p>①対応できる語学力を有する者がいないこと、②生産体制に限界があり、取引先の受注数に対応できないことなどの理由から、海外との新規取引に対応できていない状況を踏まえ、産地組合等に販売の現状等について聞き取りを行った。</p> <p>その結果を基に、今後の輸出に向けた支援方法について検討を開始しており、直近では、都道府県のシンガポール事務所を通じ、受注量が少量であるシンガポールでの小口の商談を問屋に紹介するなどの支援を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

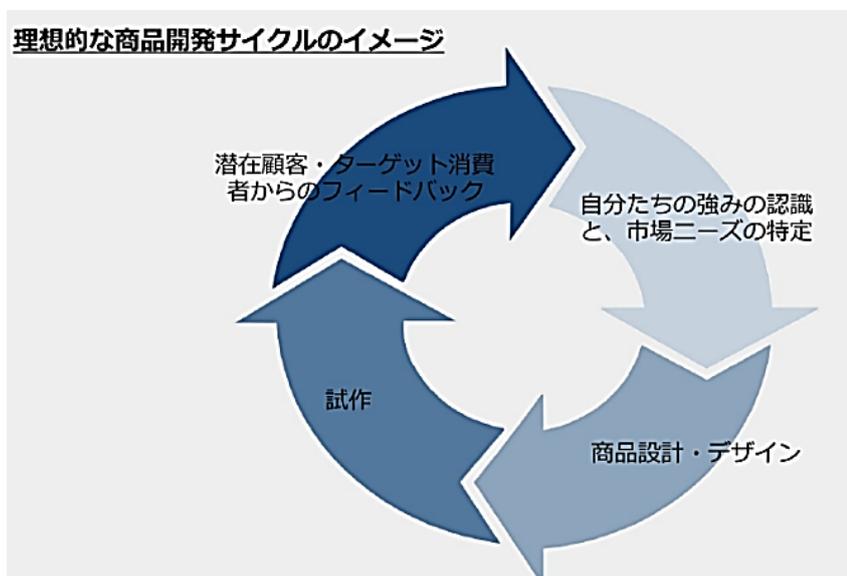
以上の調査結果を踏まえると、海外市場の開拓には、国内市場の縮小傾向に対応するほか、国内の産地間競争を回避し、日本国内で事業を展開するよりも多くの販路を獲得できるなどのメリットがある。一方で、経営上のリスクを軽減する観点からも、入念なマーケティングが求められるほか、語学力の問題や、海外ビジネスのルール・法制度の不理解などが海外展開の支障となっている実態が整理された。

したがって、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を後押しするためには、海外展開に向けたマーケティング能力、外国語に対応する言語能力やビジネスルールの理解といったノウハウ等が不足している産地組合・製造事業者に対し、海外展開に関する相談・助言等に関する支援を実施することが有効と考えられる。

(ウ) 国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発

経済産業省は、令和3年伝産ガイドブックにおいて、図4-(2)-⑪のとおり、理想的な商品開発のサイクルの一例として「自分たちの強みの認識と、市場ニーズの特定」、「商品設計・デザイン」、「試作」、「潜在顧客・ターゲット消費者からのフィードバック」という一連の流れを示すとともに、売れる商品開発ができている製造事業者は、ほぼ例外なく市場ニーズを捉えることに長けているとして、商品開発に当たって市場ニーズを見極める必要性について示唆している。

図4-(2)-⑪ 商品開発のサイクル図（令和3年伝産ガイドブック）



当省が調査対象とした産地の中には、表4-(2)-⑫のとおり、産地組合・製造事業者が、生活様式の変化や、社会経済等の変化などを踏まえ、市場ニーズを的確に把握し、必要に応じて異業種と連携するなどして、現代の生活様式に適合した新商品や、国内の新たな購買層に向けた新商品の開発を実施している例がみられた。

表 4-(2)-⑫ 産地における新商品開発に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工品・竹工品	和室の減少・洋風住宅のニーズ増加など、生活様式の変化に伴い既存の商品（大型のたんす）の需要が激減している中、伝統工芸品の製造技術を活用して消費者のライフスタイルに対応した小物家具の新ブランドを開発し、既存の商品の売上減少を補っている。 新ブランドの商品開発に当たっては、デザイナーと連携し、最新の商品トレンドを研究しながら、「気軽に和の雰囲気を楽しみたい」というユーザーのニーズに応えた、手頃な価格の収納家具等を展開している。
2	木工品・竹工品	伝統工芸品は、従来、土産物としての売上げが多くを占めていたが、観光客数の減少に伴い、需要は減少傾向となっていた。そうした状況を踏まえ、都道府県が設置した支援機関からデザイナーとのマッチング支援を受け、伝統工芸品の製造技術を活用した新商品としてアクセサリ等を開発し、新ブランドを立ち上げており、売上げも増加傾向にある。本事業の成功は、都道府県内のデザイナーとのマッチングを支援してもらったことが大きな要因である。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、産地の中には、表4-(2)-⑬のとおり、市場ニーズの把握に苦慮している例や、商品開発に当たって、異業種の連携を希望していても、連携先に係る情報が不足している例もみられた。

表 4-(2)-⑬ 産地における新商品開発に係る支障事例

No.	品種	内容
1	織物	和装の商品の売上げの落ち込みを踏まえ、新たな販路を開拓するため、新商品として婦人用ストールを開発。従来の販路（呉服関係）から、新たな販路（セレクトショップ等）の開拓を目指していたが、新商品の売上高は、目標を大幅に下回った。目標を大幅に下回った明確な要因は不明であるが、消費者のニーズに合う商品が準備できなかったことが一因かと思われる。
2	織物	製造事業者は、従前から、問屋を通じて情報収集・発信を行ってきたが、問屋の機能が低下したことで製造事業者が市場ニーズを把握しにくい状況が発生している。また、産地の製造事業者は小規模事業者が多く、情報収集・発信力に課題がある。

3	全般	本都道府県内の各製造事業者（主に小規模事業者）においては、①消費者のニーズを十分に把握できていないこと、②営業力が弱いことなどから、高度な技術力を駆使した商品を製作しても、売上げの拡大等成果につながらない実態がある。
4	全般	コラボレーション商品を開発したいと考えている伝統工芸製造事業者の中には、伝統工芸品とのコラボレーションを承諾してくれる相手自体の情報やノウハウを持っていないところが少なからずある。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-⑭のとおり、製造事業者の取組を後押しするため、セミナー等により製造事業者の商品開発に係るノウハウ等の不足を補完している例や、製造事業者とデザイナーなど異業種との連携を目的としたマッチング支援等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-⑭ 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	<p>製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状である。</p> <p>上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓に至るまでの過程を学ぶワークショップを全5回にわたって開催し、初回の講義では、ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業の結果、3事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながっている。</p>
2	<p>若い世代や、伝統工芸品になじみのない層にもPRできる商品開発を目的に、伝統工芸品製造事業者とデザイナー等をそれぞれ募集し、高品質でデザイン性の高い新商品の開発を支援している。</p> <p>この事業では、約1年間の支援期間中に、①工場見学やマッチング会等を行い、製造事業者とデザイナーをマッチングし、開発チームを結成、②各チームに企画デザイン案を提出してもらい、③企画が採択されたチームは新製品を開発し、商品発表会において優秀作品に賞を授与するスキームとなっている。</p> <p>また、本事業に参加した製造事業者は、開発チームとして組んだデザイナーと事業終了後も引き続き新商品開発を行っている。</p>
3	<p>製造事業者の中には、異業種とのコラボレーションを希望していても、それを承諾してくれる相手方の情報を持っていない場合があることから、都道府県内の伝統的工芸品産地と、著名クリエイターによるコラボレーション事業を実施している。</p> <p>当該事業は、新規の購買層（若年層）に大きな反響があり、今後も同様の事業を実施する契機となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

以上の調査結果を踏まえると、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を

後押しするためには、産地組合・製造事業者における市場ニーズの情報収集・商品企画等に関するノウハウ等の不足を補完するとともに、必要に応じて、異業種とのマッチングを促進する支援が有効と考えられる。

エ 有効と考えられる支援に対する国の支援制度のカバー状況

(7) 国の主な支援制度の現状

上記ウ(ア)～(ウ)の実態を踏まえると、産地における伝統工芸品の需要の拡大に向けた取組を後押しするためには、産地組合・製造事業者における、市場開拓・商品開発に向けたノウハウ等の不足を補完するための支援が有効と考えられる。

そこで、産地組合・製造事業者が需要の拡大に取り組む際に活用していた国の主な支援制度（補助事業）をみると、表4-(2)-⑮のとおり、伝統的工芸品の産地組合・製造事業者については伝産補助金（需要開拓事業・意匠開発事業・活性化事業）が、また、製造事業者全般向けの支援制度としては、中小企業庁が所管する中小企業・小規模事業者向けの支援事業が確認された。

表 4-(2)-⑮ 国の主な支援制度（需要の拡大関係・補助事業）【調査時点（令和元年度）】

支援制度名 [所管府省等]	対象	支援の内容
伝統的工芸品産業支援補助金 （需要開拓事業） [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の産地組合	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施する、普及啓発や販路開拓等を目的とした事業（展示会・実演会・製作体験・コンクールの実施等）に対し、その企画会議費、展示会開催等事業費、成果検討費等を支援
伝統的工芸品産業支援補助金 （意匠開発事業） [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の産地組合	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施する、新商品開発に向けた事業（デザイナー等との協働による商品開発、求評会やアンケートの実施等）に対し、その企画会議費、意匠開発費、成果検討費等を支援
伝統的工芸品産業支援補助金 （活性化事業） [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の製造事業者等	伝産法の規定に基づく活性化計画に係る事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費について支援 なお、補助対象経費については、振興計画に基づく、各事業の補助対象経費を参考とすることとされている。
JAPANブランド育成支援事業 [中小企業庁]	中小企業	中小企業・小規模事業者の海外でのブランド確立の実現に向けて、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 国の主な支援制度によるカバー状況及び必要な支援の在り方（当省の考察）

前述のとおり、産地組合・製造事業者が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に活用可能な支援制度は経済産業省及び中小企業庁により用意されているものの、その一方で、上記ウの調査結果のとおり、製造事業者等が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に必要とされるノウハウ等が不足している例もみられたことから、これらの不足を補完するための手立てがなければ、取組を成功させることは困難であると考えられる。

現行の国等の支援制度において、これらノウハウ等の不足への支援がカバーされているかを照会したところ、調査時点では、国指定の伝統的工芸品産地を対象としたものに限られるものの、表4-(2)-⑯のとおり、伝産協会によるセミナーの開催や、マッチング支援等のメニューが用意されており（令和3年度時点では、表4-(2)-⑰のとおり、更に新たな支援メニューが追加）、これら支援制度の内容についても、当省の調査結果を踏まえると、産地における需要の拡大に向けた新たな取組を後押しする上で有効なものと考えられる。

今後、経済産業省においては、中小企業庁と連携するなどして、製造事業者等が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に必要とされるノウハウ等の不足を補完するための支援について、既存の支援策の活用の促進も含めた、更なる検討が望まれる。

表 4-(2)-⑯ 国における支援制度等【調査時点（令和元年度）】

支援制度名 [所管府省等]	支援の内容
産地プロデューサー事業 (伝統的工芸品産業支援補助金) [経済産業省]	産地の自立化・伝統的工芸品の付加価値向上等のため、専門知識を有したプロデューサー等が産地に入り込んで、職人とともに活性化を行う事業。デザイナー等による伝統的工芸品の技術を活用した新商品開発等に活用可能
産地指導事業 (伝統的工芸品産地調査・診断等事業) [伝産協会]	産地が抱える問題の中からテーマを絞り、問題解決の事例を紹介するセミナーを開催しており、令和元年度は、「国内需要開拓」、「インバウンド」について、知見を有する講師を招き、事例を紹介するセミナーを開催し、国内3会場で37人が受講している。
需要開拓事業 (フォーラム等事業) [伝産協会]	伝統的工芸品の「技や素材」を生かして、現代のニーズにマッチする新しい商品作りを支援するため、「作り手」と販路を持つプロデューサー等とのマッチングを行い、9プロジェクトを設置して新商品を開発している。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(2)-⑰ 国における支援制度等【令和 3 年度】

支援制度名 [所管府省等]	支援の内容
コンサルタント産地支援等事業 [伝産協会]	意欲とポテンシャルのある産地に外部コンサルタントを派遣し、複数年にわたり、コンサルタントが伴走する形で産地を支援。消費者のターゲットニングや新商品開発、販売戦略、PR 戦略等について具体的な対策の立案等を行う。
JAPANブランド育成支援等事業 (支援パートナー制度) [中小企業庁]	<p>中小企業者の社内リソースのみで海外事業を成功させることが難しい中、中小企業庁では、海外販路開拓等に係るサポートができる民間支援事業者等を「支援パートナー」として選定・公表</p> <p>本補助金を活用する中小企業者に対して、「支援パートナー」のサポートを受けつつ、共に事業実施することを要件とすることにより、実際の販路や市場獲得につながるよう支援体制を構築</p>

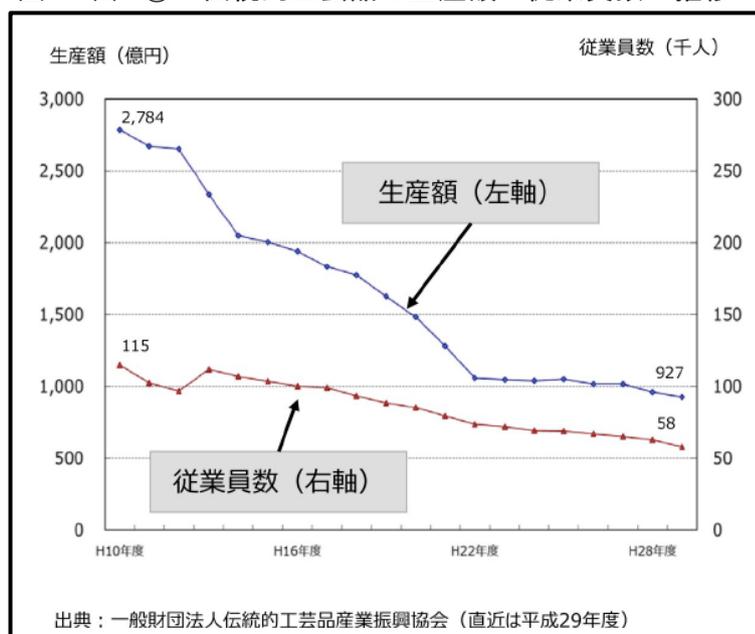
(注) 当省の調査結果による。

(3) 後継者の確保に向けた取組

ア 産地における後継者不足に関する現状

伝統工芸品の製造に携わる従事者数の現状については、伝統工芸品産業全体の従事者数を把握したデータはないものの、経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の製造に携わる従業員数をみると、図4-(3)-①のとおり、平成10年度の約11万5,000人から29年度の約5万8,000人まで半減している。

図 4-(3)-① 伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移（再掲）



当省が調査対象とした産地においても、表4-(3)-②のとおり、後継者の不足を不安視する意見や、将来的な技術の継承を不安視する声が聴かれており、中には後継者の確保が見込めないまま、産地から伝統工芸品の製造が途絶える可能性があるとする産地もみられた。

表 4-(3)-② 後継者の確保に苦慮する産地の例

No.	内容
1	産地における製造事業者数は10事業者程度であり、1事業者当たりの平均従事者数は1人、年間生産高は300万円前後と、事業者規模は全体として小規模となっている。また、ほとんどの製造事業者は高齢かつ後継者が確保できておらず、確保できている製造事業者は1事業者のみ 調査対象とした製造事業者からは、収入面で懸念があることから、他者への事業承継はしづらい状況にあるとの声が聴かれた。
2	従事者数（産地組合加入者）については、昭和50年代に約1,700人となっていたものが、平成23年には1割以下となっている。また、組合員に対して、後継者の確保状況に係るアンケートを実施しているが、高齢化が進む一方で、そのほとんどが、後継者がいないとしている状況が明らかとなっている。

3	産地内の18事業者中11事業者では後継者が決まっておらず、本人が死亡又は廃業した際には、事業が途絶える見込みあり。また、職人の高齢化が進んでいることにより、休業も増加している。
---	--

(注) 当省の調査結果による。

イ 後継者の確保に向けた取組の実施状況

(7) 技術等の継承の危機（当省の問題意識）

産地においては、上記のように従事者が減少傾向にあり、今後もその状況が継続することで、地域資源として継承されてきた伝統工芸の技術等の継承は危機的な状況に陥ると考えられる。このような状況を踏まえると、産地においては、後継者の確保に向けた取組を的確に実施し、新規従事者を確保するなど成果につなげる必要があるものと考えられる。

(4) 取組の実施状況

上記(7)の問題意識を踏まえ、当省が調査対象とした産地における取組の実施状況を確認したところ、28品目の伝統工芸品に係る産地が後継者の確保に向けた取組を実施していた。

本報告書では、産地における後継者の確保に向けた取組を後押しし、成果につなげるための情報を整理するため、各産地の取組が成果につながった要因、つながらなかったあい路等を明らかにするとともに、産地に求められる支援の在り方を検討するため、以下ウ及びエにおいて、調査対象の産地における取組を整理・分析することとした。

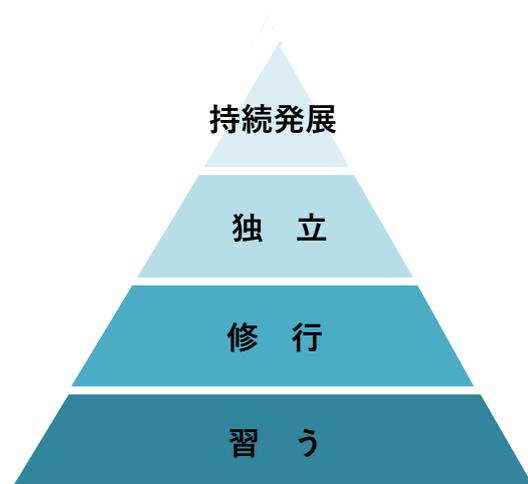
ウ 後継者の確保の取組の成功要因・あい路の分析

(7) 後継者の確保に取り組んでいる産地の状況の比較

産地における後継者の確保に向けた取組は、経済産業省が令和3年伝産ガイドブックにおいて、図4-(3)-③のとおり示しているように、①未経験者が製造技術を「習う」、②更に高度な技術を習得するために「修行」する、③そして職人として一人前となり「独立」という流れにより、後継者を育成し、産地の持続発展がなされるものと考えられる。

本項細目では、上記の後継者の確保に向けた流れを参考に、調査対象とした産地の取組を、①従事希望者の発掘、②修行・就業、③独立の三段階に整理した上で、比較的順調に後継者を確保している産地と、後継者の確保に至っていない産地の状況を比較することで、取組が成果につながった要因と、成果につながらなかったあい路を分析することとした。

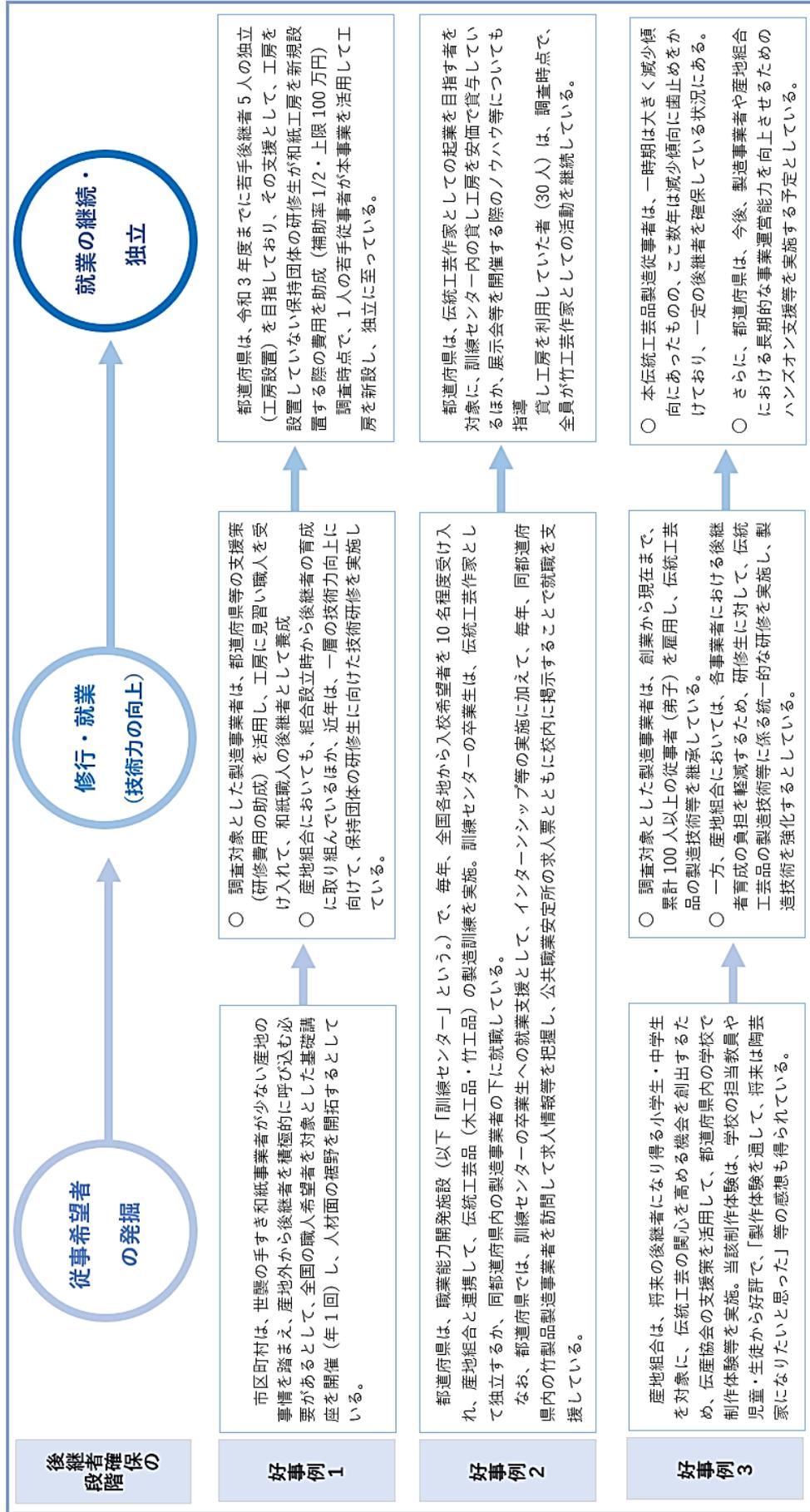
図 4-(3)-③ 後継者の確保に向けた取組の段階



(注) 令和3年伝産ガイドブックに基づき、本省が作成した。

まず、本省が調査対象とした産地の中で、比較的順調に後継者を確保している産地の状況を整理すると、図4-(3)-④のとおり、産地組合、都道府県、市区町村といった各取組主体が、従事希望者の発掘から独立までの後継者育成の各段階において、国や地方公共団体独自の支援制度も活用しつつ、それぞれの産地の状況・取組主体の役割に沿った、課題解決のための取組を実施することで若手従事者を確保している例がみられた。

図 4-(3)-④ 各段階の取組を組み合わせて、後継者の確保に至っている産地の例

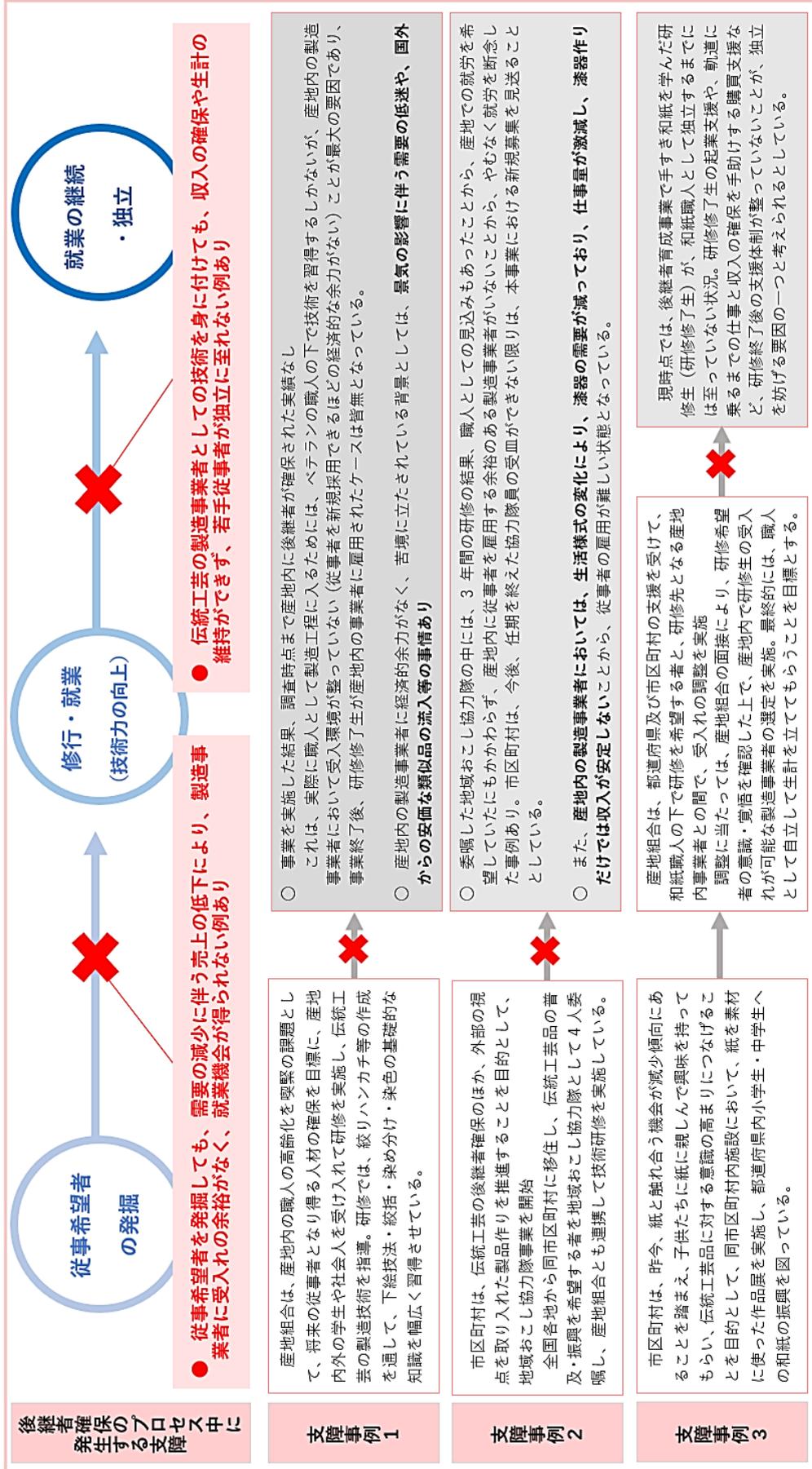


(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

次に、当省が調査対象とした産地の中で、各種取組を実施していても、必ずしもその成果が得られていない産地の状況を、図4-(3)-⑤で整理した。

これらの産地においては、後継者育成に向けて、従事希望者の発掘や修行・就業など、各段階で取組を行っているものの、その結果が次の段階の取組につながっていない実態があり、その背景には「従事希望者を発掘しても収入が低いことが懸念となって就業に至らない。」、「従事希望者に技術を習得させても製造事業者に雇用・育成する余裕がなく就業を断念することとなる。」、「若手従事者を育成しても生計が成り立たないため就業の継続に至らない。」など、伝統工芸品の需要減少・売上げの低下が、従事希望者の就業・定着・独立を阻害する主なあい路となっていた。

図 4-(3)-⑤ 後継者の確保に向けた各種取組を実施しても、成果につながらない産地の例



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

(イ) 後継者の確保を阻害するあい路（当省の考察）

上記の産地を比較した結果を踏まえると、産地において、後継者の確保に向けた取組を成果につなげるためには、まずは伝統工芸品の需要を拡大し、製造事業者における新たな雇用を創出したり、生業として成立するための経済基盤を確保することで、後継者の確保の取組実施後に次の段階の取組につなげる上でのあい路を取り除く必要があると考えられる。

その上で、需要の拡大と並行して、上記の図4-(3)-④で示したように、伝統工芸への従事希望者の発掘から独立までの各段階に向けた取組を遺漏なく行うなど、後継者の確保に向けた取組を実施する必要があるものと考えられる。

エ 後継者の確保に向けた取組実施状況及び産地の意見

(7) 後継者の確保に向けた「取組の方向性」の整理

上記ウで整理したとおり、伝統工芸の後継者を確保するためには、伝統工芸品の需要の拡大と並行して、従事希望者の発掘から独立までの各段階で取組を実施する必要があるものと考えられる。

本項細目では、産地が後継者の確保に向けて実施している取組の詳細と、取組を実施する上での課題・支援ニーズを明らかにするため、従事希望者の発掘から独立に至るまでの段階と目的を軸に、更に取組を細分化し、図4-(3)-⑥のとおり整理することとした。

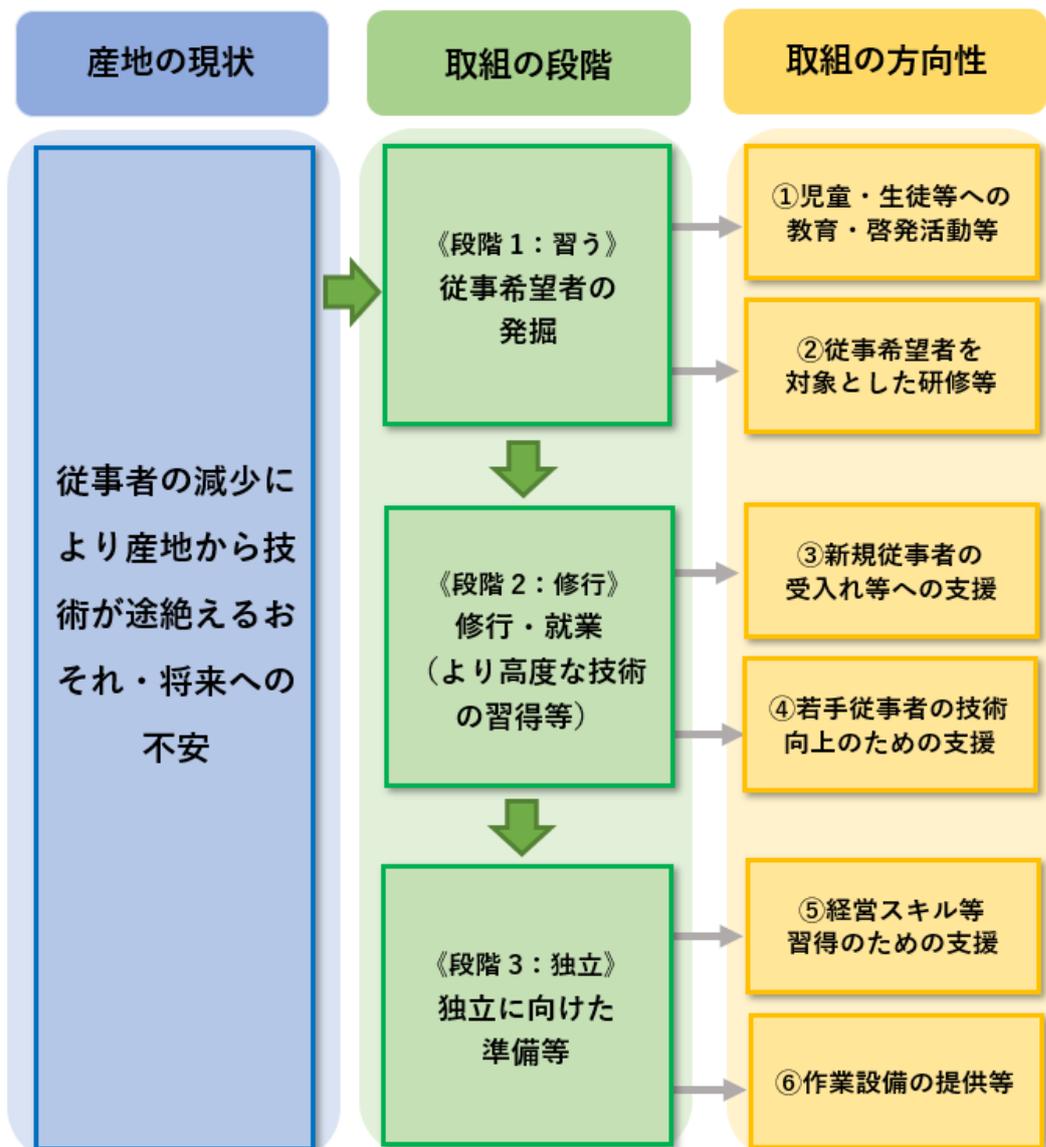
細分化した結果、まず、従事希望者の発掘段階では、世襲による技術等の継承が困難となっている事情から、後継者となり得る人材に対して興味を喚起するため「①児童・生徒等への教育・啓発活動等」と「②従事希望者を対象とした研修等」を実施している例がみられた。

次に、修行・就業段階としては、製造事業者において、従事者を雇用する余力や、従事者に指導を行う人的・時間的余裕がない背景を踏まえ、「③新規従事者の受入れ等への支援」と「④若手従事者の技術向上のための支援」を実施している例がみられた。

最後に、独立段階としては、若手従事者が製造技術の習得に加えて、経営者としてのスキル・ノウハウ等を身に付ける必要性や、独立に必要な設備投資を行う必要性から「⑤経営スキル等習得のための支援」及び「⑥作業設備の提供等」を実施している例がみられた。

本報告書では、これら6種類の類型を「取組の方向性」として整理し、以下(イ)では、産地が後継者の確保に向けた取組を行っている実態について、取組の方向性別に整理し、以下(ウ)では、これらの取組の方向性に関連した産地の意見を整理することとした。

図 4-(3)-⑥ 産地における「取組の方向性」の整理（後継者の確保）



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

(イ) 取組の方向性別の取組実施状況

① 児童・生徒等への教育・啓発活動等

従来、伝統工芸品産業においては、親から子へ事業や技術等を継承することが通常であったところ、産地によっては、伝統工芸品の需要減少等に伴い、世襲による継承が成り立ちにくくなっており、後継者を外部から積極的に呼び込む必要がある状況がみられた。

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(3)-⑦のとおり、地方公共団体や産地組合が、将来の従事者となり得る児童・生徒、一般市民等をターゲットに、伝統工芸への興味を喚起するために、小中学校での出前授業、製作体験の実施等の普及啓発活動を実施している例がみられた。

表4-(3)-⑦ 産地における取組事例（①児童・生徒等への教育・啓発活動等）

No.	背景事情	取組内容
1	伝統工芸品については、家族経営の製造事業者が多く、その子供が後を継がない工房も多いことから後継者不足の問題に直面しており、外部から新たに後継者を募る必要がある。	伝統工芸品の生活の中での使われ方やその特性、技術、原材料等に関する講習、製作体験を通じて、児童・生徒の関心を高めることを目的として、伝産協会の支援事業を活用し、小中学校を対象に本事業を実施している。平成25年度から1,000人以上の児童・生徒が受講し、伝統工芸品に対する関心・理解を高める機会を創出できた。
2	手すき和紙の需要が減り、工房の廃業が進むことにより、家族経営の工房の中で先代である親から跡継ぎとなる子供へ和紙すきの技術が伝授されるという従来の仕組みが成り立たなくなった。	本格的に和紙すきを学べる体験施設を運営している。和紙をすき、ハガキ等を作る入門コース（半日）、楮（こうぞ）準備作業と紙すき・乾燥まで行う1日コース、更に本格的に学ぶ4日間コースの三つの和紙すき体験コースを実施しており、平成27年度から30年度の間に約1,400人が受講した。
3	世襲の事業所が少ないため、後継者を外部から積極的に呼び込む必要がある。	手すき和紙職人の減少を受けて、新たな担い手を発掘・育成するため、紙すき職人希望者を対象に、紙すき基礎講座を開催（年に1回、約1か月間）し、原材料調製から製紙までを一貫して指導した。 スクール生累計163人のうち8人が市内にて手すき和紙職人として就業し、このうち3人は工房を新設して同市に定着している。

(注) 当省の調査結果による。

② 従事希望者を対象とした研修等

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(3)-⑧のとおり、産地組合が、伝統工芸品産業への従事希望者を対象として、基礎的な製造技術の習得等を目的とした研修や、人材養成施設の運営を行っている例がみられた。

表4-(3)-⑧ 産地における取組事例（②従事希望者を対象とした研修等）

No.	内容
1	以前は、地方公共団体から、研修生を受け入れる製造事業者に補助金を交付することで後継者育成を行っていた。しかし、①研修生に技術指導をしている間は商品を作ることができない、②徒弟制度による育成では研修生が産地に定着することが難しい、③1人の職人に師事することで習得する技術に偏りがみられるなどの問題点があったこと

	を踏まえ、関係者間で学校形式による後継者育成の必要性を認識。産地組合は、都道府県及び市区町村の支援を受け、令和元年11月に、2年間の研修期間で基礎から高度な技術まで幅広く学ぶことができる研修施設を開校している。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

③ 新規従事者の受入れ等への支援

当省が調査対象とした産地の中には、伝統工芸品の需要減少等により、製造事業者が新規に従事者を雇用する余力がないとする例もあり、産地によっては、表4-(3)-⑨のとおり、地方公共団体が、製造事業者とインターン希望者の受入調整、OJTによる研修計画の精査、若手従事者を雇用する製造事業者への給与の補てんなど、製造事業者における新規従事者受入れへの支援を実施している例がみられた。

表4-(3)-⑨ 産地における取組事例 (③新規従事者の受入れ等への支援)

No.	内容
1	伝統的産業の後継者を確保するため、将来的に伝統的工芸品の製造に従事したいと考える高校生・大学生・専門学校生・社会人に対し、①2か月以内の短期技能研修（インターンシップ）、②伝統的工芸品製造に関する全般的な基礎知識や技能習得のための実習と商品開発に必要なデザイン等の座学を原則1年間行う長期研修を設け、受講希望者を実習先事業所と雇用関係を持たない研修生として受け入れ、各事業所で伝統工芸の技術等を実習させる。実習先事業所のうちに従事者を採用するだけの経営基盤を持つ事業所が存在していることから、研修生が実習を修了した後、従事者として採用につながっている。
2	都道府県の運営する人材養成施設の養成課程の修了生が、修了後に就業した織元で受ける研修の内容については、これまで各織元に一任されていたところ、育成がうまくいかず、製織の仕事を辞める修了生もいたことから、都道府県が修了生を対象として、以下の事業を実施 ① 織元が契約した織子（修了生）それぞれについての研修計画（1年間）を作成し、都道府県に提出 ② 都道府県が当該研修計画を審査 ③ 織元は、都道府県が審査した研修計画に基づき織子を指導 ④ 都道府県は、織元に対し、研修計画の作成及び研修実施に対する報償費を支払う。
3	伝統工芸品の事業所に製作技能の継承者が就業した場合、雇用主に対して就労の2、3年目の2か年を基本として、毎月1万円を補助する助成金により、製造事業者の雇用を後押ししている。

(注) 当省の調査結果による。

④ 若手従事者の技術向上のための支援

当省が調査対象とした産地の中には、製造事業者の高齢化が進行している等の理由により、新規に従事者を雇用しても、当該従事者を育成する人的・時間的余

裕がないことから、表4-(3)-⑩のとおり、産地組合が、産地内の若手従事者の技術力向上を目的とした講習等を実施している例がみられた。

表 4-(3)-⑩ 産地における取組事例（④若手従事者の技術向上のための支援）

No.	内容
1	産地内の製造事業者就職後 3～5 年を経過した従事者を対象に、先達の技術を継承し産地の活性化と振興発展に寄与することを目標として、伝統工芸士 ^(注2) によるマンツーマン指導を実施
2	伝統工芸品の高度な製造技術を保有する技術者を講師として、産地内の若手従事者を対象に、実技指導を中心とした技術研修会を実施 研修に参加した若手従事者は、高度な工芸技術を習得し、その技術を活用した新商品開発を行うことができるようになった。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 伝産協会が伝統的工芸品の製造に従事している技術者の中から認定した高度の技術等を保持する者

⑤ 経営スキル等習得のための支援

当省が調査対象とした産地の中には、若手従事者が独立し、製造事業者として産地に定着するためには、製造技術を習得するだけでなく、経営者としての経営スキル・ノウハウ等を身に付ける必要があるとして、表4-(3)-⑪のとおり、地方公共団体が、若手従事者の独立に必要なスキルの習得に向けた取組を行っている例がみられた。

表 4-(3)-⑪ 産地における取組事例（⑤経営スキル等習得のための支援）

No.	内容
1	市区町村は、若手製造事業者を 3 人以上加えた漆器製造事業者のグループが行う展示会・勉強会等に対して補助を実施している。 同市区町村は「日常的に製造事業者と交流している中で、豊かな発想や低くない技術力を持つ若手製造事業者がいるにもかかわらず、自分の作品の売り方を知らず、人脈も持っていないため、事業者として定着できない状況がある一方、高い技術や豊かな人脈があるにもかかわらず、消費者ニーズの変化に対応しきれないベテランがいることを把握したため」としており、本事業を通じて、若手従事者がベテラン従事者から販売方法や人脈作りのノウハウ等を教えてもらい、漆器業で生活できるようになることを目的としている。

(注) 当省の調査結果による。

⑥ 作業設備の提供等

当省が調査対象とした産地の中には、若手従事者が独立し、産地で製造事業者として活動することを支援するために、表4-(3)-⑫のとおり、地方公共団体が、独立に向けた作業設備等の準備など、若手従事者の生産基盤を支援している例がみられた。

表 4-(3)-⑫ 産地における取組事例 (⑥作業設備の提供等)

No.	内容
1	都道府県は、従事者の自立支援と技術の研さん等を目的とし、若手従事者を対象として、都道府県立の職業能力開発施設に設置された貸工房を安価にて提供。貸工房を利用していた工芸従事希望者 30 人全員が工芸作家としての活動を継続している。
2	都道府県は、技術継承者を育成するため、工房を未設置の保存会（保持団体）員又は同会研修生が和紙工房を新規設置する費用の一部を助成している。平成 30 年度には、本事業を活用した保存会会員 1 人が工房を設置している。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 取組の方向性に関連した産地の意見

上記(イ)のとおり、調査対象とした産地においては、後継者の確保に向けて、従事希望者の発掘、修行・就業、独立それぞれの段階に応じた取組を実施しているが、調査対象とした産地のうち一部の産地からは、これらの取組に関連して、国の支援制度に対する意見も聴かれた。

これらの意見を後継者育成の段階別に整理すると、修行・就業段階である「③新規従事者の受入れ等への支援」、「④若手従事者の技術向上のための支援」に関連したものでは、表4-(3)-⑬のとおり、製造事業者における雇用の余力や、新規従事者の受入れに関する補助など、従事希望者が産地に定着するまでの支援を充実させてほしいとする意見が聴かれた。

また、独立に向けた段階である「⑤経営スキル等習得のための支援」、「⑥作業設備の提供等」に関連したものとしては、表4-(3)-⑭のとおり、若手従事者が伝統工芸を生業として自立するまでの生活の保障や、起業も含めた包括的な支援が必要とする意見が聴かれた。

表 4-(3)-⑬ 修行・就業の段階に関連する産地の意見

No.	内容
1	後継者の育成のためには、技術が身に付くまでの生活を保障し、更に生業に結び付ける必要があると考える。(市区町村)
2	各事業所は売上げが下降する中で、新規雇用する金銭的及び人的余裕がないのが現状であり、事業所が新規雇用するための補助金を創設してほしい。(産地組合)
3	地域おこし協力隊等の取組により後継者育成を行っても、産地全体の売上げが下がる中で受入先となる製造事業者がおらず、従事者の増加につながらない状況であることから、定住支援策などの支援をお願いしたい。(市区町村)
4	技術を身に付けて、一人前の職人となるには約 10 年かかると言われている。この間、当該者の生活費等が負担となっているため、可能であれば、こうした生活費の助成を行ってほしい。(製造事業者)
5	後継者を育成するために 10 年くらいの研修期間が必要と考えており、現在では、研修期間の定めがなく長期にわたって学べる環境を整えている。 しかし、これまでの国の後継者育成事業は、1 年から 3 年程度の事業期間に限られており、この間での技術の継承は難しいと考えている。

	さらに、技術を修得しても、製作品が売れないため、この道で生活することが難しくなっている。このようなことから、国が後継者育成事業を企画するのであれば、10年間の長期のスパンで、製造事業者が雇用し学ぶことができるよう、製造事業者への賃金の支払に対する支援があればよいと考える。(産地組合)
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(3)-⑭ 独立の段階に関連する産地の意見

No.	内容
1	後継者が一人前の技術を身に付けるまでどう食べていくか、顧客をどのように見付けるかという課題があるが、一芸家にはこの課題の解決は困難であるので、行政に何らかの支援をお願いしたい。(製造事業者)
2	生業として技術を身に付け伝統工芸品を販売して生活していくまでの一連の流れ全てを支援する施策があれば、地域の人口減少に歯止めをかけ、定住につながりかつ地域と産業振興に結び付くのではないかと考えられる。(市区町村)
3	今後は、研修修了生の生業としての自立という課題についても併せて取り組んでいかなければならないものと考えられる。育てた職人が自ら工房を開き、起業することを可能とする援助の仕組み作りに積極的に御協力願いたい。(市区町村)
4	各工程の職人の賃金が安いと、せつかく後継者として学んでも、経済状況が厳しく生活がままならないため離職する者が多い。賃金が安い各職人に対して、経済的援助等の支援があればよい。(産地組合)

(注) 当省の調査結果による。

(I) 国の主な支援制度による支援ニーズのカバー状況

今回の調査の結果、産地が後継者の確保に取り組む際、活用していた国の主な支援制度(補助事業)としては、表4-(3)-⑮のとおり、伝統的工芸品の産地組合・製造事業者においては伝産補助金(後継者・従事者育成事業及び若年層等後継者創出育成事業)の活用が確認され、地方公共団体においては、地方創生推進交付金や地域おこし協力隊制度の活用が確認された。

また、伝統工芸品の中でも、重要無形文化財の保持団体認定を受けている工芸技術の産地においては、保持団体が重要無形文化財伝承事業費国庫補助の支援を活用して技術保持者を育成するための取組を実施している例もみられた。

表 4-(3)-⑮ 国の主な支援制度(後継者育成関係)【調査時点(令和元年度)】

支援制度名 [所管府省等]	対象	支援の内容	活用可能な取組の方向性
伝統的工芸品産業支援補助金 (後継者・従事者育成事業) [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の産地組合	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施する、従事者の育成事業(若手従事者の製造技術の向上を目的とした研修)に対し、	④・⑤

		その講師謝金・旅費、教材費、実習・指導費を支援	
伝統的工芸品産業支援補助金 (若年層等後継者創出育成事業) [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の産地組合	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施する、新たな人材を発掘するための事業(大学生・専門学校生を対象とした制作体験、従事希望者を対象とした講習会)に対し、その講師謝金・旅費、教材費、実習・指導費を支援	①・②
伝統的工芸品産業支援補助金 (活性化事業) [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の製造事業者等	伝産法の規定に基づく活性化計画に係る事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費を支援 なお、補助対象経費については、振興計画に基づく、各事業の補助対象経費を参考とすることとされている。	①・②・④・⑤
地方創生推進交付金等 [内閣府]	都道府県 市区町村	地方公共団体が、地域再生法に基づき地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金により、当該計画に基づく事業の実施に要する経費の支援あり	①～⑥
地域おこし協力隊 [総務省]	市区町村	地方公共団体が、その地域への定住・定着を図ることを目的として、都市部の住民を地域に受け入れて、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、伝統工芸品産業の復活など「地域協力活動」に従事させた場合、総務省から隊員の活動経費(報償費、住居の借上費、研修費等)に係る支援あり	②
重要無形文化財伝承事業費国庫補助 [文化庁]	重要無形文化財の保持団体等	重要無形文化財の保存を目的として「保持団体」等が実施する次の事業に対し、その講師謝金・旅費、会場使用料等を支援 ○伝承者の養成 伝承者の養成を目的とする研修会、講習会の開催及び実技指導 ○研修発表会	①・②・④・⑥

		伝承者の養成事業による研修等の成果の発表会 ○原材料・用具の確保 伝承に不可欠な原材料及び用具の製作、確保 ○普及・啓発 将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等	
--	--	---	--

(注) 当省の調査結果による。

これら国の主な支援制度が、上記(ウ)で当省が把握した産地の支援ニーズをカバーしているか照合すると、①伝産補助金に関しては、その補助対象は、従事希望者を発掘するための初歩的な研修と、若手従事者の技術指導に関する経費補助が主となっており、若手従事者が伝統工芸を生業として自立するまでの生活の保障や、起業支援といった従事希望者が産地に定着するまでの支援を充実させてほしいとする産地から聴かれた支援ニーズについてはカバーされていない、②重要無形文化財伝承事業費国庫補助に関しては、伝承者（将来の伝承者も含む。）の養成を目的とした研修・実技指導に関する経費補助が主となっており、産地定着に関する支援に関しては、伝産補助金と同様の状況といった実態が確認された。

(オ) 関係府省による必要な支援の在り方（当省の考察）

産地においては、伝統工芸の維持・存続のため、後継者の確保に向けた取組を的確に実施し、新規従事者を確保するなど成果につなげる必要があるが、確保した新規従事者を育成し、産地への定着や独立へとつなげることを目指すためには、産地において新たな雇用が創出され、また、生業として成立するために、需要の拡大にも併せて取り組むことがポイントとなるものと考えられる。

そして、後継者の確保のためには、従事希望者の確保、育成から産地への定着まで一貫した取組を行う必要があるということ踏まえ、経済産業省においては、産地の後継者の確保に向けた取組を後押しする観点からも、産地の実態や支援ニーズを踏まえた上で、支援方策の更なる検討が望まれる。

また、重要無形文化財の「わざ」の継承に関しても、その前提として、将来の技術保持者となり得る従事者を育成し、産地に定着させる必要があるものの、現状では、需要の減少が従事者の育成・定着を阻害する要因となっている実態も確認されており、文部科学省（文化庁）においても、このような実態や産地の支援ニーズを参考とした上で、今後の施策の在り方の検討に役立てることを期待したい。

(4) 原材料・用具等の確保に向けた取組

ア 産地における原材料・用具等の不足に関する現状

(7) 製造に不可欠とされる原材料・用具等について

伝統工芸品の製造に用いる原材料や用具等については、伝統的に用いられてきたものが主となっており、中には、表4-(4)-①及び②のとおり、特定の原材料や用具等を使用することが、伝統的工芸品や重要無形文化財の要件となっているものや、古文書や美術品の修復にも国産楮が求められる場合があるなど、用途によっては特定の原材料の使用が不可欠であるものもある。このような事情により、他の原材料・用具等では代替できないものがあることから、その確保は、伝統工芸の維持・存続を図る上で重要と考えられる。

表4-(4)-① 伝統的工芸品に係る「伝統的な技術又は技法」及び「伝統的に使用されてきた原材料」の例

技術・技法

- 1 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - (1) 先染めの平織りとすること。
 - (2) かすり糸は、たて糸及びよこ糸又はよこ糸に使用すること。
 - (3) よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「踏木による飛杼」を用いること。
- 2 かすり糸の染色法は、「くくり」又は「織締め」によること。

原材料

使用する糸は、綿糸とすること。

(注) 通商産業省告示による。

表4-(4)-② 重要無形文化財の指定要件の例

- 一 手くびりによる拵糸を使用すること。
- 二 純正天然藍で染めること。
- 三 なげひの手織機で織ること。

(注) 文化財保護委員会告示による。

しかし、近年の社会構造の変化等による伝統工芸品の需要の低迷に伴い、その製造に用いる原材料・用具等の需要も低迷し、その生産・製造による生計の維持が困難となっていること等から、伝統工芸品の製造事業者が原材料・用具等を入手することが困難になってきており、その状況も深刻化していると言われている。

このような現状を踏まえ、調査対象とした産地において、伝統工芸品の製造に必要な原材料・用具等の確保に関する状況について調査することとした。

表4-(4)-③ 文部科学省「平成30年度 伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」〈抜粋〉

I. 調査概要

1. 調査の背景と目的

近年の経済のグローバル化・成熟化や社会構造の変化等に伴い伝統工芸品への需要が低迷し、関係者の間で伝統的な工芸技術に用いられる用具・原材料（以下、用具・原材料）の入手難が深刻化し、製作活動や伝承者養成等に支障が出るなど伝統工芸の維持・継承が難しくなっている。平成29年度「伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」（以下、前年度調査と言う）でも十数年前の同種調査時に比べ、入手困難なものが増える傾向にあり、伝統的な木灰や研磨炭等が質的・量的に入手困難となり、染織や陶磁器、蒔絵等の技術維持存続、伝承者養成等に大きな影響を与えるなどの問題が明らかとなった。伝統工芸の持続的展開を促していくためにはこれら用具・原材料の量的・質的な維持・安定供給を図ることが急務の課題となっており、さらに対象の用具・原材料を拡げ、供給・利用等の状況、関連技術保持への影響等を正確かつ詳細に把握し、伝統工芸各分野の持続的展開に活かしていく必要がある。

- (注) 1 文部科学省資料による。
2 下線は当省が付した。

(イ) 調査対象産地における原材料の不足状況

調査対象とした産地のうち、原材料の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」と認識している産地は、表4-(4)-④のとおり、20産地みられ、中には「現に支障を及ぼしている」という声が聴かれた産地もあった。

これら不足する原材料の中には、表4-(4)-⑤のとおり、同一品種が複数産地において不足しているとの声が聴かれたものもあり、例えば、手すき和紙の主な原材料の一つであるトロロアオイのように、使用することが複数の伝統的工芸品や重要無形文化財の指定要件となっているものもみられた。

表 4-(4)-④ 原材料の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」としている産地における不足の状況

品種・産地		不足する主な原材料
品種	産地	
織物	A	真綿
	B	葉藍（たであい）、菜（すくも）
	C	天然藍
	D	木材
	E	織糸
染色品	F	型紙
和紙	G	国産楮、トロロアオイ
	H	国産楮、三桮（みつまた）、雁皮（がんび）、トロロアオイ
	I	国産楮、トロロアオイ、わら
	J	国産楮、トロロアオイ
陶磁器	K	陶土
	L	陶土、釉薬（ゆうやく）
	M	陶土

漆器	N	木材
	O	国産漆、金粉
	P	国産楮、トロロアオイ
木工品・竹工品	Q	樹皮
	R	原竹
金工品	S	鉄、鋼
人形・こけし	T	粘土

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑤ 同一品種が複数産地において不足するおそれがある原材料の例

No.	品種	不足する原材料	内容
1	和紙	トロロアオイ	手すき和紙の生産に不可欠な原材料であるトロロアオイについては、平成 31 年 2 月に、全国の生産量の 8 割を占めている都道府県の生産団体から、翌年度以降トロロアオイの作付量を半分程度に減少させる旨の連絡があったことを受け、伝統的な手すき和紙の存続が危ぶまれている。
2	和紙	国産楮	重要無形文化財に指定されている手すき和紙の保持団体の中には、内規で原材料を国産楮としている団体があるため、国産楮の生産量の減少により、入手が困難となることで将来的に重要無形文化財の「わざ」の継承に支障を及ぼすおそれがある。
3	織物	薬 葉藍	藍染めに使用する植物性染料である薬は、葉藍を原材料としているが、全国の葉藍栽培面積の約 75%を占める一大産地においては、手作業が多く重労働、生産者の高齢化、取引価格が安価であり収益性が低いことを主な原因として、葉藍の栽培面積・戸数、薬の生産量がいずれも減少傾向にあり、全国からの需要に薬の供給が追いついていないのが現状であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 調査対象産地における用具等の不足状況

調査対象とした産地のうち、用具等の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」と認識している産地は、表4-(4)-⑥のとおり、12産地あった。

表 4-(4)-⑥ 用具等の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」としている産地における不足の状況

品種・産地		不足する主な用具等
品種	産地	
織物	a	くくり機、織機
	b	織機、筵（むしろ）
	c	織機部品
	d	竹笥（たけおさ）、織機に附属する小物の用具
	e	小管
和紙	f	簀桁（すけた）、刷毛（はけ）

	g	簀桁
染色品	h	桶、くくり台
漆器	i	刷毛
	j	刷毛
木工品・竹工品	k	刃物
金工品	l	鍛造機器

(注) 当省の調査結果による。

以上を踏まえると、相当数の産地において、原材料や用具等の不足が課題となっていることが分かった。

(I) 原材料・用具等の不足に関する背景事情等（課題）

上記(イ)及び(ウ)の状況を踏まえ、原材料や用具等の不足が課題となっている背景事情等について整理したところ、次のとおり、伝統工芸品の需要の減少等を背景とした様々な事情があり、中には伝統工芸の維持・存続を図る上で深刻な事態となっているものもみられた。

- ・ 原材料となる農産物の生産作業が重労働である割に収益性が低く、生計が立つほどの収入が得られないこと（表4-(4)-⑦）。
- ・ 伝統工芸品の需要低迷により、用具の需要も低迷し、製造の継続が困難なおそれがあること（表4-(4)-⑧）。
- ・ 原材料生産等への従事者が減少し、今いる従事者も高齢化しており、後継者も確保されていないこと（表4-(4)-⑨）。
- ・ 伝統工芸品の需要の減少に伴い一製造事業者が必要とする原材料の量も減少する中、少量での発注を原材料生産者等が受けてくれないこと（表4-(4)-⑩）。
- ・ 他の用途による需要が拡大したことにより価格が高騰する等し、入手が困難になるおそれがあること（表4-(4)-⑪）。

表 4-(4)-⑦ 原材料生産の収益性が低く、生計が立つほどの収入が得られない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	和紙	国産楮	楮生産農家は高齢化が著しい上に、収穫後の楮の皮むき等といった処理が重労働かつ長時間労働である一方で、労働単価が安く、生業として成り立つほどの収入が得られないことから廃業する農家も出ており、現状のままだと農家は減少する一方である。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑧ 需要の低迷により、用具製造の継続が困難なおそれがある例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	金工品	鍛造機器	伝統工芸品の製造に使用する鍛造機器の製造事業者が、製造から撤退する意向を示している。 同事業者は、撤退する主な理由として、調査対象とした伝統工芸品の需要が低迷していることにより、関連産業である用具の需要も低迷しており、過去 10 年

			<p>販売・製造実績がないことを踏まえ、今後事業として継続していくことが難しいことを挙げている。</p> <p>なお、同事業者が製造した用具に対する修理依頼は現在でも全国からあり、修理技術を持つ3人の従事者が対応しているが、3人とも既に定年を迎えており、いつまで対応できるか分からない状況であるとしている。</p>
--	--	--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑨ 原材料生産等従事者が減少、高齢化しており、後継者も確保されていない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	織物	筵	<p>伝統工芸品の染料として使用する「菜」を生産する際に「筵」といういぐさなどの草で編んだ簡素な敷物を使用するところ、現在、筵を製造する事業者は産地内には無く、他の都道府県に所在する1事業者のみとなっているが高齢であり、製造事業者は、今後の筵の確保に不安があるとしている。</p>
2	和紙	簀桁、刷毛	<p>和紙専用の刷毛を製造・販売する事業者は全国で1事業者のみ、簀桁を製造・販売する事業者も数事業者となっており、これら事業者の中には、用具の製造のみでは生計が立たないなどのため、後継者の育成も行っていない事業者もみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑩ 少量での原材料発注を原材料生産者等が受けてくれない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	金工品	鉄、鋼	<p>原材料の鉄と鋼のほとんどは、同じ原材料事業者から供給され、調達は従来から製造事業者がそれぞれで実施しているところ、同原材料事業者は、鉄や鋼を製造するに当たり、稼働するときに発生するコストを勘案し、1回の製造につき最低限の製造量を設けており、小ロットでの販売は行わないとしている。</p> <p>このような状況の下、伝統工芸品の需要の低迷等に伴い、鍛冶屋が原材料を発注する量や回数が減少しているほか、原材料の値上がりもあり、今までのように一度に大量の発注をすることができなくなったことから、同原材料事業者の最低限の製造量に受注量が到達しない状況が発生し、納品の遅延につながっている。このような状況から、原材料の在庫が切れてしまい製造に支障を来した製造事業者や、今ある原材料を使い切ってしまうと廃業を考えている製造事業者もある。</p>

			なお、従来から、各製造事業者がこだわりで決めた鉄・鋼の規格（厚さ）、品質（炭素の配合率）で発注しているため、原材料の共同購入は非常に困難である。
--	--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑪ 他の用途による需要の拡大により、入手が困難になるおそれがある例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	漆器	国産漆	「国宝・重要文化財（建造物）保存修理における漆の使用方針について」（平成 27 年 2 月 24 日付け 26 庁財第 510 号文化庁文化財部長通知）により、国宝修復等に国産漆を使用する旨の文化庁の方針が示され、国産漆の需要増加による原材料の価格高騰とそれに伴う売上減少の可能性を懸念する産地がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

(オ) 伝統工芸品の製造に必要な原材料・用具等の継承の危機（当省の問題意識）

こうした事情がある中、原材料・用具等の不足によって伝統工芸品の製造に支障が及んでいる、あるいは及ぶおそれがある産地において、原材料・用具等を確保するための取組が適切に行われないと、伝統工芸の維持・存続はますます困難な状況となるのではないかと懸念される。

イ 原材料・用具等の確保に向けた取組の実施状況

(7) 原材料・用具等の確保に向けた「取組の方向性」の整理

上記ア(オ)の問題意識を踏まえ、調査対象とした産地における原材料・用具等を確保するための取組の実施状況をみると、20品目の産地で原材料の確保に、10品目の産地で用具等の確保にそれぞれ取り組んでいた。

伝統工芸品の製造に用いる原材料・用具等は、上記の表4-(4)-④及び⑥のとおり伝統工芸品の品種や同じ品種であっても品目によって様々であり、その確保手段についても、例えば原材料であれば「山林から採取」、「畑で栽培」、「事業者が製造」などと様々となっている。したがって、取組の内容や産地が求める支援のニーズも、原材料・用具等の種類・特性に応じて多岐にわたることが想定される。

このことも踏まえ、産地における原材料・用具等を確保するための取組の実態を明らかにしようと、先に述べた背景事情や原材料・用具等の種類・特性等に沿って、取組を分類し、「取組の方向性」として整理した。その結果は、次のとおりである。

背景事情等その1) 生産・製造量の減少、生産・製造中止

① 採取可能地域に関する調査・情報提供

原材料となる樹木が自生しており、採取することが可能な地域等に関する調査や行政機関等による当該地域に関する情報提供等の実施

② 産地における自家栽培・植林による確保

原材料となる農作物や樹木等について、産地が自ら栽培等することで確保

③ 代替物の開発等に関する調査・研究

不足する原材料・用具等の代替物の開発や、製造が終了した用具等の維持修繕に関する調査・研究を実施

背景事情等その2) 供給する人材の減少・後継者不足

④ 生産者・製造者の育成、事業承継支援

原材料生産者・用具製造者等の育成や、廃業する事業者の事業承継に対する支援を実施

⑤ 生産者・製造者への補助

原材料生産者・用具製造者等に対して、その活動に対する補助を実施

背景事情等その3) 少量での原材料・用具等の発注が困難・非効率

⑥ 共同調達の実施

一つの製造事業者等において調達することが困難・非効率な原材料・用具等について、複数の主体によって共同で調達

(イ) 取組の方向性別の取組実施状況

調査対象とした産地における、各方向性の取組状況をみると、次のとおり実態が確認された。

背景事情等その1) 生産・製造量の減少、生産・製造中止

① 採取可能地域に関する調査・情報提供

i) 産地における取組状況

採取者の減少や原材料となる資源の枯渇に伴う原材料の供給量の減少によって、原材料の確保が困難となるおそれがあることから、表4-(4)-⑫のとおり、国・公有林等において原材料となる樹木の分布・植生調査等を実施し、生植を確認し、原材料の安定的な確保につなげようとしている例がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料
- ・主なもの：樹皮（木工品・竹工品）

表4-(4)-⑫ 産地における取組事例（①採取可能地域等に関する調査・情報提供）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	織物	伝統工芸品は、従前、地元の山林から採取された樹皮を原材料としてきたが、近年は近隣の山林に適当な材料が不足しており、原材料の安定的な確保が課題となっていた。	<p>左記のような状況を踏まえ、産地組合は、原材料不足の解決を図り、工芸家が制作活動を安定的に継続できるよう、地元以外の山林で森林の調査や森林の所有者との協議を行い、原材料入手ルートを増やすこととした。</p> <p>平成26年度は、産地組合が伝産補助金を活用し、都道府県の協力の下、公有林において原材料となる樹</p>

--	--	--

木の分布・植生調査を行い、21本の所在を確認した。

(注) 当省の調査結果による。

② 産地における自家栽培・植林による確保

i) 産地における取組状況

生産者の減少や資源の枯渇に伴う原材料の供給量の減少によって、原材料の確保が困難となるおそれがあることから、表4-(4)-⑬のとおり、伝統工芸品の産地自ら土地を確保し、原材料となる農作物の栽培や植林を行うことで原材料の安定的な確保につなげようとしている例がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料
- ・主なもの：国産楮（和紙）、樹皮（木工品・竹工品）

表4-(4)-⑬ 産地における取組事例（②産地における自家栽培・植林による確保）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	和紙	<p>調査対象とした伝統工芸品のうち、所定の要件を満たすものについては、その「わざ」が重要無形文化財の指定を受けているところ、重要無形文化財の保持団体としては、団体の内規で定めた要件を満たすためには国産楮を使用することとしており、産地組合は他都道府県の産地から楮を購入している。しかし、現状、国産楮の生産量は、昭和40年の3,170tから平成29年度には34tにまで激減しており（共に黒皮換算。公益財団法人日本特産農産物協会調べ）、希少で入手困難となっている。</p> <p>このまま国産楮の生産量が減少し続けると、重要無形文化財の伝統技術の継承が危ぶまれることから、国産楮の安定的な確保が課題となっている。</p>	<p>平成28年度から、市区町村が、地方創生推進交付金などを活用し、産地組合と連携して産地内での楮の生産を開始した。</p> <p>市区町村は産地組合に補助金を交付し、産地内の耕作放棄地において、産地組合が雇用した従事者が、楮の生産や加工作業等を実施した。毎年楮畑の拡大を行ってきたことにより本事業による楮の収穫量の推移は年々増加しており、平成30年度には約4,000haの畑から約220kgの楮を収穫することができた。収穫した楮については、産地内の職人が購入し、和紙の原材料として利用している。</p> <p>地元産楮の収穫量は年々増加してきてはいるものの、現状、生産コストを踏まえると、外国産楮や国内の他産地産楮と比較して割高な価格とせざるを得ず、今後、更に収穫量を増やしていくことによりコストを下げることを目指している。</p>
2	木工品・	伝統工芸品の原材料となる樹	市区町村は、伝統工芸品の原材料

竹工品	<p>皮については、農家が副業として近隣の山に入って採取しているところ、近年、兼業農家の増加、農家の高齢化等に伴い採取する農家が少なくなっており、産地組合は、「必要となる原材料の数量に対し、半分程度しか確保できていない」としている。</p> <p>なお、できるだけ樹皮の使用量が少ない製品を開発するなどして工夫しており、現状、製造が困難とまでの状況には至っていないとしている。</p>
-----	--

となる樹皮を計画的に確保するため、公有地等へ樹木を植林する事業を実施。昭和48年度から平成14年度までに、48団地、131.68haの面積に30万4,000本の苗を植栽した。

植林後、40年以上経過して樹皮を採取できる樹木も出てきていることから、市区町村は、産地組合及び製造事業者に対して活用してもらうよう連絡しているところであり、産地組合も、今後、市区町村の管理する樹木からの採取を検討していきたいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

③ 代替物の開発等に関する調査・研究

i) 産地における取組状況

生産・製造中止や生産者・製造者の廃業等により、原材料の確保や用具等の調達・維持修繕が困難になるおそれがあることから、表4-(4)-⑭のとおり、代替となる原材料・用具等の開発等を実施している例がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料、用具等
- ・主なもの：粘土（人形・こけし）、くくり機（織物）

表4-(4)-⑭ 産地における取組事例（③代替物の開発等に関する調査・研究）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	人形・こけし	<p>伝産法の指定要件を満たすために必要な原材料となる粘土を製造している原材料事業者は現在1事業者のみとなっているところ、同事業者には事業を引き継ぐ者がいないため、将来的に廃業した場合は、伝統的工芸品の製造が困難となるおそれがあるとしている。</p>	<p>経済産業局において開催された伝産補助金の説明会において、左記背景事情について産地組合が話題にしたことを契機として、伝産協会から、i) 原材料となり得る粘土の産地が他にあること、ii) 同産地の粘土が原材料となり得るかの調査の実施については、都道府県中小企業団体中央会の支援事業を活用できるのではないかとこの情報提供があった。</p> <p>当該情報を踏まえ、産地組合は調査を実施。当該産地の粘土を取り扱っている製造事業者が産地組</p>

			<p>合に成分調整した粘土を提供し、産地組合は、組合員にその粘土で伝統工芸品を製造してもらった上で、問題なく製造ができるか等のアンケートを取り、その結果を粘土製造事業者にフィードバックすることで原材料として使用できる粘土を生成することを目指している。</p>
2	織物	<p>伝統工芸品の製造に使用されている「くくり機」については、当初は人力による足踏み式であったが、平成6年に産地組合が域内の関係機関に依頼して電力で稼働する自動くくり機を開発しており、当該機器を使用することで、作業時間を大幅に短縮することが可能となっている。</p> <p>しかし、当該機器は、産地組合の共同作業施設に4機設置されているのみであり、産地全体の機械くくりによる製造事業者21事業者のうち半数程度が同施設にくくり工程の作業を依頼している。このため、老朽化等により自動くくり機が故障した場合には、伝統工芸品の製造に大きな打撃があるとみられ、当該機械の円滑な維持管理は産地の重要な課題となっている。</p> <p>なお、自動くくり機の開発に携わった関係者は既に退職しており、当該機械が故障した場合、修理を依頼することは困難な状況にある。</p>	<p>市区町村は、産地組合が伝統工芸品の製造に使用する自動くくり機の維持管理について技術的な支援を必要としていることを把握したことから、市区町村と連携協定を締結している地元大学において、実態把握のためのフィールドワークや必要な機械の改良及び部品の復元、効率化が可能な工程の改良に向けた試験等を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

背景事情等その2) 供給する人材の減少・後継者不足

④ 生産者・製造者の育成、事業承継支援

i) 産地における取組状況

原材料・用具等の生産者・製造者の減少を要因として、原材料等の確保が困難になるおそれがあることから、表4-(4)-⑮のとおり、生産者・製造者の育成

を実施する産地がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料、用具等
- ・主なもの：原竹（木工品・竹工品）、薬、葉藍、真綿（織物）、簀桁（和紙）

表 4-(4)-⑮ 産地における取組事例（④生産者・製造者の育成、事業承継支援）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	木工品・竹工品	市区町村内の竹材製造業者に竹材を供給する人材（切り子）が、市区町村在住の60歳代男性1人のみとなっており、供給する人材及び事業者に廃業のおそれがあったことから、後継者を育成する必要がある。	<p>市区町村は、産地組合に委託して人材育成のための研修を2年間実施し、また、育成した人材に対する事業承継を支援した。</p> <p>なお、市区町村は、産地組合に対して、研修期間中における研修生への給与補助として、年間240万円を支出している。</p>
2	織物	藍染めに使用される植物性染料である薬の原材料となる葉藍については、全国の葉藍栽培面積の半分以上を生産している産地都道府県において、重労働、生産者の高齢化、収益性の低さを主な原因として栽培面積が減少傾向にある。	<p>藍生産の担い手を確保するため、市区町村において地域おこし協力隊を募集。平成29年度採用1人、令和元年度採用2人。これまでに10人以上の受入実績があり、調査時点では、3人の隊員が活動し、藍師の下で葉藍栽培及び薬生産の指導を受けている。</p> <p>本事業で、2年間の研修を終えた地域おこし協力隊2人が、現在も産地内で葉藍の栽培から、薬生産、藍染製品の製造（藍染め）まで、藍に関連した事業を実施している。</p>
3	織物	伝統工芸品の原材料が不足しており、原材料を生産する技術者についても後継者不足に陥っている。	<p>市区町村は、地方創生拠点整備交付金を活用し、伝統工芸品の原材料に係る後継者育成等を目的とした拠点施設を整備した。</p> <p>同施設では、地元産の素材から原材料を製作する工程について、体験会やその参加者を対象とした講習会を開催している。</p>
4	和紙	手すき和紙の製造に使用する簀桁については、製造に際して技術を要するところ、製造することが	<p>重要無形文化財の保持団体においては、重要無形文化財伝承事業費国庫補助（文化庁）の支援によ</p>

		できる事業者は全国で数事業者となっており、これら事業者が途絶えれば、全国の手すき和紙産地に多大な影響を及ぼすことになる。
--	--	--

り、関連技術に係る伝承者養成費として簀桁・刷毛・籤（ひご）の製作研修の開催費用や指導者に対する謝金のほか、原材料や用具購入費を支出している。
--

(注) 当省の調査結果による。

しかし、原材料・用具等の生産・製造については、上記の表4-(4)-⑦のとおり、収益性の低さについて指摘されており、特に用具については、表4-(4)-⑯のとおり、需要と供給のバランスが悪く、製作専業で生活するのは困難であるという用具製造者からの声も聴かれたことから、項細目4(3)の後継者の確保に向けた取組と同様、人材を育成した後に生業として成り立たせることまで見据えた取組としなければ、後継者の確保・定着にはつながらないものと考えられる。

表 4-(4)-⑯ 取組を実施する上でのあい路（④生産者・製造者の育成、事業承継支援）

No.	品種	内容
1	和紙	用具は需要と供給のバランスが悪く、製作専業で生活するのは困難。用具製造者が生計を立てていける環境を見据えた上で育てないと、次につながらない取組になってしまう。
2	金工品	製造技術を後継者に伝えることに見合うだけの行政の支援があれば、後継者育成も検討できるのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

⑤ 生産者・製造者への補助

i) 産地における取組状況

収益性が低いことを要因として、原材料・用具等の生産・製造を継続することが困難とする生産者・製造者がいることから、表4-(4)-⑰のとおり、生産者・製造者に対する金銭補償を実施している例がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料
- ・主なもの：織糸（織物）

表 4-(4)-⑰ 産地における取組事例（⑤生産者・製造者への補助）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	織物	原材料である織糸の生産については工賃が安く、生産をやめる者もいた。	左記の背景事情を踏まえ、原材料生産者に生産を継続してもらうために、産地組合が原材料を共同購入する際に、通常の買取価格に品質に応じた生産奨励金を加算し

--	--	--

て支給することで、他の事業者よりも高値で買い取れるようにしている。

これにより、平成29年度及び30年度はいずれも28年度の約2倍の原材料を確保することができた。

(注) 当省の調査結果による。

背景事情等その3) 少量での原材料・用具等の発注が困難・非効率

i) 産地における取組状況

原材料や製造機器の部品等について、製造者が少量での受注を受け付けないことにより、原材料・用具等の調達に支障を来すおそれがあることやまとまった数を調達することで仕入価格の低減が可能となるなど効率化が図られることから、表4-(4)-⑱のとおり、原材料・用具等の共同調達に取り組む例がみられた。

ii) 関係する主な原材料・用具等

- ・種別：原材料、用具等
- ・主なもの：製造機器部品（織物）、木材（漆器）

表 4-(4)-⑱ 産地における取組事例（⑥共同調達の実施）

No.	品種	背景事情	取組内容
1	織物	<p>伝統工芸品の製造に使用する機器の部品について、製造メーカーは、少量だとロットの関係で受注を受け付けない場合があり、産地において部品の確保が困難となっている状況がみられた。</p>	<p>当該産地組合が加盟している複数の織物の産地組合で構成される団体においては、各産地組合における共通の課題として、確保が困難となっている製造機器の部品の実態等について、各組合員からアンケート調査を実施した。その結果、確保が困難な部品の種類とこれらの部品を共同調達することについて半数以上の組合員が希望していることを把握したことから、今後、これらの部品の共同調達を検討するとしている。</p> <p>なお、調査対象伝統工芸品の産地組合は、共同調達について、部品のメーカーは、少量だとロットの関係で受注を受け付けない可能性があるが、複数産地の共同による発注であれば、ある程度の数量が見込めるため、ロットの問題を</p>



2	漆器	伝統工芸品の製造に必要な質の高い木材については、産地組合がまとめて一括して購入することにより、価格を抑えることができ、組合員に対して安定的に原材料を供給することが可能となる。
---	----	---



クリアできると思うとしている。 伝統工芸品の原材料となる良質な木材が不足しつつある中、森林管理署から木材を調達するに当たって、産地組合がその実務を取りまとめており、毎年度、必要量の木材を安定的に購入できているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 産地の意見及び国の主な支援制度におけるカバー状況

(7) 調査対象産地における意見

上記イ(イ)のとおり、産地においては、多岐にわたって原材料・用具等の確保に取り組んでいるが、その取組の実施に当たっては、表4-(4)-⑱～㉔のとおり、行政に対し、財政的支援のほか、不足するノウハウ・情報の補完などを求めている。中には、複数産地に影響を与えるような原材料・用具等への不足について、一つの産地のみで解決できる課題ではなく、産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求める産地もみられた。

表 4-(4)-⑱ 産地の主な意見（財政的支援）

背景事情等	取組の方向性	支援内容
生産・製造量の減少、生産・製造中止	②産地における自家栽培・植林による確保	原材料の確保に向けた植林事業を実施しているものの、山下草刈り等の維持管理に係る補助事業等が皆無の状態であることから、支援を望む。(市区町村)
		耕作放棄地の整備等、原材料の生産を新たに始める際に必要な経費について、助成制度を設けてほしい。(原材料生産者)
供給する人材の減少・後継者不足	④生産者・製造者の育成、事業承継支援	原材料を採取する者が減少していることから、育成に対する助成制度を設けてほしい。(産地組合)
		製造機器を製造するための人件費や材料費の支援を始めとする、製造技術を後継者に伝えることに見合うだけの行政の支援があれば、後継者育成も検討できるのではないか。(製造事業者)
	⑤生産者・製造者への補助	原材料生産に係る農作業は重労働かつ大量生産もできないが、これを要因として生産農家の廃業、他の作物への転換が進むことで、ますます原材料の確保が難しくなるおそれがある。しかし、原材料の生産については、現状、生産者の自助努力頼りであることから支援が必要であると考え。(製造事業者)

		<p>楮やトロロアオイ等の生産者の農作業省力化（機械化）の援助や用具製造事業者の製作拠点の確保に資する支援を望む。（産地組合・製造事業者）</p> <p>（楮の生産が重労働であるにもかかわらず、収益性が低く、生業として成り立っていないことを踏まえ、）所得補てんや一定の労賃を支払うことのできる売上げを確保するための対策を行ってほしい。（原材料生産者）</p> <p>原材料生産者が安定した生産を確保することが、原材料不足の解消につながることから、これらの生産者に対する支援を望む。（都道府県）</p>
その他	—	<p>伝産補助金では、補助対象事業の対象経費として、原材料の直接購入に係る経費が認められていないことについて、原材料の確保は、どの産地にとっても重要なことであるので、対象としてもらいたい。（都道府県）</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑳ 産地の主な意見（不足するノウハウ・情報の補完）

背景事情等	取組の方向性	内容
生産・製造量の減少、生産・製造中止	①採取可能地域に関する調査・情報提供	<p>漆原木確保のため、近隣市区町村において、かつての漆林の有無や現在の状況などを調査し、把握しているが、一つの市区町村の力では広域に調査・把握することは困難であることから、国において把握し、情報提供してほしい。（市区町村）</p>
		<p>原材料である樹皮の確保のため、国有林、民有林における伐採地域の情報を森林管理署、森林組合等から個別に収集する等しているが、森林管理局等に当該情報を提供してほしい。（産地組合）</p>
	②産地における自家栽培・植林による確保	<p>和紙の原材料である楮や雁皮などを自ら生産するに当たり、都道府県・市区町村の農業関係課から支援や助言を頂きたい。（産地組合）</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-㉑ 産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求める産地の意見

No.	内容
1	<p>原材料・用具等の不足への対応については産地全体の課題であり、一製造事業者のみで検証していくことは非常に負担が大きい。</p> <p>原材料・用具等の代替品に関する検証事業を国において実施する、又は代替品に関する検証事業を実施する産地組合等に対し経済的支援を行うなど、何らかの形で行政機関の支援が必要であると考え。（製造事業者）</p>

2	原材料の安定供給は、一つの地域だけで対応できかねることから、国において現在の厳しい状況を把握し、伝統工芸を継承していくために全国的に必要な用具や原材料の確保について、率先して対策を検討してほしい。(都道府県)
3	他産地に影響を与えるような陶磁器の原土鉱山や織物などの原材料不足、漆器製造に必要な用具不足は、1 地方公共団体だけで解決できる問題ではないため、国レベルでの連携した取組や地方公共団体や製造事業者等が有する情報を国で取りまとめ関係機関にフィードバックするなどの取組の進展が望ましい。(都道府県)
4	中国産漆は、原材料の仕入れルートが他産地と同じと思われ、産地の枠を超えた共同購入により仕入れ価格の低減が可能と考えられる。漆器に特化した産地組合の集まりなどはないため、国等の行政機関が先導して、産地枠を超えた共同購入を進めてもらえるとうり難い。(産地組合)

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 国の主な支援制度の現状

そこで、伝産地が原材料・用具等の確保に取り組むに当たって活用することが可能な国の主な支援制度について確認してみたところ、表4-(4)-②のとおり、次のような支援制度がみられた。

表 4-(4)-② 国の主な支援制度（原材料・用具等の確保関係）【調査時点（令和元年度）】

支援制度名 [所管府省等]	支援対象	支援内容	活用可能な 取組の方向性
伝統的工芸品産業支援補助金 (原材料確保対策事業) [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の産地組合	原材料の安定確保を目的とした調査事業（将来的な供給状況や代替材料の調査等）	①・③
伝統的工芸品産業支援補助金 (活性化事業) [経済産業省]	国指定伝統的工芸品の製造事業者等	伝統的工芸品産業の活性化を目的とした事業（技術・技法の改善事業、原材料の調査研究事業等）	①・③
地方創生推進交付金等 [内閣府]	都道府県 市区町村	地方公共団体が、地域再生法に基づき地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金により、当該計画に基づく事業の実施に要する経費の支援あり	①～⑥
地域おこし協力隊 [総務省]	市区町村	地方公共団体が、その地域への定住・定着を図ることを目的として、都市部の住民を地域に受け入れて、地域おこし協	④

		力隊員として委嘱し、一定期間、伝統工芸品産業の復活など「地域協力活動」に従事させた場合、総務省から隊員の活動経費（報償費、住居の借上費、研修費等）に係る支援あり	
重要無形文化財 伝承事業費国庫 補助 [文化庁]	重要無形文化財 の保持団体等	重要無形文化財の保存を目的として「保持団体」等が実施する次の事業に対し、その講師謝金・旅費、会場使用料等を支援 ○技術研究 調査、研究会等の技術研究 ○原材料・用具の確保 伝承に不可欠な原材料及び用具の製作、確保 ○普及・啓発 将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等 ○関連技術事業 無形文化財の知識・技能等を有する団体が関連技術として行う上記の事業	①～④
文化財保存技術 保存事業費国庫 補助 [文化庁]	選定保存技術の 保存団体等	選定保存技術等の保存を目的として、選定保存技術の保持者又は保存団体等が実施する次の事業に対し、その講師謝金・旅費、会場使用料等を支援 ○伝承者の養成 ○研修発表会 ○技術、技能の錬磨 ○記録の作成及び刊行 ○原材料・用具の確保 ○普及・啓発 ○関連技術事業 文化財の保存技術に知識・技能等を有する団体が関連技術として行う上記の事業	①～④

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 国の主な支援制度によるカバー状況

次に、確認した国の支援制度と原材料・用具等の確保に関する産地の取組内容や産地が求める支援ニーズを突合し、整理してみたところ、産地組合・製造事業者を対象とした伝産補助金の補助範囲については、産地組合等が行う原材料入手先の状況調査

や代替可能な原材料の開発などが主となっており、取組の方向性の「②産地における自家栽培・植林による確保」や「⑤生産者・製造者への補助」といったものは、伝産補助金ではカバーされておらず、これらに関する取組については地方公共団体の支援制度を活用して行われている例がみられた。

また、今回の調査において、原材料・用具等の不足の背景事情等として、原材料の生産者や用具の製造事業者が様々な課題を抱えていることが分かったが、こうした生産者・製造事業者に対しては、調査時点（令和元年度）においては、その技術等が文化財保護法の選定保存技術に選定されている一部の原材料・用具等を除くと、国が直接支援する制度^(注)はみられなかった。

(注) なお、文化庁は、調査時点以降、以下の支援を実施している。

- ・ 「伝承団体形成促進事業」により令和2年度から、保持団体や保存団体の支援ニーズを参考として、選定保存技術保存団体間の情報交換会を開催するなど、一団体だけでは解決できない用具・原材料の確保等に関する取組を実施している。
- ・ 「文化財の匠プロジェクト」により令和4年度から5か年の計画で文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保等に重点的に取り組むこととしており、一部先行して令和2年度から、楮・トコロアオイを対象に支援を開始し、徐々に支援の対象を拡大している。

エ 関係府省における産地に必要な支援の在り方（当省の考察）

今回の調査において把握した原材料・用具等の確保に係る実態をみると、原材料・用具等の不足が、伝統的工芸品や重要無形文化財に指定された工芸技術に基づくものを含む伝統工芸品の製造に、将来支障を及ぼすおそれがあると認識している産地があり、これらの産地の中には、原材料・用具等の確保に向けて多岐にわたった取組を行っているものもある。しかし、その取組に当たっては、行政に対し、財政的支援のほか、不足するノウハウ等の補完などを求めており、産地の取組内容と合わせて、現行の国の支援制度と突合して整理してみると、伝産補助金等ではカバーされていない取組があり、一部の原材料・用具等を除くと、原材料の生産者や用具の製造事業者に対して、国が直接支援する制度はみられない状況にある。

なお、産地が求める支援ニーズの中には、一つの産地のみで解決できる課題ではなく産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求めるといった意見もあったことに留意が必要である。

以上のような状況を踏まえ、経済産業省及び文部科学省（文化庁）においては、産地における支援ニーズ等を参考とした上で、原材料・用具等の確保に対する取組への支援方策の更なる検討が望まれる。

5 伝統工芸を取り巻く現況と課題（課題解決に向けた体制支援）

(1) 取組の実施体制に対する支援

ア 産地組合・製造事業者の体制に関する現状及び課題

前述の項細目4(2)～(4)において、需要の拡大、後継者の確保及び原材料・用具等の確保といった産地の課題解決に向けた取組を産地組合・製造事業者が実施し、地方自治体が産地組合・製造事業者の取組を後押ししている等の実態がみられた。

その一方で、前述の項細目で整理したとおり、伝統工芸品産業においては、需要の減少や後継者の不足といった課題に直面しており、これら課題が産地組合や製造事業者の体制に影響を及ぼしているものと想定される。

当省が調査対象とした産地組合・製造事業者における体制の状況を整理すると、調査対象とした産地組合36組合においては、表5-(1)-①のとおり、補助金の申請書類の作成等を担う組合事務局の事務職員数が1人から3人となっている産地組合が26組合(72.2%)と最も多くなっており、事務職員がいない組合も4組合(11.1%)存在した。また、調査対象とした製造事業者42事業者においても、表5-(1)-②のとおり、従事者数が4人以下となっているものが17事業者(40.5%)と最も多くなっていた。

表 5-(1)-① 産地組合事務局における事務職員数

職員数	0人	1～3人	4～8人
産地組合の数(%)	4(11.1%)	26(72.2%)	6(16.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「職員数」は、書類作成等の事務に携わるものと考えられる事務局長及び事務職員(専任)の合計数であり、理事等事務局長以外の組合役員数は除いている。

表 5-(1)-② 製造事業者の従事者数

従事者数	1～4人	5～9人	10～19人	20人～	不明等
製造事業者の数	17	11	6	5	3
(%)	(40.5%)	(26.2%)	(14.3%)	(11.9%)	(7.1%)

(注) 当省の調査結果による。

当省が調査対象とした産地組合・製造事業者においても、表5-(1)-③のとおり、体制が取組の支障となっていることから、新たな取組を実施することは困難としている事例もみられた。

表 5-(1)-③ 産地組合等の体制が取組の支障となっている事例

No.	実施主体	内容
1	産地組合	産地組合の組合員数が10事業者と少なく、その事業者も零細であることから、組合収入に乏しく、財政的にも弱い。産地組合としては、財政的にも体制的にも体力がなく、自ら事業を実施できない状況にある。
2	製造事業者	職人としての注文に応えるための仕事も忙しいが、産地組合の理事長としての仕事もあり多忙。そのため、1職人としての新規の商品開発等にはとても手が回らず、特段の事業展開は実施できていない。

		また、仮に、事業の実施に当たって補助事業を利用する場合も、当然ながら申請、報告等の書類作成作業が伴うものの、普段から書類作業をしておらず、組合における補助金の申請等の作業状況をみていると、1職人として自分自身でそれを行うことは、とても可能とは考えられず、補助事業を利用しようとも思っていない。
3	産地組合	産地組合では、需要の拡大や後継者の確保といった取組を実施できていない状況にある。 産地組合が所在する市区町村の担当者は、「産地組合員の高齢化等の状況を踏まえると、組合が自ら事業を実施することは困難ではないか。」としている。

(注) 当省の調査結果による。

また、前述の項細目で整理したとおり、伝統工芸品産業の振興に向けて産地組合・製造事業者の取組を後押しするための主な支援制度としては、経済産業省が伝統的工芸品の産地組合・製造事業者等を対象とした伝産補助金を用意しているところである。

しかし、調査対象とした伝統的工芸品の産地組合の一部からは、表5-(1)-④のとおり、組合事務局の体制のせい弱さから、申請手続が負担となり伝産補助金の活用を断念したり、今後の伝産補助金を活用した事業実施の継続が危ぶまれているとする事例もみられた。

表 5-(1)-④ 体制のせい弱さを要因として、事務手続の負担感から伝産補助金の活用を断念したり、今後の活用継続が危ぶまれている事例等

No.	実施主体	内容
1	産地組合	産地組合は、提出書類が多く事務が煩雑である等のため、週3日勤務の事務職員1人では対応することが極めて困難として、平成29年度以降、伝産補助金を活用した取組の実施(展示会の開催等)を断念している。 また、産地組合が所在する市区町村の担当者からは、「必要最小限の人数の事務局体制で運営せざるを得ない産地組合にとって、伝産補助金の申請手続事務等の負担は大きい。国の伝統工芸振興施策について、その担い手である産地組合が活用することは困難な状況が見受けられることから、その状況への対応等が図られれば、施策も有効活用されるのではないか。」という意見も聴かれた。
2	産地組合	産地組合は、平成29年度まで伝産補助金を活用した事業を実施していたが、産地組合の規模が小さく、組合員も高齢者が多いことから、補助金の活用にあたって必要な書類作成業務が負担となっており、「今後、しばらくは補助事業を実施しない。」としている。
3	産地組合	産地組合には専任の事務職員がおらず、補助金の申請事務等は、国の指定を受ける際に関係事務を委託していた外部事業者(コンサルタント)が無償で実施している。同事業者は、産地組合の申請事務等について、使命感から引き受けているものの、いつまでも無償でできる自信はないとしており、このままでは将来的に取組を継続できないおそれがある。

(注) 当省の調査結果による。

イ 産地組合における伝産補助金等の支援制度の活用状況

(7) 支援制度の活用に関する実態とあい路

上記アで整理したとおり、産地組合によっては、組合事務局の体制のせい弱さから、申請手続が負担となり支援制度の活用や事業の実施が困難としている等の状況がみられた。需要の減少等に伴う生産額や従事者数の減少といった伝統工芸品産業が直面する現状を踏まえると、産地組合等の体制は今後、更に弱体化していく可能性も考えられる。このため、産地組合が、産地の課題を解決するために補助金を活用して新たな取組を実施しようとしても、その事務局体制のせい弱さによる事務手続の負担感ゆえに補助金の活用を諦め、取組を行えず、課題の解決に至らないことから更に産地が衰退するという負の連鎖も起こり得るものと考えられる。

また、当省が調査対象とした伝統工芸品の中では、31品目が伝統的工芸品としての指定を受けているが、表5-(1)-⑤のとおり、伝産補助金の申請の前提となる振興計画を作成している産地組合は令和元年度時点で64.5%、加えて伝産補助金を活用して事業を実施している産地組合は58.1%となっている。

表 5-(1)-⑤ 振興計画の策定状況と伝産補助金の活用状況

振興計画を策定している産地組合の数 (%)	20 (64.5%)
うち補助事業を実施している産地組合の数 (%)	18 (58.1%)
うち補助事業を実施していない産地組合の数 (%)	2 (6.5%)
振興計画を策定していない産地組合の数 (%)	11 (35.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統的工芸品に指定されている31品目に係る産地組合について調査した。

3 伝統的工芸品31品目のうち1品目については、複数存在する産地組合から2組合を調査したが、調査対象とした組合が加盟する産地組合の連合会が振興計画を策定しているため、本表での合計は31産地組合となる。

4 () 内の割合は小数第2位を四捨五入しているため、「振興計画を策定している産地組合の数」の割合(64.5%)は、内訳の割合の合計と一致しない。

(4) 伝産補助金の活用促進に向けた現状の支援制度と産地の意見

経済産業省は、平成28年度に、振興計画等の計画策定時の考え方や補助金を申請する際に必要な申請書の書き方のポイントを解説した「伝統的工芸品産業の自立化に向けたガイドブック」(平成28年12月。以下「伝産ガイドブック」という。)を作成し、公表している。

当省が調査対象とした伝統的工芸品の産地組合32組合のうち、表5-(1)-⑥及び⑦のとおり、約31%は伝産ガイドブックの内容を認知し、役に立っていると回答している。このほか、当省が調査対象とした産地組合の25%は、伝産ガイドブックの内容そのものを認知していなかったものの、当省の調査を契機として伝産ガイドブックを確認し、今後活用していきたいと回答している。

表 5-(1)-⑥ 産地組合における伝産ガイドブックの認知・活用状況

区分		産地組合の数 (%)
伝産ガイドブックを認知している		15 (46.9%)
	伝産ガイドブックが役に立っている	10 (31.3%)
	伝産ガイドブックが役に立っていない	5 (15.6%)
伝産ガイドブックを認知していない		16 (50.0%)
	今後伝産ガイドブックを活用したい	8 (25.0%)
	伝産ガイドブックを活用しようと思わない	8 (25.0%)
その他 (回答不明等)		1 (3.1%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統的工芸品に指定されている31品目に係る産地組合について調査した。

3 伝統的工芸品31品目のうち1品目については、複数存在する産地組合から2組合を調査したため、本表の合計は32産地組合となる。

表 5-(1)-⑦ 伝産ガイドブックが役に立っている又は活用したいとする産地組合の意見

No.	内容
1	行政機関に向けた書類作成に不慣れであり、独りよがりな事業計画等を立案しがちであったことから、伝産ガイドブックの内容は参考となった。また、事業終了後、産地組合としては早く補助金に頼る状況から卒業し、自立しなければならぬと感じた。
2	伝産補助金の申請に関して、どのように記載するのか、その観点が整理されており、大変参考となっている。
3	今回の調査を受けて、初めてマニュアルの存在を認識した。現在、次期振興計画に向けた準備を進めているが、マニュアルの内容を確認したところ、作業の流れが分かることもあり、今後活用していきたい。

(注) 当省の調査結果による。

一方、伝産ガイドブックが役に立っていないとする産地組合や、今まで伝産ガイドブックの内容を認知しておらず、また今後活用しようと思わないと回答した産地組合もあり、こうした組合からは、表5-(1)-⑧のとおり、伝産補助金を活用するためには、伝産ガイドブックよりも書類作成のための相談・支援窓口が必要とする意見も聴かれた。

また、調査対象とした産地組合や地方公共団体の担当者からは、表5-(1)-⑨のとおり、伝産補助金の活用促進に向けて、振興計画の策定等のための人的支援（人材の派遣）等が必要とする意見もみられた。

表 5-(1)-⑧ 伝産ガイドブックが役に立っていない又は活用する予定がないとする産地組合の意見

No.	内容
1	伝産ガイドブックだけでは、伝産補助金の交付申請に係る事務処理に対する負担は減らない。伝産ガイドブックよりも書類作成のための相談窓口や実際に書類作成を手助け

	してくれる窓口などの体制が整備されることの方が、補助金申請の動機付けとしてより重要である。
2	初めて補助事業を行う場合には、伝産ガイドブックのみで手続を自力で行うのは難しいのではないか。
3	伝産ガイドブックには、主に振興計画の作成方針や考え方が記載されており、具体的な記載要領のようなものは記載されていないため、内容を理解するのが難しく、これを見ただけでは実際の振興計画の策定は難しいと思われる。

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(1)-⑨ 伝産補助金の活用促進に向けた産地組合・地方公共団体の意見

No.	主体	内容
1	市区町村	各産地組合において長期的な振興計画を立てることができる人材が不足していることから、ほとんどの産地組合の振興計画は前回の計画を踏襲した内容となっているのではないかと考えている。 このことから、長期的な振興計画を立てられる人材の育成及び人材の派遣に係る支援が必要ではないか。
2	産地組合	ここ数年、組合独自事業が増え、組合事務局の業務量が増加しているため、組合の事務職員が雇えるように、国から組合の運営費を補助してもらいたい。
3	市区町村	必要最小限の人数の事務局体制で運営せざるを得ない産地組合にとって、伝産補助金の申請手続事務等の負担は大きい。国の伝統工芸振興施策について、その担い手である産地組合が活用することは困難な状況が見受けられることから、その状況への対応等が図られれば、施策も有効活用されるのではないか。
4	産地組合	産地組合事務局に対する人的支援（無償の人員派遣など）があれば、様々な支援制度を利用できると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 伝産補助金以外の支援制度の活用状況

上記(イ)のとおり、伝産補助金の活用に向けた書類作成のための相談・支援窓口が必要とする産地の意見がみられる一方、他の支援制度の中には、都道府県中小企業団体中央会の支援策や、地域産業資源活用事業（中小企業庁）のように、補助事業の申請に併せて申請書類作成や事業遂行に係る支援を受けることが可能な制度もみられた。

調査対象とした産地組合・製造事業者においては、表5-(1)-⑩のとおり、需要の拡大に向けた取組を実施するに当たって、これらの支援制度を活用することで、申請が円滑に進み、取組が成果を上げているとする例もみられ、中には、事務局体制のせい弱さにより申請等が困難として伝産補助金は活用せず、申請書類の作成についても支援が受けられる他の支援制度を活用したとしている例もみられた。

表 5-(1)-⑩ 補助事業の申請に係る支援を受けて取組を実施し、成果を上げている例

No.	実施主体	内容
1	産地組合	<p>産地組合は、申請書類作成や事業遂行の支援がある都道府県中小企業団体中央会の支援策を度々活用し、インバウンド対応、ブランド化への取組を実施している。</p> <p>なお、産地組合は、伝産補助金については、事務局体制が弱い弱であるため、国の補助金の申請に際して必要な振興計画や申請書類の作成が事務局のみでは困難であることから、活用するつもりはないとしている。</p>
2	製造事業者	<p>製造事業者は、従前から、古くなった伝統工芸品（織物）を個人や着物問屋・小売店から回収し、裂いてできた糸を用いて新たな生地として織り直す「裂き織り」というサービスを実施していたこともあり、地域産業資源活用事業^(注2)を活用して、「裂き織り」技術を活用した事業をブランディングし、知人のデザイナーと共に新商品開発に取り組むこととした。</p> <p>本事業により、古くなった着物をリメイクしてほしいといった注文や、製品の作成を持ち掛けてくる事業者など取引先が増え、この取組に興味を持ったメディアから取り上げられる機会も増加した。</p> <p>なお、本事業を実施するための支援策については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が申請手続きを含めた事務作業について支援しており、製造事業者は「本事業が認定されるまでの書類作成を中小企業基盤整備機構がサポートしてくれたため、申請が円滑に進んだ。」としている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域産業資源活用事業は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「地域資源活用促進法」という。）に基づく事業であったが、令和2年10月1日に、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号。以下「中小企業成長促進法」という。）が施行されたことから、地域資源活用促進法は廃止となっている。

なお、地域産業資源活用事業の計画期間が継続している製造事業者においては、地域資源活用促進法で措置されていた支援を引き続き受けられるよう、中小企業成長促進法附則第8条及び第10条において、経過措置規定が設けられている。

(I) 支援制度の活用促進に向けた措置の必要性（当省の考察）

当省の調査結果では、産地において、振興計画の作成や伝産補助金の交付申請に係る事務負担の軽減による補助金の有効活用を目的として作成された伝産ガイドブックについて、役に立っているとする産地組合がみられた。一方、産地の体制が弱体化している現状から、補助事業の申請に併せて申請書類作成や事業遂行に係る支援を受けることが可能な制度を活用することで、申請が円滑に進み、取組が成果を上げているとする例もみられたように、伝産補助金の交付申請に係る事務処理や事業遂行等に対する物理的な援助の方が役に立っているなど、そうした支援を望む意見もみられた。

以上によれば、取組を実施しようとしている者の体制を補完する実効性のある方策が産地組合等の取組の後押しとなり、伝統工芸品産業の振興において有効と考えられる。このようなことから、経済産業省においては、現在実施している伝産ガイドブックの配布等に加え、伝産補助金の活用促進も含めた産地の体制への支援について、当省が把握した産地組合にとって役に立っている実態やニーズを踏まえた更なる検討が望まれる。

なお、伝産協会では、令和3年度からコンサルタント産地支援事業として、産地に専門家を派遣して、産地の課題解決に向けた戦略の策定、将来の産地の自走化に向けた各種支援メニューの選定・申請サポートを行うこととしており、今後、上記の支援制度等の活用促進についても、併せて検討することが望ましいと考えられる。

(2) 地方公共団体の関与

ア 産地における地方公共団体の役割

前述の項細目5(1)のとおり、産地において、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった産地の課題の解決に向けた取組の主体となるのは、主に産地組合・製造事業者であり、地方公共団体は、産地組合・製造事業者の取組に対する支援を実施している状況がみられた。しかし、体制のせい弱さ等を理由として、産地組合・製造事業者が自ら取組を実施することが困難であったり、補助金の活用を断念したりするような例もみられた。

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、表5-(2)-①のとおり、産地組合に代わって自ら主体となり、産地の課題解決に向けた取組を実施している事例もみられた。

表 5-(2)-① 産地組合の体制のせい弱さから課題解決に向けた取組を行うことができない事例と地方公共団体の支援事例

No.	品 種 (実施主 体)	内 容
1	和紙 (産地組 合/市区 町村)	<p>産地組合の状況 過去 2 回、将来の従事希望者を対象とした後継者育成事業を主催して実施しており、受講生の中からは職人として産地において活動する者も数人輩出している。しかし現在では、組合員の減少や、高齢化等の状況を踏まえると、産地組合が自ら事業主体となることは困難な状況となっている。</p> <p>地方公共団体による取組 産地組合の状況を踏まえ、市区町村が主体となって、伝統工芸品に関わる基礎知識及び技術の習得を目的とした後継者育成研修を平成 28 年 10 月から令和元年 9 月まで 3 年間実施しており、研修の結果、後継者 6 人の確保につながっている。</p>
2	人形・こ けし (産地組 合/市区 町村)	<p>産地組合の状況 新商品開発や販路開拓に向けた取組は実施できていない。これらの取組は、当該事業によって売上げを計上し、負担する事業費を回収できると見込めるからこそ、「当該事業展開を行う」という判断をすることとなる。しかし、伝統工芸品が売れなくなってきている中で、リスクを背負って軽々に当該判断を行うことはできず、取組を実施しかねている状態にある。</p> <p>また、産地組合の事務局体制は、パート職員が 1 人いるものの、専任の職員は 1 人のみであり、体制のせい弱性も、事業展開のネックとなっている背景の一つである。</p> <p>地方公共団体による取組 若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行っていない状況</p>

	<p>を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施</p> <p>同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

上記の状況を踏まえると、今後、産地組合等の体制が弱体化する中で、産地の課題解決に向けた地方公共団体の役割は、相対的に大きなものになると想定されることもあり、本項細目では、産地の課題解決に関する地方公共団体の関与の現状について、整理することとした。

イ 地方公共団体による支援等の実施状況

調査対象とした18都道府県及び33市区町村における、伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けた支援等の実施状況について、その実態を整理した。

調査対象とした地方公共団体の支援等の在り方を当省で類型化したところ、①産地組合・製造事業者等の取組に対する財政的な支援（補助金等）、②産地組合・製造事業者等に対するノウハウ・情報の提供等、③地方公共団体が自ら実施する伝統工芸の振興に向けた取組があり、合計3種類に整理した（当該分類については、以下「支援の方向性」とする。）。

また、地方公共団体によっては、表5-(2)-②のとおり、産地への支援に当たって、独自の計画を策定することで、産地の抱える課題について、その内部要因（強み・弱み）と外部要因（伝統工芸を取り巻く好機・脅威）を分析した上で、計画的に施策を講じている例などが確認されたほか、表5-(2)-③のとおり、地域再生計画に伝統工芸品産業の振興を盛り込み、製造事業者に対する販路拡大に向けた支援や、生産設備の整備に係る支援等を実施している例も確認された。

表 5-(2)-② 伝統工芸品産業の振興に向けた独自の計画を策定して支援等を行っている例

No.	実施主体	内容
1	都道府県	<p>計画を策定した背景・内容</p> <p>産地、市区町村、都道府県が一体となって伝統工芸品の振興に努めるために、独自の振興計画を策定している。</p> <p>同計画では、産地の将来を担う人材の育成や、海外も見据えた新たな販路開拓の必要性、商品の魅力向上について記載しているほか、都道府県の役割として、産地や市区町村が主体的に行う様々な課題解決の取組を総合的に支援する旨を記載している。</p> <p>また、産地等への支援に当たっては、その取組に対する直接的な支援のほか、マーケティングやデザイン等の専門的なスキルに関する相談や支援体制の整備、異業種連携の促進、関係機関との調整など、産地が事業に取り組みやすい環境の整備を進めることとしている。</p>

		<p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>平成 23 年度から、伝統的工芸品を中心とした、ものづくり産業全般の産業デザイン導入やマーケティング等に基づいて、専門的指導及び助言を行い、新商品開発等を支援する支援機関を設置している。</p> <p>調査対象製造事業者においても、本支援機関を活用し、都道府県内のデザイナーとのマッチング支援を受け、アクセサリ等を開発し、新ブランドを立ち上げている。</p> <p>なお、新ブランドは、展示会における反応も好調で、順調に販路を拡大し、売上げも増加傾向にあるほか、海外有名服飾ブランドとの協働による新商品の開発にもつながっているなど、一定の成果が確認されている。</p>
2	市区町村	<p>計画を策定した背景・内容</p> <p>市区町村内の伝統工芸品（木工品・竹工品）が伝統的工芸品に指定されたことを受け、伝統工芸品全般に振興を図る動きが生まれ、同じ国指定の伝統的工芸品にも、海外向けの輸出額が増加することで産地が活性化した品目（金工品）があるなど、伝統工芸品産業に成長がみられた。</p> <p>こうした状況や伝統工芸品に関係する事業者を多数抱えている地域特性等を生かし、伝統工芸を活用した交流人口の拡大への取組を進めていくため、独自の計画を策定し、伝統工芸の振興について新たな方向性を示している。</p> <p>同計画では、域内にある品目の課題について、内部要因（産地の強み・弱み）と外部要因（伝統工芸品を取り巻く好機・脅威）から分析し、同品目が目指すべき姿と振興策について、個別の分析を実施している。</p> <p>当省が調査対象とした伝統工芸品（和紙）については、計画において、「品目が持つ文化的価値の発信力の弱さ」、「マーケティング・販路開拓が進んでいない」、「和紙のブランドが一般消費者に浸透していない」といった課題が分析されており、当該分析を踏まえた振興策として、和紙文化の発信力を高め、交流機能を強化するとともに、国内・海外の販路開拓を進める旨が示されている。</p> <p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>調査対象とした伝統工芸品（和紙）の産地組合に対し、各種展示会への出展事業等に係る経費を補助することで、販路拡大に向けた支援を実施している。</p> <p>産地組合は、伝統工芸品の販路拡大に向けて、地方都市で開催されているペーパーショーに継続して参加するほか、都内を含めた各種の展示会へ参加するとともに、新たな技術で製作した和紙や新素材等を使用した和紙を紹介するなどの取組により、伝統工芸品の認知度の向上と販路の拡大を図っているとしている。</p>

3	都道府県	<p>計画を策定した背景・内容</p> <p>伝統工芸品（和紙）のうち重要無形文化財の指定要件を満たした製造技術がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、都道府県、市区町村、関係事業者が連携して課題に取り組む計画を策定している。</p> <p>同計画では、同伝統工芸品の活性化に向けた重点対応課題として、①技術をつなぐ後継者の育成、②技術を支える原材料の確保、③需要の把握・需要の拡大、④国内外での知名度・ブランド力の向上、⑤無形文化遺産登録効果を生かした地域の魅力向上を掲げている。</p> <p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>都道府県は、上記計画に基づき、伝統工芸品の振興に向けて、主に、以下の取組・支援等を実施している。</p> <p>1 原材料の供給力強化・高品質化</p> <p>伝統工芸品の原材料の供給力強化と高品質化に向けて、楮栽培技術・管理技術の研究、楮品質評価方法の研究、トロロアオイの保存技術の研究を実施。また、トロロアオイの新たな保存技術を開発している。</p> <p>2 海外展開支援</p> <p>伝統工芸品の海外での需要の拡大、知名度・ブランド力向上に向けて、欧州等における当該伝統工芸品（和紙）の展示・商談、海外におけるテスト販売、国際見本市への出展、知事トップセールスによる海外でのPR、海外旅行博への出展等を実施し、海外でのブランド力向上、販路拡大を図っている。</p> <p>3 伝統工芸品の認知度向上・PR</p> <p>都道府県内の世界遺産との連携、大都市圏における観光展開によるPRのほか、伝統工芸品の産地への旅行商品の造成支援、世界遺産を活用した周遊キャンペーン等の実施により、今後、伝統工芸品の産地としての認知度向上を図るとしている。</p> <p>4 用具職人の育成（桁、簾（すだれ）、刷毛）</p> <p>産地組合が行う製作技術研修に対する支援を行うことで、用具職人の育成に寄与するとしている。</p>
---	------	---

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(2)-③ 地域再生計画に伝統工芸品産業の振興を盛り込み、支援等を行っている例

No.	実施主体	内容
1	都道府県	<p>地域再生計画を策定した背景・内容</p> <p>地域全域で地域づくりと一体となった移住促進を図るとともに、地域の文化・芸術・伝統を生かした文化産業の形成、イノベーションの促進などによる新たな産業の創出、若者・高齢者・女性・障害者などの就労促進により、</p>

		<p>全ての住民が活躍できる社会を構築するための取組を展開し、地域経済の維持・活性化を目指し、地域再生計画を策定している。</p> <p>地域再生計画における伝統産業の位置付けとして、伝統産業を「売れる産業」とするための知識の習得を図るとして、以前、都道府県単費事業により実施していた次世代職人育成事業を地域再生計画に組み込んでいる。</p> <p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>地域再生計画に基づき、伝統産業を「売れる産業」とするための知識を製造事業者等に習得させるため、伝統産業に特化した「売り込み」の勉強会を実施しており、「世代ごとの売れ筋のトレンドは何か」、「どのようなデザインが消費者受けするか」、「どのぐらいの値段なら売れるか」、「どのように売り込みをかけていくか」、「海外需要にどのように応えていくか」等について、外部講師を交えたゼミナールを開講して知識の習得を図っている。</p> <p>都道府県の担当者は、事業効果について、「売上高や成約数については把握していないが、一部品種では、今までにないポップな新柄が人気となっているなど、各製造事業者等が習得した「売るための知識」が売上げの向上や売り方の工夫に反映しており、事業目的に沿った効果が現れていると考えている。」としている。</p>
2	市区町村	<p>地域再生計画を策定した背景・内容</p> <p>伝統工芸品（織物）の原材料が不足していることや、産地において原材料を生産する技術者の後継者の不足が問題となっていることなどから、地域再生計画を策定し、同計画に基づく地方創生拠点整備交付金を活用し、原材料部門における後継者育成等を目的とした拠点施設を整備することで、原材料の生産増加・質の向上を図るとしている。</p> <p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>地域再生計画に基づき設立した拠点施設の管理者となり、シニアや女性を対象とした原材料の生産に関する技術講習会等を開催し、地元産の素材から原材料を作り、地域の伝統工芸製造事業者に供給することで、原材料から一連の産業に携わる関係者の生産性向上につなげるとしている。</p> <p>なお、当該拠点施設には、開所から3か月間で約280人が訪れており、同市区町村は、「施設のオープン時に新聞等で取り上げられたこともあって、地域内の人だけでなく、地域外からも技術者になりたいといった人が技術講習会等に参加している状況にある。」としている。</p>
3	市区町村	<p>地域再生計画を策定した背景・内容</p> <p>400年の年月によって培われてきた伝統工芸品（織物）の技術や知識が、地域の繊維産業へと受け継がれ、地域を代表する産品として国内外から高い評価を受けていることもあり、地域再生計画において、地域のシンボルである城跡の築城400年を記念した取組（城郭の周辺整備や企画展）に加えて、地域で育まれてきた伝統工芸品産業を伝え、それらを担う人材を確保するなど、伝統工芸品産業の活性化についても図ることとしている。</p>

		<p>計画に基づく支援等の内容</p> <p>上記の地域再生計画に基づき、市区町村内の製造事業者等に対して、以下の支援を実施している。</p> <p>1 伝統工芸品産業の担い手育成</p> <p>製造事業者等により構成されるグループが実施する、人材確保のために必要な情報発信、人材育成、伝統工芸品を活用した試作品開発等について、市区町村がその経費の一部を助成することにより、地場産業の将来における継続的な発展を支援している。</p> <p>2 生産設備等の補助</p> <p>伝統工芸品産業の継承及び発展を目的として、製造事業者等に対し、伝統工芸品の製造や、原材料を生産するために必要な生産設備の整備・機器類の購入について、市区町村がその経費の一部を助成している。</p>
--	--	---

(注) 当省の調査結果による。

ウ 地方公共団体による方向性別の支援等の実施状況と課題

上記イで整理した3種類の支援の方向性別に、地方公共団体の支援等の在り方を整理した結果については、以下(ア)～(ウ)のとおりである。

(ア) 産地組合・製造事業者等の取組に対する財政的な支援（補助金等）

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村は、表5-(2)-④のとおり、産地組合及び製造事業者の実施する需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった取組に対し、その経費を補助するなど財政的な支援を実施していた。

伝産補助金では支給対象外となっている取組に対しても、地方公共団体の支援制度では支給対象となっており、産地組合等においては、地方公共団体の支援制度を活用することで成果を上げている事例が確認された。

表 5-(2)-④ 国の支援制度を補完している地方公共団体の支援策等の例

実施主体	内容
市区町村	<p>産地組合は、伝統工芸品の製造を産業として自立させるためには、その価値を広く周知し、販路を拡大する必要があるため、平成 25 年度から、経済産業省の伝産補助金（需要開拓事業）と平行して市区町村の支援制度を活用し、産地に近い都市部や、購買層が比較的多い首都圏での展示販売事業を実施している。</p> <p>産地組合は、「経済産業省の伝産補助金については、見本会など販売行為を伴わないものにしか活用できない。」としており、市区町村の支援制度を活用することで、販売行為を伴う展示会に参加するなど、市区町村の支援制度が国の支援制度を補完するものとなっている。</p> <p>なお、本伝統工芸品の生産額は、平成 23 年度から 30 年度にかけて約 80%増加しており、産地組合は、本事業も、この生産額増加の一助になっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 産地組合・製造事業者等に対するノウハウ・情報の提供等

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村の中には、製造事業者の需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保に向けた取組を後押しするため、セミナー等の開催や、異業種連携等の機会の提供、地方公共団体の保有している情報の提供など、これらの取組に関するノウハウ・情報の提供等を実施している例がみられた。

調査対象とした地方公共団体によっては、表5-(2)-⑤のとおり、製造事業者等に対して、新商品開発に向けたノウハウを提供することで需要の拡大に向けた新商品開発につながったとする事例や、地方公共団体の保有する情報を提供することで原材料等の安定的な確保につながったとする事例がみられた。

表 5-(2)-⑤ 地方公共団体におけるノウハウ・情報の提供等により成果がみられた事例

No.	実施主体	取組の 類型	内容										
1	市区町村	需要の 拡大	<p>製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状である。</p> <p>上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓に至るまでの過程を学ぶワークショップを下表のとおり全5回にわたって開催し、初回の講義では、ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業の結果、3事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながっている。</p> <p>表 当該市区町村の実施しているワークショップの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ワークショップの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ワークショップの内容	第1回	先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。	第2回	参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。	第3回	第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。	第4回	「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。
区分	ワークショップの内容												
第1回	先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。												
第2回	参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。												
第3回	第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。												
第4回	「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。												

			<p>参加事業者における商品企画のコンセプト、ターゲット設定、想定販路、価格帯、競合商品、販売戦略、広報戦略、生産体制等の精査を行う。</p> <p>第5回 参加事業者それぞれに商品企画のプレゼンテーションを行ってもらい、講師による講評・審査を実施する。</p> <p>なお、本プレゼンテーションを通じて、特に優秀な企画と評価された上位3事業者については、講師による継続的なフォローアップを行い、実際の商品化に向けた支援を実施している。</p> <p>(注) 当省が作成した。</p>
2	都道府県	需要の拡大	<p>都道府県が指定する伝統工芸品の製造に10年以上従事したおおよそ50歳以下の職人を対象に、①海外展開に当たって現在直面している課題や改善すべき点等について、電話や対面等の面談による専門家のヒアリングを実施し、②ヒアリングの結果を踏まえ、実際に海外展開する際に直面する課題に対して専門家から実践的なアドバイスやマッチングの機会を提供する等といった支援策を実施している。</p> <p>本事業に参加した製造事業者の中には海外での販路開拓に成功している例があるほか、都道府県の担当者は、「伝統工芸品を専門家（海外のアドバイザー）に見せることで、例えば、品質の良さから、デザインを変えたりすることなく、そのままの形でも売れるといった評価が得られるなど、日本とは違った反応や商機に気付くことができている。そういった点からも成果を感じている。」としている。</p>
3	市区町村	需要の拡大	<p>伝統工芸品の国内需要が低迷している実態を踏まえ、製造事業者が伝統工芸品の製造技術を応用し、文化財の修復を受注することができれば売上げの増加につながる可能性があるとして、文化財修復の基礎を学ぶことが可能なセミナーを開催している。</p>
4	都道府県	原材料の確保	<p>都道府県内で生産されている伝統工芸品の原材料は、樹木の樹皮である。従前から、伝統工芸品の製造事業者は、当該樹木を産地内で採取していたが、近年、当該樹木の数が少なくなったため、地域内や比較的近隣の国有林から樹木の植生地域を探し、産地を管轄する森林管理署から立木として買い受けていた。</p> <p>しかし、当該樹木をある程度まとめて採取できる場所が、次第に国有林の奥地に移り変わり、人力での採取作業が困難となっていたほか、原材料の植生の分布など基礎情報が不足していることもあり、産地においては、原材料の継続的な確保が大きな課題となっていた。</p> <p>このように原材料の確保が課題となる中、同都道府県は、原材料となる樹木の樹皮を安定的に確保するため、平成25年3月に、森林管理局と連携して、当該原材料の利用方策を取りまとめている。</p>

		<p>同方策では、原材料となる樹木が伝統工芸品の製造に適した大きさに成長するまでの期間を40年と想定し、国有林・都道府県有林内に計40か所程度設定した採取区域から順に50本程度を採取し、一巡後にそれを繰り返すことで、原材料を計画的・持続的に確保するとしている。</p> <p>産地組合等においては、平成26年度から、当該方策に基づく計画的な原材料の確保を実施しており、26年度及び27年度は都道府県有林から調達し、28年度及び29年度は国有林から調達している。</p> <p>産地組合は、当該都道府県の定めた本方策について、「以前、製造事業者等においては、原材料の調達に向けて、自ら樹木を探す必要があったが、本方策により、当該作業が不要となり、安定的に原材料の確保が図れるようになった意義は大きい。」と評価している。</p>
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 地方公共団体が自ら実施する伝統工芸の振興に向けた取組

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村の中には、地域内の伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けて、地方公共団体が主体となり、時には産地組合や製造事業者と連携するなどして、需要の拡大、後継者の確保及び原材料・用具等の確保に向けた取組を実施している例がみられた。

地方公共団体によっては、表5-(2)-⑥のとおり、取組を通じて生活様式の変化に対応した新商品開発につながったとする事例や、体制面のせい弱な産地組合に代わり、地方公共団体が主体となって研修等を実施するなど、後継者の確保や重要無形文化財としての技術の継承に取り組んでいる事例、地方公共団体が大学等と連携して不足する原材料・用具等の確保に関する研究を実施する事例なども確認された。

表5-(2)-⑥ 地方公共団体が自ら実施している取組により成果がみられた事例

No.	実施主体	取組の 類型	内容
1	市区町村	需要の 拡大	<p>伝統工芸品の需要が減少している要因には、製品が現代の生活様式と合っていないこと（住宅の洋風化により、従来、製品を置いていた床の間等和室の減少）等があるとして、現代の生活様式に合った製品を開発するとともに、国内外の新たな顧客層（例えば、自宅でホームパーティーを開催し、ロコミ等の情報発信によりインフルエンサーとなる中流・上流層）をターゲットとした販路開拓を行う必要があると認識している。</p> <p>平成27年度から産地組合と連携して、アドバイザーを招へいし、アクリル等の異素材を製品に組み込むなど、洋室ともなじむ、現代の生活様式に適合した新商品を開発するとともに、国内外のバイヤーが出入りする東京のセレクトショップで展</p>

			示販売することで、伝統工芸品のブランドイメージの確立を図っている。
2	市区町村	需要の拡大	<p>若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行えていない状況を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施</p> <p>同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。</p>
3	市区町村	後継者の確保	<p>技術等の一部が重要無形文化財にも指定されている伝統工芸品（和紙）について、職人の後継者の確保・技術の継続性の確保を目的とした「手すき和紙後継者育成研修」を、平成28年10月から令和元年9月まで3年間、市区町村が主体となって実施している。</p> <p>当該研修では、和紙の製造に係る基礎知識及び技術の習得を目的として、重要無形文化財の保持団体が講師を担当しており、研修の結果、後継者6人の確保につながっている。</p> <p>なお、同様の後継者育成事業については、過去2回、産地組合の主催により実施されていたが、現在、組合員の減少や、高齢化等の事情によって、産地組合が事業主体となることは困難な現状から、現在では同市区町村が主体となって事業を実施している。</p>
4	市区町村	後継者の確保	<p>生産者も生産額も減少傾向にある状況を打開すべく当該伝統工芸品の再興を図ろうという取組の中、新たな発想とやる気を持って、行政機関や関係団体と連携し、普及促進と保存継承を図る業務に協力できる人材を募集し、地域おこし協力隊に委嘱。これまで地域おこし協力隊の委嘱期間を終了した者は3人であり、うち2人は、調査時点で、同市区町村内に在住し、生産者として活動している。</p>
5	市区町村	後継者の確保	<p>技術等の一部が重要無形文化財にも指定されている伝統工芸品（織物）について、長引く景気の低迷や生活様式の変化による生産量の減少から、今後、その技法が途絶えることを懸念している。</p> <p>また、同市区町村では、本伝統工芸品の製造技術を後世に伝えるためには、技術を学ぶ意欲のある研修生を受け入れ、育成する必要があると認識している一方で、生業としての成立が見込まれない以上、後継者としての定着は困難としている。</p> <p>そこで、市区町村は、後世に伝統工芸品の技術を確実に継承するため、伝統工芸品の製造技術者を市区町村職員（技術専門</p>

			<p>職)として採用し、収入を安定させた上で、当該伝統工芸品の全工程を習得させて技術を確実に継承するとしている。</p> <p>本技術専門職は、製造事業者の工房での研修のほか、同市区町村が実施する伝統工芸品に関連するイベントの担当者として、準備及び運営に関する業務を行うほか、伝統工芸品のPRに関する業務等も担当している。</p> <p>市区町村は、本技術専門職について、「将来的には、指導者として各工程の技術を伝える業務を担当させる予定である。」としている。</p>
6	市区町村	原材料の確保	<p>市区町村内で生産されている伝統工芸品(織物)の製造工程のうち、糸の染める部分を分ける「くくり」の工程には、手作業による手くくりのほか、くくり機を使用する機械くくりがあり、機械くくりを使用しても国指定の伝統工芸品の要件を満たしている。</p> <p>くくり機は、明治時代から使用されており、当初は人力による足踏み式であったが、約20年前に、産地組合が域内の関係機関に依頼し、作業時間を大幅に短縮することが可能な電力式の自動くくり機を開発しており、当該自動くくり機を使用することで、作業時間を大幅に短縮することが可能となっている。</p> <p>調査時点で、機械くくりによる製造事業者の半数が当該自動くくり機を活用しているが、自動くくり機は産地内の共同作業施設に4機設置されているのみであり、自動くくり機が故障した場合、伝統工芸品の製造が大きな打撃を受ける可能性があり、自動くくり機の維持管理は産地の重要な課題となっていた(なお、自動くくり機の開発に携わった担当者は既に退職しており、老朽化等により自動くくり機が故障した場合には、その修理を行うこともできない状況となっていた)。</p> <p>市区町村は、日頃から会議などで産地組合の職員や製造事業者と接する機会を有していたことから、産地において、自動くくり機の維持管理が課題となっていたことを把握し、連携協定を締結している地元大学との協働により、自動くくり機の維持管理に向けた調査研究事業を開始している。</p> <p>上記の調査研究を実施したことで、自動くくり機の維持管理について、①老朽化による部品の劣化が進行しているものの、当該部品が入手困難となっていること、②制御用ソフトが最新のOSに対応していないこと、③故障した際の修理・調整に長時間を要することなど、従来、漠然と認識されていた問題点が明らかになるとともに、当該機械の構造が把握され、今後、自動くくり機の実験機の試作が行われる予定となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

エ 地方公共団体に対する支援の実態

(7) 地方公共団体における伝統工芸品産業の支援の実施状況と意見

上記ウで整理したとおり、調査対象とした地方公共団体においては、産地組合・製造事業者への支援を行うほか、自ら又は産地組合や製造事業者との連携により、需要の拡大、後継者の確保、原材料の確保に向けた取組を実施している事例も確認されており、地方公共団体が伝統工芸品産業の振興に当たって重要な役割を担っている実態がみられた。

一方、調査対象とした地方公共団体の一部からは、表5-(2)-⑦のとおり、厳しい財政状況の中、地方公共団体単位で伝統工芸品産業の支援を継続することは困難とする実情や、伝統工芸品産業への支援の優先度は低いとする実情も確認された。

表 5-(2)-⑦ 伝統工芸品産業への支援に関する地方公共団体の意見

No.	主体	内容
1	都道府県	厳しい財政状況の中、都道府県単位で伝統工芸品の支援を継続することは困難となっている状況にある。
2	都道府県	伝統工芸品産業振興に係る予算は厳しい状況にある。
3	都道府県	伝統工芸の振興は、都道府県の中でも優先順位が低く、予算も付いていない。

(注) 当省の調査結果による。

調査対象とした地方公共団体が実施している伝統工芸品産業への支援・取組等について、国の支援制度の活用状況を確認したところ、地方公共団体による取組については、財源に制約がある中で、単独予算により取組等を実施している実態がみられた。

また、表5-(2)-⑧～⑩のとおり、調査対象とした地方公共団体の担当者からは、産地組合と地方公共団体が一体となって活用できる補助制度の創設や、地方公共団体に向けたノウハウ・情報の提供を望む声等が聴かれた。

表 5-(2)-⑧ 地方公共団体に向けた支援制度の必要性等に係る意見

No.	主体	内容
1	都道府県	伝統工芸品産業の振興は、製造事業者の経営力の強化と担い手の育成を両輪で進めていく必要があると考えている。本都道府県は、財政的にも厳しく、製造事業者の経営力強化に特化した取組を行っているが、伝統的工芸品の産地組合の体制が弱体化していく中で、個々の組合が振興計画を策定し、自ら補助金を申請する現在のスキームに加え、都道府県や市区町村が組合と一体となって後継者育成等に活用し得る補助制度等があれば、産地の実態に沿った活用が進むのではないかと思われる。
2	市区町村	製造事業者は、家族経営など小規模であること、伝統的に商品企画や販路開拓は卸商の役割とされてきたこと等から、振興計画等を策定して新製品開発や販路開拓等の事業を実施しようとする者がいない。 そのため、市区町村が主導して、伝統工芸品の復興振興計画を作成し、産地の復興・振興のための事業を実施している。経済産業省の伝産補助金

		は、製造事業者等を対象としていて、行政機関が実施する場合には対象とならないので、市区町村が主導して事業を実施する場合にも補助金の対象になるようにしてほしい。
3	都道府県	伝統工芸品産業振興に係る予算の状況は厳しい状況にある。伝統工芸の振興施策に関して、都道府県を対象とした補助金があるとよいと考えている。
4	市区町村	市区町村が行う伝統工芸品の海外展開事業や、インバウンド誘致に関する補助制度を創設してほしい。
5	都道府県	国の伝統工芸の振興に係る施策については、現在、産地組合や伝産協会を対象とした事業がほとんどであるので、都道府県を対象とした事業（需要開拓事業等）の創設を希望したい。

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(2)-⑨ 地方公共団体に向けたノウハウ等の補完に係る支援に係る意見

No.	主体	内容
1	市区町村	伝統工芸品産業全体としては衰退傾向にある中でも、産地規模や生産額を維持又は増加しているような伝統工芸品について、その背景や要因、支援している地方公共団体の取組について、国から紹介してくれると参考になる。
2	市区町村	文化財保護部局が伝統工芸の後継者の確保に向けた支援を実施しているが、産業振興部局においては、産地組合や伝統工芸製造事業者等に対する支援等を実施しておらず、伝統工芸に関する知識を有する職員がいない。 このため、将来、何らかの伝統工芸の振興に関する支援策を検討する場合に、経験やノウハウを持つ相談先がほしい。

(注) 当省の調査結果による。

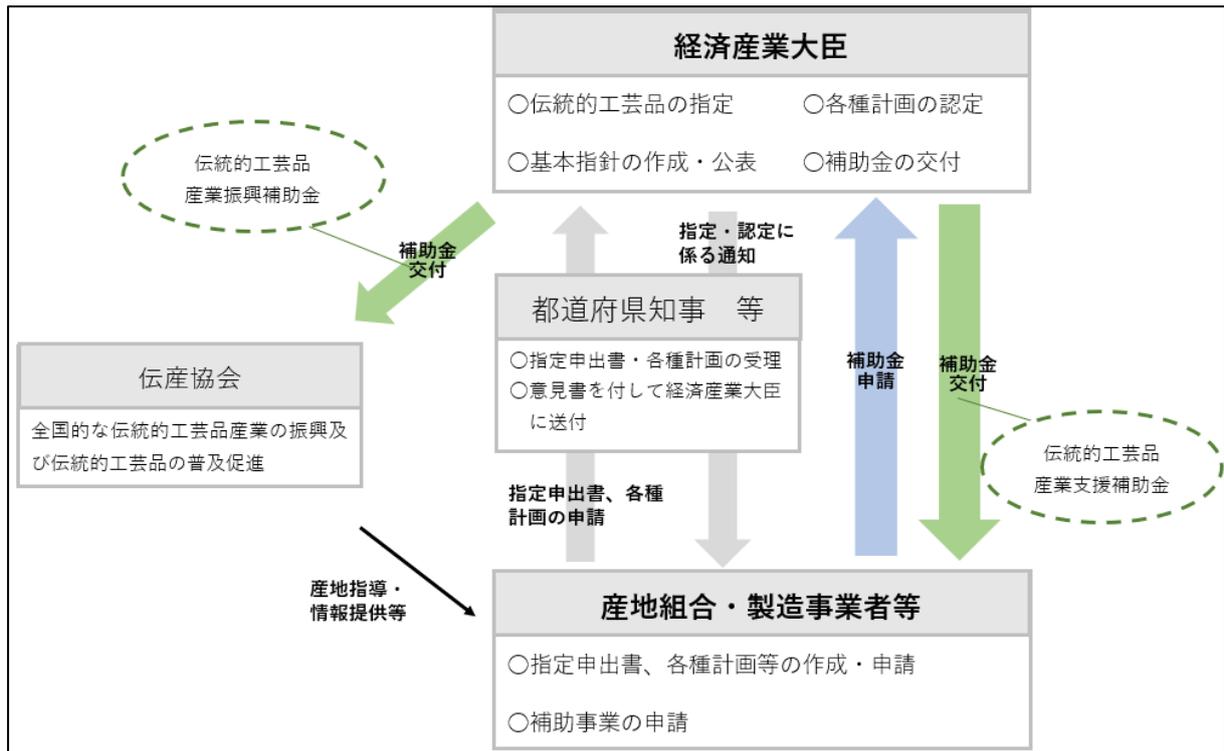
表 5-(2)-⑩ 国指定以外の伝統工芸品への支援に係る意見

主体	内容
都道府県	厳しい財政状況の中、都道府県単位で伝統工芸品の支援を継続することは困難となっている状況にある。経済産業省の補助金は、国の指定を受けた工芸品を対象としているが、都道府県指定を含めたそれに準ずる工芸品も支援を受けられるような制度・体制を希望したい。

(注) 当省の調査結果による。

なお、現時点では、地方公共団体による伝統工芸品産業の振興に向けた取組・支援について、これらに特化した国の支援制度はみられず、現行の伝産法の支援スキームにおいても、図5-(2)-⑩のとおり、経済産業省による伝産補助金の支援対象は産地組合・製造事業者等のみであり、地方公共団体は対象外となっている。

図5-(2)-⑪ 伝産法の支援スキーム



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 地方公共団体に対する支援の必要性（当省の考察）

上記のとおり、伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に当たって、地方公共団体は、産地組合・製造事業者に対する財政的支援のみならず、取組に際して不足するノウハウ等の補完など多岐にわたる支援を行うほか、自ら又は産地組合や製造事業者等との連携により、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった産地の課題解決に向けた取組を実施している事例も確認されており、地方公共団体が伝統工芸品産業の振興に当たって重要な役割を担っている実態がみられた。

その一方で、調査対象とした地方公共団体によっては、厳しい財政状況の中で伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けた取組を行っている実態もみられた。

また、現時点では、地方公共団体が産地組合や製造事業者への支援等を実施する際、地方公共団体が活用可能な国の支援制度として、伝統工芸品産業の振興に特化したものはみられない。

なお、内閣府の地方創生推進交付金については、地方公共団体による伝統工芸品産業の振興に活用することも可能ではあるが、地方公共団体として伝統工芸品産業の振興よりも優先すべき事業がある場合等、必ずしも伝統工芸品産業の振興に活用することができない可能性もある。

以上を踏まえ、経済産業省及び文部科学省（文化庁）においては、伝統工芸品産業の振興及び技術・技能の継承について、地方公共団体が担っている役割の重要性や実態を鑑みて、その意見等を参考とし、支援の必要性等について検討することが望まれる。

第3 参考事例の紹介

1 本項目（参考事例の紹介）について

本報告書では、伝統工芸の維持・存続に向けて、調査対象とした産地における需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保のそれぞれの取組を分析し、これらの取組の背景にある課題、取組を後押しするために必要な支援の在り方や、産地の支援ニーズ等を整理している。

しかし、本調査においては、上記分析に関する項目において紹介した事例以外にも、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保に関し、産地によっては多種多様・独創的な取組を行っている例を把握したことから、本項目では、これらの取組を産地における取組の参考に資するため、紹介することとする。

(1) 需要の拡大

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(2)において、産地の需要の拡大に向けた取組について、需要を拡大するための戦略や、対象とする顧客層等を軸として取組の方向性を8種類に類型化し、その類型ごとに取組の実施状況等を整理し、その中でも、新たな市場開拓・商品開発に向けた取組で、かつ取組数が多かった「新市場（国内）に向けた販路開拓」、「新市場（海外）に向けた販路開拓」、「国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の三つの方向性について重点的に分析を行い、これらの取組を後押しするために、どのような支援が有効となるかについて整理している。

しかし、産地によっては、上記の方向性以外に、①既存の市場への浸透、②商品価値の付加・保護、③商品のマイナーチェンジ等、④インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発、⑤技術の転用等といった方向性の取組も確認されたことから、これらの取組の実態について、参考までに以下ア～オで整理することとしたい。

ア 既存の市場への浸透

産地によっては、新規市場開拓・新商品開発と並行するなどして、既存の顧客層・既存のエリアにおける伝統工芸品の普及を目的に、表1-(1)-①のとおり、産地における催事や展示即売会を実施している例がみられた。

表1-(1)-① 既存の市場への浸透に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	産地組合は、伝統工芸品の販売促進と若手職人の意欲向上、高い技術の情報発信を目的として、昭和27年度から、組合員が製作した新作品を発表する展示会を開催しており、表彰を実施。受賞作品の一部は、地方公共団体が買い取るにより、技術の継承・保存にもつなげている。
2	陶磁器	産地組合は、伝統工芸品の発展、技術の向上及び地場産業としての振興発展を目的として、昭和54年度から、産地でオークションや展示販売、制作体験等を行う催事を開催している。

(注) 当省の調査結果による。

イ 商品価値の付加・保護

産地によっては、近年、産地外からの安価な類似品の流入や、消費者に対する商品価値（製造技術や品質の高さ）に関する周知を課題としており、表1-(1)-②のとおり、伝統工芸品のブランド化など、商品価値の付加・保護に向けた取組を実施している例がみられた。

表1-(1)-② 商品価値の付加・保護に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	産地組合は、①従前から第三者による模造品の製造がみられたこと、②伝統工芸品のブランド力の向上により、取引先や消費者に対して安心な製品であると認知してもらうことを理由として、平成19年に、伝統工芸品を地域団体商標として登録している。 また、産地組合が定めた伝統工芸品の検査規則に基づき、組合員が製造した全製品の品質検査を実施し、品質検査に合格した製品については検査合格証や保証書を発行し、その品質を保証することで、その価値を向上させている。
2	和紙	産地組合は、伝統工芸品のブランドが確立されていないことを大きな課題として認識し、全国中小企業団体中央会の支援策を活用し、青年部会や女性の組合員を中心に振興プロジェクトを立ち上げ、製造事業者・問屋・建築設計事務所など、様々な関係者からヒアリングを実施し、伝統工芸品の強みを生かす産地ブランド戦略と、それを生かした振興計画を策定した。今後、当該計画に基づき、産地が一体となって伝統工芸品のブランド価値の向上を目指すとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 商品のマイナーチェンジ等

産地によっては、伝統工芸品の形状・用途を保ちつつ、商品の種類（色・形状等）を追加するなど、表1-(1)-③のとおり、商品のマイナーチェンジに向けた取組により、売上げの向上を目指している例がみられた。

表1-(1)-③ 商品のマイナーチェンジ等に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	産地組合は、需要の拡大に向けて、商品ラインナップの充実を図るため、伝統工芸品としての良さ・魅力を保ちつつ、新たなデザインや色合いの商品開発を目指して、新色漆の研究や、新色漆を活用した試作品の開発、展示会における意見聴取及びマーケティングを実施している。
2	木工品・竹工品	産地組合は、商品開発に向けて、原材料の色合いの変更技術を研究するため、原材料の染色技術に係る研究を地元の研究機関に委託しており、今後、当該技術の活用方法を検討するとしている。

(注) 当省の調査結果による。

エ インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発

産地によっては、実地調査時（令和元年度時点）に高まりを見せていたインバウンド需要への対応等を目的に、表1-(1)-④のとおり、訪日する海外の富裕層等に向けた新商品開発を実施している例がみられた。

表1-(1)-④ インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	陶磁器	産地組合は、外国人観光客の増加から産地内で超富裕層向けのホテル建設が相次ぎ、内装用品の需要が拡大している状況があるとして、住生活空間に関するアイテムの試作開発事業を実施していた。 産地組合は、上記の事業を実施する上で、伝統工芸品の製造技術を生かし、訪日外国人に向けた新商品開発を進めるために、建築デザイナー等を講師に迎え、引手・ドアノブ・延長コード・ダクト・植木鉢といった内装用品等の開発に成功した。
2	全般	市区町村は、若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行っていない状況を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施 同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。

(注) 当省の調査結果による。

オ 技術の転用等

産地によっては、表1-(1)-⑤のとおり、伝統工芸品の製造技術を転用して文化財の補修を実施する等、他の事業分野に進出することで、新たな需要を創出している例がみられた。

表1-(1)-⑤ 技術の転用等に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工品・竹工品	都道府県立高校は、伝統工芸品に関する研究活動を実施していた教諭の着想により、当該伝統工芸品の耐力性に着目し、製造事業者等との連携（製造技術の指導等）により、当該伝統工芸品の製造技術を生かした建材を開発している。
2	漆器	市区町村は、伝統工芸品の国内需要が低迷している実態を踏まえ、製造事業者が伝統工芸品の製造技術を応用し、文化財の修復を受注することができれば売上げの増加につながる可能性があるとして、平成28年度から30年度に文化財修復の基礎を学ぶことが可能なセミナーを開催した。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 後継者の確保

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(3)で、産地における後継者の確保に向けた取組について、従事希望者の発掘、修行・就業、そして独立に至るまでの各段階に沿って整理・類型化し、その結果整理した、「①児童・生徒等への教育啓発活動等」、「②従事希望者を対象とした研修等」、「③新規従事者の受入れ等への支援」、「④若手従事者の技術向上のための支援」、「⑤経営スキル等習得のための支援」及び「⑥作業設備の提供等」の六つの方向性の取組について、産地における取組と支援ニーズの整理を行っている。

しかし、産地によっては、上記の類型に収まらない取組として、①副業・趣味としての技術継承、②製造技術の記録・保存といった取組も確認されたことから、これらの取組の実態について、参考までに以下ア及びイで整理することとしたい。

ア 副業・趣味としての技術継承

産地によっては、伝統工芸品の需要減少等により、伝統工芸品の製造で生計を立てることが現実的に困難な状況に鑑み、表1-(2)-①のとおり、後継者が必ずしも伝統工芸品の製造を生業とすることとせず、副業・趣味として技術を後世に継承することを試みる産地もみられた。

表 1-(2)-① 副業・趣味としての技術継承に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工品・竹工品	産地組合は、市区町村と連携し、伝統工芸品の製造技術を後世に伝えるため、毎月第2・第4日曜日に伝統工芸品の技術研修会を実施している。同組合では、学ぶ機会を隔週で設けるだけでは、伝統工芸を生業として独立するほどの技術が身に付かない可能性も認識した上で、「伝統工芸品の消滅をいかに食い止めるか」という点を重要視し、伝統工芸品の製造技術を副業・趣味としてでも継承することを試みている。
2	織物	産地組合は、伝統工芸の振興に向けた後継者の育成事業を実施しており、直近では若年層等後継者創出育成コースとして、未経験者を対象とした基本技術の研修講座等を開講しているが、これまでに当該事業の卒業生が就業・起業につながった成果はみられない。 ただし、卒業後も卒業生を対象とした講座を引き続き受講している例がみられるほか、随時、作業場を備えた市区町村の施設に来て製作しているなど、継続して技術の習得に励む者が多数いることから、産地組合は当該事業の卒業生を、潜在的な後継者として認識している。

(注) 当省の調査結果による。

イ 製造技術の記録・保存

産地によっては、技術継承に資するため、表1-(2)-②のとおり、伝統工芸品の製造技術の記録・保存に取り組んでいる産地もみられた。

表 1-(2)-② 製造技術の記録・保存に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	<p>産地組合は、経済産業省の伝産補助金を活用し、伝統工芸品の制作工程を制止画・動画で記録しているほか、記録した動画を編集することで、工芸家を目指している若者向けの学習教材や、展示会等における情報発信ツールとしても活用している。</p> <p>同組合は、本取組について、「伝統工芸に係る技術等は、今まで師匠から弟子へと、日々の業務を通じて継承されてきた。かつては、師匠と弟子が寝食を共にする機会も多く、日常的に技術等の継承の場が存在していたが、現在ではその継承の仕組みが失われつつある。こうしたことから、その技術等を記録として保存し、後世に伝えていくことが肝要である。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(3) 原材料・用具等の確保

本報告書では、第2「調査結果」の項細目4(4)で、産地の原材料・用具等の確保に向けた取組について、原材料・用具等の不足に至る背景事情や、原材料・用具等の種類・特性等に沿って整理・類型化し、その結果整理した、「①採取可能地域に関する調査・情報提供」、「②産地における自家栽培・植林による確保」、「③代替物の開発等に関する調査・研究」、「④生産者・製造者の育成、事業承継支援」、「⑤生産者・製造者への補助」及び「⑥共同調達の実施」の六つの方向性の取組について、産地における取組と支援ニーズの整理を行っている。

しかし、産地によっては、上記の類型に収まらない取組として、①安定供給に向けた供給元との調整、②用具等の新規調達・修繕に関する支援といった取組も確認されたことから、これらの取組の例について、参考までに以下ア、イで整理することとしたい。

ア 安定供給に向けた供給元との調整

産地によっては、資源の枯渇、原材料の生産量減等により、原材料の確保が困難になるおそれがある状況に鑑み、表1-(3)-①のとおり、原材料の生産地など供給元と必要な原材料の確保に向けた調整を行う産地もみられた。

表 1-(3)-① 安定供給に向けた供給元との調整に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	織物	<p>伝統工芸品を製造する工芸家は、従前、市区町村内の森林や比較的近隣の国有林から原材料となる樹木の樹皮を採取していたが、当該樹木の数が少なくなり、製造に使用する樹皮をある程度まとめて採取できる場所が奥地となって人力での作業が困難になってきた。また、都道府県内における当該樹木の分布など基礎情報が不足していることもあり、継続的な原材料の確保が大きな課題となっていた。</p> <p>このような産地の状況を踏まえ、伝統工芸品の原材料となる樹皮を国・公有林から安定的に確保できるよう、都道府県、森林管理局、市区町村及び産地組合といった関係者が連携することとなり、平成 26 年 3 月に都道府県と</p>

		<p>森林管理局の間で、原材料の持続可能な採取方法や原材料の確保に係る連携体制を盛り込んだ利用方策を取りまとめた。当該方策において、原材料となる樹皮の持続可能な採取方法として、当該樹木が伝統工芸品の製造に適した大きさに成長するまでの期間を40年と想定し、国・公有林内に計40か所程度設定した採取区域から順に50本を採取し、一巡後にそれを繰り返すことで持続的に確保できるようにすることと定め、これにより、計画的に原材料を採取・確保することが可能となっている。</p>
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

イ 用具等の新規調達・修繕に関する支援

産地によっては、伝統工芸品の需要減少等に伴い、伝統工芸品の製造に要する用具製造で生計を立てることが現実的に困難な状況となり、用具製造に携わる職人の減少等によって用具の新規調達や修繕が困難になるおそれがある産地がみられたが、表1-(3)-②のとおり、用具の調達・修繕に関する支援に取り組む産地もみられた。

表 1-(3)-② 用具等の新規調達・修繕に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	和紙	<p>市区町村は、後継者の育成等の際に簀桁が破損した場合など、生計にも影響が出てくるとの手すき和紙職人の懸念を踏まえ、当該市区町村及び個人が所有する、使われていない簀桁を掘り起こし、修理を実施した上で、研修等で利用するなど、後継者の育成等に活用することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

第 4 参考

資料① 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（伝統的工芸品の指定等）

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3～7 （略）

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人（以下「協会」という。）の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

（成立の届出）

第二十三条の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

（協会の業務）

第二十四条 協会は、第二十三条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。
- 二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。
- 三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。
- 四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。
- 五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。
- 六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。
- 七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。

八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。

九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(協会の業務の監督)

第二十四条の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(名称の使用制限)

第二十五条 協会でない者は、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第二十四条の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる。

(注) 下線は当省が付した。

資料② 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2・3 （略）

（重要無形文化財の指定等）

第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として第二項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（重要無形文化財の保存）

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この節において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を

準用する。

(選定保存技術の選定等)

第百四十七条 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

(選定保存技術の保存)

第百五十条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第百五十二条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

資料③ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号。昭和 50 年文部省告示第 154 号最終改正）〈抜粋〉

第一 重要無形文化財の指定基準

(略)

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

(略)

[工芸技術関係]

保持者

一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者

二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

(注) 下線は当省が付した。